

岐阜県の農業行政

(令和5年度版)



岐阜県

目次

1 令和5年度農政部の基本方針等

令和5年度農政部の基本方針	2
---------------	---

<基本方針に位置付けた事業概要>

担い手の営農定着、経営発展への支援強化	3
農業を支える多様な担い手の育成・確保	4
スマート農業・データ活用型農業の推進	5
食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築	6
岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進	7
地産地消県民運動の展開と安心・信頼を届ける農畜水産物づくり	8
県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり	9
輸出拡大と大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化	10
畜産物を支える生産体制強化と家畜伝染病に対応できる産地づくり	11
主要園芸産地の生産体制強化と新たな需要開拓による花き振興	12
農地の保全と生活環境の向上対策、鳥獣害対策等の推進	13
世界農業遺産「清流長良川の鮎」など鮎漁場の持続化支援	14
地域の魅力を活かした農村の活性化	15
中山間地域を守り育てる対策	16

2 令和5年度農政部の施策

(1) 農政課

農業協同組合中央会事業活動促進費補助金	18
農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業費	18
農畜水産物のみどり戦略プロジェクト事業費	18
農畜水産物のDX加速化プロジェクト事業費	18
農業の気候変動適応プロジェクト事業費	18
農畜水産物イノベーションプロジェクト事業費	18
次世代農畜水産物のデザインプロジェクト事業費	18
高額研究開発機器等整備事業費	19
重点研究開発推進費	19
農業技術センター試験調査費	19
中山間農業研究所県単試験調査費	19
畜産研究所県単試験調査費	19
畜産研究所養豚養鶏研究部再編整備事業費	19
種豚再造成事業費	19
飛騨牛改良事業費	19
水産研究所試験調査費	19

<スマート農業推進室>

スマート農業推進拠点整備事業費	20
スマート農業普及推進事業費	20
スマート農業技術導入支援事業費補助金	20
スマート農業産地モデル実証事業費	21

環境保全型スマート技術実証事業費	21
次世代につながる営農体系の確立支援事業費補助金	21
グリーンな栽培体系への転換サポート事業費補助金	22
農業DXプラットフォーム推進事業費	22

(2) 検査監督課

農業協同組合監督事務費	23
水産業協同組合監督事務費	23

(3) 農産物流通課

県産農産物情報収集活動費	24
大都市圏販路拡大対策事業費	24
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金	24
県産農産物イメージアップ事業費補助金	25
規格外農産物等活用促進事業費補助金	25
規格外農産物等活用促進事業費	25
地域の食育推進支援事業費補助金	25
卸売市場整備事業費補助金	25
卸売市場等流通対策事業費	25
岐阜の「食」資源発掘・活用事業	26
輸出重点国農産物プロモーション事業費	26
海外拠点連携強化緊急対策事業費	26
商社連携型農産物等輸出拡大事業費	26
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費補助金	26
畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助金	26
ハラール認証飛騨牛販路開拓事業費	27
農産物輸出戦略推進事業費	27
新規輸出品目促進事業費補助金	27
グローバル産地づくり推進事業費補助金	27
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業費補助金	27
清流の国ぎふ地産地消運動推進事業費	27
岐阜県農業フェスティバル開催費負担金	28
学校給食地産地消推進事業費補助金	28
食と農の魅力発信強化事業費	28
県産農産物販売力強化事業費	28
6次産業化促進事業費	28
食と農のアンテナショップ機能強化事業費	28
農業6次産業化促進支援事業費補助金	29
6次産業化サポート体制整備事業費	29
6次産業化推進事業費補助金	29
6次産業化施設整備事業費補助金	29
地域食農連携プロジェクト推進事業費	29
地域の魅力再発見食育推進事業費補助金	30
2020農畜水産物レガシー活用推進事業費	30

県産農畜水産物関西圏市場開拓事業費	30
飛騨牛プロモーション事業費	30
農林水産祭参加費	30

(4) 農業経営課

農業共済指導検査事務費	31
普及指導員活動費	31
普及推進事業費	31
新たなブランド育成支援事業費	31
普及企画費	31
女性が変わる未来の農業体制整備事業費	31
女性が変わる未来の農業整備事業費補助金	32
農業大学校運営費	32
人材養成指導費	32
緑の学園開催事業費	32
農村青少年クラブ事業費補助金	32
海外研修事業費補助金	32
農業担い手リーダー支援事業補助金	33
利子補給金・利子助成補助金・保証料補給金	33
収入保険加入促進事業費補助金	34
収入保険加入者支援事業費補助金	35

<担い手対策室>

就農・就業相談窓口事業費補助金	36
就農・就業相談員等補助金	36
ぎふアグリチャレンジ支援センター人件費補助金	36
WEB就農研修支援事業費補助金	37
新規就農者育成総合対策事業費補助金	37
新規就農者育成総合対策推進事務費	38
農業次世代人材投資事業費補助金	38
ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金	38
新規就農サポート事業費補助金	39
新規就農サポート推進事務費	39
意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費	39
農福連携推進活動事業費補助金	39
農福連携推進強化事業費補助金	40
農福連携推進活動事業費	40
新規就農・経営安定支援事業費補助金	40
地域計画策定推進緊急対策事業費補助金	41
地域計画策定推進緊急対策事業費	41
農地中間管理機構事業費補助金	41
農地中間管理機構運営費補助金	41
農地中間管理事業事務費	41
機構集積協力金交付事業費補助金	41

農業経営者法人化等総合サポート事業費	42
集落営農等育成推進事業費	43
集落営農後継者育成等推進事業費補助金	43
中山間地域等担い手育成支援事業費補助金	43
集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金	44
新規園芸品目導入経営多角化事業費補助金	44
経営体育成支援事業費補助金	45
農業の労働力安定確保推進事業費補助金	46
農業経営法人化支援事業費補助金	46
岐阜県就農支援センター運営費	46

(5)農産園芸課

環境保全型農業直接支払交付金	47
環境保全型農業直接支払等推進交付金	48
環境保全型農業直接支払等県推進指導費	48
清流を守る環境保全型農業総合推進事業費	48
有機農業指導員育成事業費	48
有機農業総合推進事業費	48
有機農業産地づくり推進緊急対策事業費補助金	48
有機農業生産振興事業費補助金	49
ぎふ清流GAP運営事業費	49
ぎふ清流GAP運営事業費補助金	49
ぎふ清流GAP運営事業費補助金（人件費）	49
GAP指導員育成事業費	49
GAP指導員育成事業費補助金	49
GAPチャレンジ推進事業費	49
GAPチャレンジ推進事業費補助金	50
国際水準GAP認証取得支援事業費補助金	50
グッドな農業を目指すGAP推進PR事業費	50
グッドな農業を目指すGAP推進PR事業費補助金	50
主要農作物重金属等安全対策推進事業費	50
肥料検査指導費	50
防除指導費	50
病害虫防除所運営費	51
病害虫防除員活動費	51
病害虫総合管理技術推進対策事業費	51
ウメ輪紋ウイルス緊急防除対策事業費	51
侵入病害虫緊急防除対策事業費	51
侵入病害虫緊急防除対策事業費補助金	51
ジャンボタニシ難防除病害虫被害対策推進事業費	51
指定病害虫発生予察事業費	52
重要病害虫発生予察事業費	52
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費	52
農薬安全使用総合推進指導事業費	52

元気な農業産地構造改革支援事業費補助金	52
需要対応型ぎふ米産地ブランド確立支援事業費	55
中山間地域次世代米ブランド育成事業費	55
岐阜県米麦改良協会補助金	55
採種指導運営事業費	55
主要農作物原種等供給強化事業費	55
備蓄米管理調整交付金	55
農産物検査対策事業費	55
麦・大豆生産性向上対策推進事業費	56
麦・大豆生産性向上対策推進事業費補助金	56
農業機械利用総合対策推進事業費	56
産地収益力向上対策条件整備事業費補助金	56
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金	56
水田農業構造改革推進事業費補助金	56
水田農業構造改革推進指導費	57
水田フル活用推進事務費補助金	57
水田フル活用実践指導費	58
持続可能な産地育成支援事業費	58
畑作物産地形成促進事務費補助金	58
畑作物産地形成推進事務費	58
加工・業務用野菜拡大推進事業費補助金	58
園芸産地持続力強化支援事業費補助金	59
野菜生産出荷安定資金造成費補助金	59
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費補助金	59
県野菜価格安定交付準備金造成費補助金	59
岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策補助金	59
いちご育苗委託システム実証推進事業費	60
園芸特産ブランド力強化推進指導費	60
園芸特産振興団体育成対策費補助金	60
元気な美濃茶産地づくり推進事業費	60
蚕業振興対策事業	60
園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金	60
学校花壇コンクール（F B C）推進費	61
花き生産振興指導費	61
関東東海花の展覧会事業費	61
園芸福祉サポーター実践活動促進事業費	61
ぎふ花き販路拡大促進支援事業費補助金	61
ぎふ花と緑の振興コンソーシアム運営負担金	62
高校生花いけバトル全国大会開催費負担金	62
国際園芸アカデミー運営機能強化推進事業費	62
花き総合指導センター事業費	62
ぎふ花き活用拡大推進事業費	62
ぎふ花き活用拡大事業費補助金	63

国際園芸アカデミー教育環境整備事業費	63
国際園芸アカデミーネットワーク拡張整備費	63
花と緑の振興顧問設置費	63
ぎふ花と緑の振興促進事業費補助金	63
花きの担い手育成経営・技術支援事業費	64
国際園芸アカデミー運営費	64

(6)畜産振興課

畜産経営指導事務費	65
中小家畜生産強化支援事業費補助金	65
養蜂推進事業事務費	65
畜産協会等事業推進費補助金	65
畜産コンサルタント設置事業費補助金	65
食鳥処理施設整備事業費補助金	65
農畜産業振興機構委託事務費	65
地方競馬全国協会委託事務費	66
畜産高度化支援リース事業委託事務費	66
酪農振興対策支援事業費	66
資源循環型畜産確立推進事業費	66
自給飼料生産・利用拡大推進事業費	66
牧場管理委託料	66
牧場管理委託料（人件費分）	66
岐阜県家畜育成牧場管理運営業務評価員会運営事務費	66
県営育成牧場施設等修繕費	67
県営育成牧場備品購入費	67
飼料安全性・品質確保調査検査事業費	67
加工原料乳認定事業委託事務費	67
畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠）	67
畜産担い手育成総合整備事業事務費（公共枠）	67
共同利用模範牧場土地借上料	67
強い畜産構造改革支援事業費補助金	67
自給飼料生産基盤拡大緊急対策支援事業費補助金	68

<飛驒牛銘柄推進室>

県優良種雄牛造成対策事業費	69
飛驒牛生産基盤強化対策事業費補助金	69
飛驒牛繁殖マイスター育成事業費	69
家畜流通指導費	69
飛驒牛銘柄推進事業費補助金	69
畜産GAP拡大推進加速化事業費	69

(7)家畜防疫対策課

豚熱・アフリカ豚熱対策調査・研究事業費	70
岐阜県CSF有識者会議開催費	70
家畜保健衛生所運営費等	70
飛騨家畜保健衛生所整備事業費	70
豚熱対策事業費	70
豚熱予防的ワクチン接種事業費	70
獣医師人材育成プロジェクト事業費	70
種畜検査費	70
家畜人工授精師養成講習会開催費	70
高度病性鑑定費	70
死亡牛BSE検査推進事業費	71
死亡牛検査処理円滑化推進事業費補助金	71
監視・危機管理体制整備促進対策事業費	71
地域衛生管理技術対策事業費	71
家畜衛生指導調査費	71
家畜疾病診断精度管理向上事業費	71
畜産物安全対策事業費	71
動物用医薬品製造業者等監視指導費	71
獣医師確保修学資金給付事業費補助金	71
大学家畜衛生連携事業費	71
家畜伝染病予防事業費	72
家畜伝染病防疫対応強化事業費	72
家畜伝染病検査体制整備事業費	72
豚熱等埋却地管理事業費	72
自衛防疫強化促進事業費補助金	72
野生いのしし捕獲等対策強化事業費	72
野生いのしし捕獲等対策強化事業費補助金	72
野生いのしし捕獲等対策強化事業費（補助職員）	72
野生いのしし食肉処理工程増設事業補助金	73
野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業費	73

(8)農村振興課

ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費	74
岐阜県農業農村整備委員報酬	75
棚田地域水と土保全基金事業費	75
棚田地域水と土保全活動推進補助金	75
都市農村交流推進事業費	76
都市農村交流推進事業費補助金	76
農泊推進事業費	77
ぎふの農村でワーケーション推進事業費	77
農村地域定住促進調査研究事業費	77
遊休農地等利活用促進事業費補助金	77
農業会議交付金（単補）	77
農業会議交付金（人件費）	77

中山間地域等直接支払交付金	78
中山間地域等直接支払推進交付金	78
指導費（中山間地域等直接支払推進交付金）	78
岐阜県農業農村整備委員報酬（中山間）	78
多面的機能支払交付金（国費）	78
多面的機能支払交付金（県費）	79
多面的機能支払推進費（国費）	79
多面的機能支払推進費（県費）	79
多面的機能支払推進交付金	79
岐阜県農業農村整備委員報酬（多面的）	79
農山漁村振興推進交付金	79
生態系保全支援事業費補助金	80
生態系保全支援事業推進費	80
水田魚道設置推進事業費	80
人権問題啓発推進事業費	80
市町村農業委員会交付金	81
市町村農業委員会補助金（国補）	81
指導費（農業委員会運営費）	81
農業会議国庫補助金	81
農業会議県単独補助金	81
農業会議県単独補助金（人件費）	81
農業会議県単独補助金（事務局長人件費）	81
農地集積・集約化推進事業費補助金（国補）	82
農地等利用関係適正化事務費	82
農地関係指導費	82
指導費（国有農地等管理費）	82
自作農財産管理事務取扱交付金	82
<鳥獣害対策室>	
鳥獣害対策推進事業費	83
鳥獣被害防止対策県活動事業費	83
鳥獣被害防止総合対策推進事業費補助金	83
鳥獣被害防止総合対策整備事業費補助金	84
有害鳥獣等対策費	84
野生鳥獣個体数管理事業費補助金	84
野生鳥獣個体数管理事業費	84
獣肉処理施設整備事業費補助金	85
ぎふジビエブランド戦略事業費	85
カワウ駆除対策事業費	85

(9)里川振興課

世界農業遺産推進事業費	86
世界農業遺産推進協議会負担金	86
世界農業遺産国際支援推進費	86
県有施設維持管理費	86
清流長良川あゆパーク管理運営費	86
清流長良川あゆパーク指定管理評価員会議運営費	86
清流長良川あゆパーク活用促進事業費	86
内水面漁業普及啓発促進事業費	86

<水産振興室>

内水面漁場管理委員会費	87
漁業取締費	87
漁場計画策定費	87
水産業指導調整費	87
遊漁者増大対策事業費補助金	87
池中養殖漁業協同組合事業活動費補助金	87
県産アユ販路拡大支援事業費補助金	87
水産多面的機能発揮対策事業費	87
河川遡上アユ親魚養成技術実証事業費	87
鮎の輸出国拡大促進対策事業費	88
内水面振興施設整備事業費	88
スマート水産業導入支援事業費補助金	88
国際水準水産エコラベル認証取得支援事業費補助金	88
漁業経営持続化事業費補助金	88
養殖衛生管理体制整備事業費	88
県産アユ早期放流促進対策事業費補助金	88
アユ漁業振興対策事業費	89
魚類繁殖被害対策費（あゆ種苗放流委託料）	89
電力補償事務費	89
河川遡上アユ再生産促進事業費	89
外来魚生息拡大防止対策事業費補助金	89
世界農業遺産持続的漁場継承事業費	89
内水面漁業研修センター設置運営事業費	89

(10)農地整備課

<調査計画係>

県営土地改良事業計画等調査費	90
農水省受託農業基盤情報基礎調査費	90
農業水利保全事業費	90
国営・機構営等建設事業負担金（直入分）	90
水利施設管理強化事業費補助金	90

<事業管理係>

土地改良区体制強化事業費補助金	91
飛騨エアパーク管理運営費	92

<水利・小水力係>

県営かんがい排水事業費	92
農村地域防災減災事業	93
土地改良施設突発事故復旧事業費補助金	95
基幹的農業用水路強靱化事業費	95
土地改良施設保全計画策定事業費	96
田んぼダム実証事業費	97
小水力発電施設整備事業費	97
小水力発電施設環境教育推進事業費補助金	98
小水力発電活用支援事業費補助金	98
地域水ネットワーク再生事業補助金	99

<農地・農道係>

県営経営体育成基盤整備事業費	100
農地中間管理機構関連農地整備事業	102
農業経営高度化支援事業費補助金	103
県営農業基盤整備促進事業費	104
県営広域農道整備事業費	105
県営基幹農道整備事業費	106
県営農道施設強化対策事業費	107
経営体育成基盤整備事業費	108
土地改良事業調査設計事業補助金	109
農地集積促進意向調査事業費	109
団体営農道保全計画策定事業費補助金	109

<総合整備係>

県営中山間地域総合整備事業費	110
県営農村振興総合整備事業費	112
農村振興総合整備実施計画調査費	113
農業集落排水維持適正化事業費補助金	114
団体営農業集落排水事業費補助金	114
中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金	115
生態系保全施設整備推進事業費	115
用排水路・河川落差解消支援事業費補助金	116

<農地防災対策室>

県営湛水防除事業費	117
県営ため池等整備事業費	118
県営特定農業用管水路等特別対策事業費	121
団体営ため池等防災力強化事業費補助金	122
県営ため池防災対策事業費	123

ため池防災支援事業費	124
地すべり防止施設管理事業	125
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	125
団体営農地災害復旧費	126
団体営ため池サポートセンター事業補助金	126
農業農村整備事業費補助金	127
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業費補助金	131
農業水利施設管理強化事業費補助金	131
排水機維持管理費補助金	132
農業用施設緊急改修事業	132
農業農村整備調査事業	132
農地防災ダム点検管理強化事業費補助金	133
3 各種計画・地域指定等	
(1) 農業振興地域	135
(2) 特定農山村地域	138
(3) 指定棚田地域	140
(4) 農村産業法対象地域	143
(5) 野菜指定産地	145
(6) 酪農及び肉用牛生産近代化計画樹立市町村	146
(7) 防災重点農業用ため池	148
4 行政組織等	
(1) 農政部組織	151
(2) 各課事務分掌表	
①農政課	152
②検査監督課	153
③農産物流通課	153
④農業経営課	154
⑤農産園芸課	155
⑥畜産振興課	156
⑦家畜防疫対策課	157
⑧農村振興課	158
⑨里川振興課	158
⑩農地整備課	159

1 令和5年度 農政部の基本方針

令和5年度農政部の基本方針

ぎふ農業・農村基本計画(R3-R7)

「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり ～安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して～

計画の4つの基本方針に沿って施策を推進

I ぎふ農業・農村を支える人材育成

1 担い手の営農定着、経営発展への支援強化

- ・就農相談、経営発展に向けた機械導入支援など総合的な就農サポート
- ・地域計画策定や農地の集積・集約化の支援、収入保険制度の加入促進

2 農業を支える多様な担い手の育成・確保

- ・ノウフク商品の魅力発信の取組強化、障がい者の農業分野への就労促進
- ・女性が働きやすい環境整備等への支援、外国人などの人材確保・定着支援

3 スマート農業・データ活用型農業の推進

- ・スマート農業推進拠点の機能強化、環境保全型スマート農業の技術実証
- ・クラウド型データ連携システムによる生産管理の実証、指導者人材の育成

II 安心で身近な「ぎふの食」づくり

4 食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築

- ・自給飼料増産に向けた機械導入等の支援、持続可能な水田産地づくりの支援
- ・卸売市場の食料供給機能の強化、持続可能性に配慮した消費行動の促進
- ・食料自給の向上に向けた基盤整備の推進

5 岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進

- ・有機農業の取組拡大に向けたサポート体制強化、堆肥利用の促進
- ・化学肥料低減等に向けた技術開発、グリーンな栽培体系への転換支援
- ・規格外・未利用農産物のフードバンク活用促進

6 地産地消費民運動の展開と安心・信頼を届ける農畜水産物づくり

- ・食農教育の実践に向けた活動支援、適正価格販売に対する消費者理解の醸成
- ・清流GAPの認知度向上、産地拡大に向けた指導強化と農場評価の効率化

7 県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり

- ・農地の大区画化、水田の乾田化、用水管理等の高度化・省力化の推進
- ・農業用ため池の豪雨・地震対策等の推進、田んぼダムの取組みの促進

計画の重要テーマとして施策を推進

14 中山間地域を 守り育てる対策

- ・スマート農業機械の共同利用促進、集落営農の推進
- ・大学生等が行う棚田保全活動等の支援

III ぎふ農畜水産物のブランド展開

8 輸出拡大と大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化

- ・商社連携による輸出拡大、ハラル飛騨牛の販路開拓
- ・大阪・関西万博に向けた販路拡大、大都市圏での農畜水産物PR活動支援
- ・「GIFTS PREMIUM」のECサイトの充実、SNSを活用した魅力発信

9 畜産物を支える生産体制強化と家畜伝染病に対応できる産地づくり

- ・ゲム解析技術等を活用した飛騨牛の改良、家畜導入や畜舎等施設整備の支援
- ・養豚農場の再開支援と飼養衛生管理強化、飛騨家保の防疫資材備蓄機能整備
- ・アフリカ豚熱の国内侵入も見据えた野生いのしし対策の推進

10 主要園芸産地の生産体制強化と新たな需要開拓による花き振興

- ・コンソーシアムによる花きの需要拡大、担い手育成拠点の研修充実
- ・いちご産地の育苗分業化システム実証、AI技術による日持ち向上技術開発

IV 地域資源を活かした農村づくり

11 農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策等の推進

- ・遊休農地化防止に向けた農地保全活動の支援
- ・地域ぐるみでのニホンザル被害対策の推進
- ・効果的なカワウラ被害対策に向けた新技術の検証、捕獲等の取組支援

12 世界農業遺産「清流長良川の鮎」など鮎漁場の持続化支援

- ・鮎資源の科学的根拠に基づく管理・増殖、収益性の高い漁場づくり支援
- ・鮎の消費拡大イベントの開催や鮎料理の新メニュー開発
- ・魚苗センターによる放流鮎の安定供給

13 地域の魅力を活かした農村の活性化

- ・都市農村交流の促進に向けた企業ニーズの把握や情報発信の強化
- ・「半農半X」等の多様なライフスタイルの実現に向けた事例調査
- ・ジビエ利活用の促進に向けたジビエフェアの開催

- ・中山間地域の特色に合わせた有機農業の取組拡大
- ・中山間地域の特色を活かした基盤整備、生活環境の整備

所 属	農政部農業経営課		
係 名	就農支援係、経営体強化育成係ほか	内線	4087、4088 ほか

担い手の営農定着、経営発展への支援強化

1 事業費 906,376 (前年度 ※R3.3月補正含む 920,976)

【財源内訳】		【主な使途】	
国庫	763,712	補助金	859,425
一般財源	142,046	委託料	38,636
その他	618	備品購入費	1,092

2 背景・事業目的

未来のぎふ農業・農村を支える新規就農者や、認定農業者、集落営農等の地域農業を担う経営体を育成・確保するため、営農定着や経営発展に資する取組みを支援する。

3 事業概要

(1) 新規就農者等の支援 (596,312 千円)

- 相談から就農・定着まで一貫したサポートを推進するほか、就農準備段階や経営開始時の経営確立に向けた資金の交付、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等を支援する。

<p><経営確立等に向けた資金交付> 補助対象者：市町村、県農畜産公社（助成対象：認定新規就農者等） 補助率：定額、補助限度額：12.5 万円/月 (150 万円/年)</p> <p><経営発展のための機械導入等> 補助対象者：市町村（助成対象：認定新規就農者） 補助率：3/4 以内、補助限度額：7,500 千円 ほか</p>
--

- 経営の多角化や改善等を志す担い手への伴走支援に向け、中小企業診断士など専門家と連携したプッシュ型の相談対応を実施する。
- 農業経営のリスクを軽減するため、農業収入の減少を補填する収入保険への加入を促進する。 **3月補正**

<p>補助対象者：県農業共済組合（助成対象：収入保険の新規加入者） 補助率：保険料の 2/5 以内、補助限度額：20 千円</p>
--

(2) 農地の集積・集約化と集落営農の活性化 (310,064 千円)

- 新** 地域農業の在り方や農地利用の姿を明確化した市町村の地域計画策定に必要な取組みを支援する。 [補助対象者：市町村、補助率：定額]
- 農作業受委託を含めた農地の集積・集約化の推進や、農地中間管理機構による遊休農地の解消等を実施する。
- 地域農業を担う経営体の経営改善のための機械導入や、集落営農の発展に向けた法人化や後継者育成等を支援する。

<p>補助対象者：市町村（助成対象：地域計画等に位置付けた農業経営体） 補助率：3/10 以内、補助限度額：3,000 千円 ほか</p>
--

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (13) 農村教育推進費
 (明細書事業名) ○ 農業後継者育成対策費 新規就農・就業サポート事業費 ほか

所 属	農政部農業経営課		
係 名	就農支援係ほか	内線	4087ほか

農業を支える多様な担い手の育成・確保

1 事業費	65,088 (前年度 ※R3.3月補正含む 54,088)	
	【財源内訳】	【主な用途】
	国庫 19,700	補助金 58,735
	一般財源 45,388	委託料 4,000

2 背景・事業目的

農業者の高齢化や減少が急速に進行する中、認定農業者等に加え、障がい者や女性等の多様な担い手が活躍できるよう、きめ細かな支援に取り組む。

3 事業概要

(1) ぎふ農福連携アクションプランの推進 (40,688 千円)

- 新**・ 農福連携を応援するネットワークの構築、魅力を体験するバスツアーやマルシェの開催等、販路拡大や認知度向上の取組みを展開する。
- 農業参入する福祉事業所の機械等の導入や、農福連携に取り組む農業経営体の経営力強化に向けた加工施設等の整備を支援する。 **3月補正**

＜福祉事業所の機械等の導入＞
 補助対象者：県農畜産公社（助成対象：就労系障害福祉サービス事業所等）
 補助率：定額、補助限度額：3,000 千円

＜農業経営体の加工施設等の整備＞
 補助対象者：県農畜産公社（助成対象：農業経営体）
 補助率：2/3 以内、補助限度額：2,000 千円

- 農業への就労を支援する人材の育成や事業者の掘り起こし、農業者と福祉事業所とのマッチング等、農福連携の普及・拡大を推進する。

(2) 女性や外国人材などの働きやすい環境づくり (24,400 千円)

- 女性リーダーの育成のため、経営能力の向上研修やロールモデルの活用を図るほか、育児と農作業のサポート体制づくりのための施設改修等を支援する。

[補助対象者：女性農業者グループ等、補助率：定額、補助限度額 1,000 千円]

- 外国人材の確保・定着に向け、受け入れ農家等に対し、日本語学習や農作業安全などの職場研修、住居改修等を支援する。

[補助対象者：市町村（助成対象：認定農業者、農業法人等）
 補助率：1/3 以内、補助限度額：3,000 千円 ほか]

- リタイアする農家から経営資産を継承する農業者に対し、継承施設の改修等を支援する。

[補助対象者：市町村（助成対象：認定農業者、認定新規就農者等）
 補助率：1/4 以内、補助限度額：1,500 千円]

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (13) 農村教育推進費
 (明細書事業名) ○農業後継者育成対策費 新規就農・就業サポート事業費 ほか

所 属	農政部農政課		
係 名	スマート農業推進係	内線	4023

スマート農業・データ活用型農業の推進

1 事業費 112,117 (前年度 164,448)

【財源内訳】		【主な用途】	
国庫	55,805	補助金	69,005
一般財源	36,164	委託料	25,828
その他	20,148	役務費	4,855

2 背景・事業目的

誰もが熟練農業者と同等の収益が得られ、環境にも配慮した農業の実現に向け、生産性の向上や環境負荷低減につながるスマート農業機器の導入、幅広い品目の収益性向上を図るデータ活用型農業を推進する。

3 事業概要

(1) 地域のニーズに対応したスマート農業の推進 (76,912 千円)

- スマート農業推進拠点の強化に向け、無人防除機等の貸出用機器の拡充や、データ活用型農業の研修を充実する。
- 新** 生産性と持続性の両立を図る農業を推進するため、環境負荷低減等につながるスマート農業技術の効果等を実証する。
- スマート農業技術を活用した、作業の効率化など持続可能な産地モデル実証を実施するほか、スマート農業機器の導入を支援する。

補助対象者：市町村（助成対象：認定農業者、認定新規就農者）

補助率：1/3 以内、補助限度額：3,000 千円

<中山間地域における共同利用等の場合>

補助対象者：市町村 等

（助成対象：認定農業者、認定新規就農者、生産者組織 等）

補助率：1/2 以内、補助限度額：3,000 千円

(2) データ活用型農業の取組みの推進 (35,205 千円)

- 新** クラウド型データ連携システムによる生産管理をモデル産地で実証するとともに、データ活用した経営改善を支援する指導者を育成する。
- 施設園芸産地等で、複数農業者のデータを収集、分析し、生産性、収益性の向上を図る農業者等で構成する協議会の取組みを支援する。

補助率：定額（データ収集・分析機器の活用検証の取組み）

1/2 以内（機械設備等のリース導入等の取組み）

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
(明細書事業名) ○総合農政推進費
スマート農業推進費

所 属	農政部農産物流通課			農政部農産園芸課			農政部畜産振興課		
係 名	流通企画係 地産地消係	内線	4062 4064	水田経営係	内線	4117	畜産基盤係	内線	4140
所 属	農政部農地整備課								
係 名	調査計画係	内線	4238						

食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築

1 事業費 1,041,391 (前年度 937,078)

【財源内訳】

国庫 513,540
 県債 203,800
 分負担金 127,391
 一般財源 196,660

【主な使途】

工事請負費 711,000
 委託料 223,543
 補助金 69,354

2 背景・事業目的

ウクライナ侵攻などの国際情勢等に伴う食料安定供給への懸念等に対する国の食料安全保障の強化の動向を踏まえ、物価高騰対策や食料自給率の向上、食料の安定供給体制の強化等に取り組む。

3 事業概要

新 (1) 自給飼料増産に向けた支援 (41,000 千円)

- 輸入飼料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を図るため、自給飼料増産に向けた施設整備・機械導入を支援する。**3月補正**
 [補助対象者：畜産農家等、補助率：1/3 以内、補助限度額 3,333 千円]

新 (2) 持続可能な産地育成支援 (6,000 千円)

- 地域特性を活かした収益力のある作物の生産拡大に向け、農産物を安定的に供給できる持続可能な産地づくりを支援する。
 [補助対象者：地域農業再生協議会、補助率：定額、補助限度額：500 千円]

新 (3) 卸売市場の食料安定供給機能の強化 (19,254 千円)

- 老朽化した卸売市場を対象に、衛生機能の向上や業務需要に対応した一次加工による付加価値の向上に資する施設の再整備を支援する。
 [補助対象者：卸売市場開設者、補助率：1/3 以内]

(4) 持続可能な農畜水産業に向けた消費者理解の促進 (13,100 千円)

- 農業の持続可能性に配慮した消費行動の促進を図るため、朝市・直売所等と連携した県産農産物フェア等を実施する。

(5) 食料自給の向上に向けた基盤整備の推進 (962,037 千円)

- 水田の排水性向上により、麦・大豆の収量及び品質の高位安定化を図るため、暗渠排水等の整備を推進する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (8) 主要農作物対策費
 (明細書事業名) ○水田農業経営転換対策費
 水田農業経営転換促進事業費 ほか

所 属	農政部農政課			農政部農産物流通課			農政部農産園芸課		
係 名	農業研究推進係 スマート農業推進係	内線	4025 4023	流通企画係	内線	4062	ぎふ清流GAP推進係	内線	4113

岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進

1 事業費 72,303 (前年度 ※R.3月補正含む 62,230)

【財源内訳】

【主な用途】

国庫	56,006	補助金	56,082
一般財源	16,297	需用費	6,363
		備品購入費	1,500

2 背景・事業目的

持続可能な農業の実現に向け、有機農業の取組みや環境負荷低減に向けた技術開発等を推進するほか、規格外・未利用農産物のフードバンク活用促進等に取り組む。

3 事業概要

(1) 有機農業の取組み拡大 (32,135 千円)

- 新・ 有機農業アドバイザーを新たに設置し、有機農業を志向する農業者への相談対応や研修受け入れなどのサポート体制を強化する。
 - 新・ 消費者の理解促進に向けた有機農業のセミナーや、有機農産物を介して生産者と消費者が交流できるオーガニックマルシェを開催する。
 - ・ 有機農業の栽培実証や、堆肥利用促進のための耕畜連携モデルの構築に取り組むほか、栽培に必要な資材導入等を支援する。
- [補助対象者：有機農業実践農業者、補助率：1/3 以内、補助限度額：500 千円]

(2) 環境負荷低減に向けた技術開発、栽培体系の転換支援 (36,568 千円)

- 新・ 堆肥や新たな防除資材の活用により、有機農業推進に貢献できる技術や環境負荷低減技術の開発を行う。
 - ・ スマート農業などの省力化技術に、環境に配慮した技術を加えた「グリーンな栽培体系」への転換を支援する。
- 〔 補助対象者：農業者や農業協同組合等で構成する協議会
補助率：定額、補助限度額：3,000 千円 ほか 〕

(3) 規格外・未利用農産物のフードバンク活用促進 (3,600 千円)

- ・ 農業の生産現場で発生する規格外農産物等のフードバンク利用に向け、食材の調整や運搬に係る経費を助成する。 **3月補正**
[補助対象者：農業団体等、補助率：定額、補助限度額：400 千円]
- ・ 農業団体とフードバンク団体とのマッチングや、双方向で円滑に情報共有できる体制の構築を促進する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
(明細書事業名) ○総合農政推進費
環境保全型農業総合推進事業費 ほか

所 属	農政部農産物流通課			農政部農産園芸課		
係 名	流通企画係、地産地消係	内線	4062	ぎふ清流GAP推進係	内線	4113
所 属	農政部農村振興課					
係 名	農村企画係	内線	4176			

地産地消県民運動の展開と安心・信頼を届ける農畜水産物づくり ＜ふるさと農村活性化対策基金事業＞

1 事業費 146,869 (前年度 121,083)

【財源内訳】

【主な用途】

国庫	66,015	補助金	83,176
繰入金	933	委託料	32,953
一般財源	79,921	負担金	23,057

2 背景・事業目的

持続可能な社会の実現に向けSDGsへの関心が高まる中、消費者と生産者との相互理解を促進する地産地消県民運動やぎふ清流GAPのPR活動等を強化する。

3 事業概要

(1) 地産地消県民運動の展開 (96,486 千円) 【一部再掲】

＜一部ふるさと農村活性化対策基金事業＞

- ・ 朝市・直売所や量販店等と連携した県産農産物フェアを季節毎に開催し、農業の持続可能性に配慮した消費行動を普及啓発する。
- 新**・ 食農教育の実践に向け、農業体験や調理実習、共食の場の提供など地域団体等が行う活動を支援する。

補助対象者：市町村、民間団体等
補助率：定額、補助限度額：10,000 千円
- 新**・ 生産コストが高騰する中、農産物の適正価格での販売に対する消費者理解の醸成に向け、生産者団体による情報発信活動を支援する。
[補助率：1/2 以内、補助限度額：3,100 千円] **3月補正**
- ・ コロナ禍で需要が高まるオンライン販売の機会創出に向け、生産者や6次化事業者等を対象に専門研修やアドバイザー派遣を実施する。

(2) ぎふ清流GAPの認知度向上等に向けた取組み強化 (50,383 千円)

- ・ GAP農産物の販売促進に向けた商談会やフェアの開催、認知度向上に向けたインフルエンサーを活用したPRを実施する。
- ・ ぎふ清流GAPの取組促進のため、指導員育成研修の充実を図るとともに、デジタル技術を活用し、農場評価の効率化に取り組む。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費 (明細書事業名) ○総合農政推進費 農産物地産地消推進費 ほか
--

所 属	農政部農地整備課		
係 名	調査計画係	内線	4238

県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり

1 事業費 4,614,766 (前年度 4,610,661)

【財源内訳】

国庫 2,254,436
 県債 1,051,200
 分負担金 596,095
 一般財源 713,035

【主な使途】

工事請負費 3,308,671
 委託料 871,741
 補助金 360,404

2 背景・事業目的

効率的で収益性の高い農業を実現するため、農地の大区画化等の生産基盤整備を推進するとともに、用水管理等の高度化・省力化を図るため、ICTの活用を促進する。

また、集中豪雨や大規模地震の発生に備え、農村地域の防災・減災対策を強化するため、農業用ため池の豪雨・地震対策等を推進するとともに、豪雨時の水田貯留機能に着目した排水対策を促進する。

3 事業概要

(1) 県民の食を支える農業生産基盤の整備 (1,565,499 千円) 【一部再掲】

- ・ 担い手への農地の集積、集約化や高収益作物への転換等を促進するため、農地の大区画化や水田の乾田化を実施する。(21地区)
- ・ 農業用水を安定的に確保するため、農業用水路の更新整備や補修、保全管理体制の強化等を実施する。(26地区)

(2) 農業用水路の管理等の高度化・省力化の推進 (216,100 千円) 【一部再掲】

- ・ 用水管理等の高度化・省力化を図るため、ICTを活用し、遠隔監視・操作できる自動給水装置や用水ゲートの整備等を実施する。(5地区)
- ・ 施設点検の省力化を図るため、ドローンやロボット等を活用した農業用水路の点検等を実施する。

(3) 農業・農村の強靱化 (2,833,167 千円)

- ・ ため池工事特措法に基づき、防災重点農業用ため池の豪雨・地震対策等を実施する。(79地区)
- ・ 老朽化した農業用排水機場の更新整備、農道橋の耐震補強等を実施する。(19地区)
- ・ 雨水を一時的に貯留する水田の機能を活用し、洪水被害の軽減を図る「田んぼダム」の取組みを促進する。(1地区)

(款) 6 農林水産業費	(項) 4 農地費	(目) (4) ほ場整備事業費
(明細書事業名) ○公共事業 経営体育成基盤整備事業費 ほか		

所 属	農政部農産物流通課		
係 名	流通企画係、輸出戦略係、地産地消係、販売対策係	内線	4062、4064 ほか

輸出拡大と大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化

1 事業費 111,941 (前年度 103,241)

【財源内訳】

国庫 80,757
 一般財源 29,220
 その他 1,964

【主な使途】

委託料 85,189
 補助金 12,600
 旅費 8,012

2 背景・事業目的

アフターコロナの反転攻勢に向け、円安を追い風とした海外輸出や発信力が高い大都市圏でのプロモーションを強化する。

3 事業概要

(1) 輸出拡大の強化 (64,700 千円)

- 協力覚書を締結する海外百貨店等への委託PRに加え、経済活動の回復が進む欧米を中心に対面での現地プロモーションを展開する。
- 新** 輸出ノウハウや販売ネットワークを有する商社と連携し、新たに輸出に取り組む生産者等を対象に、輸出手続きから輸送、販売、商品改良までの一貫支援を実施する。
- イスラム諸国への飛騨牛の輸出拡大に向け、マレーシアやインドネシアの小売店、レストランにおいて販売PRを実施する。
- 岐阜いちごや飛騨メロンなど飛騨牛・鮎・柿に次ぐ品目の輸出拡大に向け、検疫条件に応じた生産技術導入や商談会参加等を支援する。

補助対象者：農畜水産業者、農業協同組合、漁業協同組合、食品製造事業者等
 補助率：1/2 以内、補助限度額：1,000 千円

(2) 大都市圏での需要喚起 (47,241 千円)

- 首都圏及び関西圏のホテルやレストランと連携し、飛騨牛・鮎など県産食材のメニューフェアを開催する。
- 大阪・関西万博を見据えた販路開拓に向け、関西圏のシェフやバイヤーを対象とした産地への招へいを実施する。
- 名古屋市栄のアンテナショップ「GIFTS PREMIUM」のECサイトを強化し、販売キャンペーンやSNSを活用した情報発信を実施する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
 (明細書事業名) ○総合農政推進費
 農産物輸出戦略推進費 ほか

所属	農政部畜産振興課	内線	4138	農政部家畜防疫対策課	内線	4155・4159
係名	銘柄推進係・畜産基盤係・酪農飼料係			防疫推進係・防疫指導係・捕獲調査係		4157

畜産物を支える生産体制強化と家畜伝染病に対応できる産地づくり

1 事業費 928,660 (前年度 949,453)

【財源内訳】

【主な用途】

国庫	398,024	委託料	349,489
県債	74,400	補助金	343,283
使用料及び手数料	35,572	工事請負費	96,367
一般財源	420,664	需用費	86,763

2 背景・事業目的

飛驒牛をはじめとした家畜の改良及び生産体制を強化するとともに、家畜伝染病に備え、防疫体制の強化や野生いのしし対策に取り組む。

3 事業概要

(1) 畜産物を支える生産体制強化 (280,718 千円)

- ・ 全国和牛能力共進会鹿児島大会で培ったゲノム解析技術等を活用して、優良な種雄牛の造成や高能力な雌牛保留・導入を進め、次期北海道大会を見据えつつ、飛驒牛の更なる質の向上に取り組む。
- ・ 新規就農者や増頭意欲の高い生産者に対して、家畜導入や畜舎、家畜排せつ物処理施設、機械導入等を支援する。

〔家畜導入(乳用初妊牛)(補助率:1/2以内、補助限度額65千円/頭)
担い手育成支援型(補助率:1/3以内、補助限度額13,333千円)
畜舎省力化支援型(補助率:1/4以内、補助限度額10,000千円)ほか〕

- 新**・ 自給飼料増産に向けた施設整備・機械導入を支援する。**3月補正【再掲】**
〔補助対象者:畜産農家等、補助率:1/3以内、補助限度額3,333千円〕

(2) 家畜防疫体制の充実・強化 (222,497 千円)

- 新**・ ワクチン接種の担い手を、従来の家畜防疫員や知事認定獣医師に加え、農場の飼養衛生管理者にも拡大し、適時適切な接種を実施する。
- ・ 飛驒地域における防疫措置の迅速化のため、令和6年度の運用開始を目指して、飛驒家畜保健衛生所に防疫資材の備蓄拠点を整備する。
 - ・ 家畜保健衛生所やCSF対策・養豚業再生支援センター等が連携して、農場の再開支援や飼養衛生管理向上のための指導を実施する。

(3) 野生いのしし対策の推進 (425,445 千円)

- ・ 豚熱の感染拡大防止に向けた野生いのししの生息密度低減を図るため、調査捕獲や市町村が行う有害捕獲及び狩猟による捕獲を推進する。
- 新**・ アフリカ豚熱の国内侵入と野生いのししへの感染に備え、狩猟関係者や林業関係者等との連携体制構築や防疫演習を実施する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 2 畜産業費 (目) (2) 畜産振興費 (明細書事業名) ○畜産振興対策費 飛驒牛改良推進事業費 ほか
(款) 6 農林水産業費 (項) 2 畜産業費 (目) (3) 家畜保健衛生費 (明細書事業名) ○家畜伝染病予防費 家畜伝染病予防事業費 ほか

所 属	農政部農政課			農政部農産園芸課		
係 名	農業研究推進係	内線	4025	花き係・野菜果樹特産係	内線	4113、4120

主要園芸産地の生産体制強化と新たな需要開拓による花き振興

1 事業費 386,682 (前年度 ※R3.3月補正含む 380,406)

【財源内訳】

【主な用途】

国庫	11,956	補助金	371,800
一般財源	374,726	需用費	6,077
		委託料	5,679

2 背景・事業目的

市場規模の縮小、新型コロナウイルスの感染拡大による需要減少など、園芸産地の経営を取り巻く環境が厳しさを増している。

そのため、売れる商品づくりや農作業の労力軽減などの産地の課題に対応できる体制整備等に取り組む。

3 事業概要

(1) 花と緑の振興コンソーシアム等の需要拡大の取組支援 (18,000 千円)

- 県産花きの需要を拡大するため、様々な業界が技術と知見を融合させ、花の新たな商品やサービスを開発する取組みを支援する。 **3月補正**
[補助対象者：花き生産者等、補助率：2/3 以内 補助限度額：3,000 千円]

新 (2) 花と緑の振興センターにおける経営者育成研修の充実 (7,475 千円)

- 経営感覚に優れた花の経営者育成のため、経営研修や開花調整など高度な環境制御技術を習得するための実技研修を新たに開始する。

(3) 持続的発展に向けた生産体制強化 (357,016 千円)

- いちご育苗作業の分業化システムの構築に向け、産地での栽培実証や、税理士などの専門家による収益性等の効果分析を実施する。
- 作業の共同化、空きハウスの活用など課題解決に向けた取組みを支援する。
[補助対象者：農業協同組合等、補助率：1/2 以内、補助限度額：500 千円]
- 産地を担う法人等の規模拡大に必要な施設整備等を支援する。
[補助対象者：生産者組織等、補助率：1/3 以内 ほか]

(4) AI 技術による日持ち性向上技術開発 (4,191 千円)

- AI 技術を活用し、柿や桃の選果時において、画像から優れた果実の判別が可能な画像装置の開発を行う。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (9) 園芸特産物対策費
(明細書事業名) ○花き振興対策費
花き振興推進指導費 ほか

所 属	農政部農村振興課		
係 名	農村企画係	内線	4176

農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策等の推進

<清流の国ぎふ森林・環境基金事業>

1 事業費 3,585,660 (前年度 3,567,053)

【財源内訳】

【主な使途】

国庫	2,567,620	補助金	3,487,372
繰入金	142,489	委託料	62,614
一般財源	875,551		

2 背景・事業目的

遊休農地の発生を防止し、農業・農村が持つ多面的機能を維持するため、地域ぐるみでの農地・農業用施設等の保全活動や野生鳥獣被害対策等を推進する。

3 事業概要

(1) 遊休農地化を防止する活動の支援(2,804,772 千円)

- 地域ぐるみで農地や農業用施設等を保全するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の取組みを支援する。

<多面的機能支払交付金(助成対象:活動組織等)>

補助率:定額(田:3,000円/10a ほか)

負担割合:国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

<中山間地域等直接支払交付金(助成対象:農業者等)>

補助率:定額(田:21,000円/10a ほか)

負担割合:国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ほか

(2) 地域ぐるみでの鳥獣被害対策等の推進(780,888 千円)

<一部清流の国ぎふ森林・環境基金事業>

- 狩猟者だけでは対策が困難なニホンザルの被害対策を強化するため、地域ぐるみでの捕獲体制の構築に向けた、専門家による指導や捕獲に係る研修等を実施する。
- カワウ被害対策の効果的な実施に向け、ドローンによる繁殖抑制やGPSによる行動域調査等、ICTを活用した新技術の導入を検証するほか、漁業協同組合等が実施するコロニーや飛来地での捕獲、追い払いにかかる取組みを支援する。

[補助対象者:漁業協同組合等、補助率:定額等、補助限度額:1,800千円]

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (3) 農山村振興費
(明細書事業名) ○中山間地域振興対策事業費 中山間地域等直接支払事業費 ほか

所 属	農政部里川振興課		
係 名	里川振興係、漁業振興係	内線	4213、4216

世界農業遺産「清流長良川の鮎」など鮎漁場の持続化支援

1 事業費	464,107 (前年度 172,365)		
	【財源内訳】	【主な使途】	
	国庫	212,858	工事請負費 338,666
	県債	181,200	委託料 75,420
	一般財源	69,066	補助金 33,970
	その他	983	

2 背景・事業目的

今後10年で友釣り遊漁者・漁協組合員が高齢化により減少し、鮎の漁獲量が激減、漁協の半数が活動を休止するなど、漁場が荒廃する恐れがある。

世界農業遺産「清流長良川の鮎」をはじめ鮎漁場を維持するため、若者が多いルアー人口の取り込みなど魅力ある漁場づくりに取り組む漁協を支援する。

3 事業概要

新 (1) 持続可能な漁場づくりへの支援 (50,000 千円)

- ・ 長良川を鮎王国・友釣りの聖地として維持するため、放流により、釣れる鮎漁場づくりを実施する。
- ・ 河川の特徴に応じた収益性の高い新たな漁場づくり等に取り組む漁協に対して助成する。

補助率：1/2 以内
新たな漁場の例：鮎ルアー解禁区、鮎の高密度放流漁場
キャッチ&リリース漁場 等

(2) 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承 (64,386 千円)

- 新・ 流域漁協等関係者による協議会を設置し、科学的根拠に基づき長良川の鮎資源を管理・増加させる。
- ・ 鮎の需要拡大を図るため、「『G I A H S 鮎の日』は鮎を食べよう！キャンペーン」の全県展開や鮎料理の新メニューを開発する。
- ・ 清流長良川あゆパークでの漁業体験実施による担い手づくりに取り組む。

(3) 鮎の増殖体制への支援 (349,721 千円) 3月補正含む

- ・ 魚苗センター施設を計画的に改修し、放流鮎を安定供給することで漁協の増殖事業を支援し、県内鮎資源の増大を図る。

(款) 6 農林水産業費 (項) 3 水産業費 (目) (2) 水産業振興費
(明細書事業名) ○内水面振興対策費 内水面振興対策費 ほか

所 属	農政部農村振興課		
係 名	農村企画係	内線	4176

地域の魅力を活かした農村の活性化

＜ふるさと農村活性化対策基金事業＞

1 事業費	59,471	(前年度	57,790)
	【財源内訳】		【主な使途】
	国庫	17,951	委託料 43,299
	繰入金	23,959	補助金 9,500
	一般財源	17,561	

2 背景・事業目的

農村地域の活性化を図るため、農村の豊かな自然や文化を活かした都市農村交流を推進するとともに、農村資源であるジビエの利活用を促進する。

3 事業概要

(1) 都市農村交流の取組み強化 (42,159 千円)

＜一部ふるさと農村活性化対策基金事業＞

- 新**・ 企業の農村ワーケーションへの参加意向等を把握するほか、滞在型プランの一体的かつ効果的な情報発信に向け、県内実践地域の調査等を実施する。
- 新**・ 農村地域を支える人材を確保するため、「半農半X」等の多様なライフスタイルの実現に向けた事例等の調査を実施する。

※半農半X：農村での多様なライフスタイルを実現するための、農業と他の仕事を組み合わせた働き方

- ・ 地域の取組みの核となる指導者等を育成するとともに、グリーンツーリズム実践団体等で構成される「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会の活動を支援する。

[補助率：定額 ※都市農村交流に関する情報発信等の活動経費]

(2) ジビエの利活用促進 (17,312 千円)

- ・ ジビエの魅力発信や販路拡大に向け、県内をはじめ首都圏においてフェアを開催するほか、ジビエ事業者の施設改修等を支援する。

〔補助対象者：食肉処理業者（法人又は3戸以上の任意組合）〕
〔補助率：1/2 以内、補助限度額：1,000 千円〕

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (3) 農山村振興費
(明細書事業名) ○都市農村交流促進費 都市農村交流促進事業費 ほか

所 属	農政部農政課			農政部農業経営課			農政部農産園芸課		
係 名	スマート農業推進係	内線	4023	経営体強化育成係	内線	4088	ぎふ清流GAP推進係	内線	4113
所 属	農政部農村振興課			農政部農地整備課					
係 名	農村企画係	内線	4176	調査計画係	内線	4238			

中山間地域を守り育てる対策

＜ふるさと農村活性化対策基金事業＞

1 事業費 2,577,164 (前年度 ※R3.3月補正含む 2,417,736)

【財源内訳】

国庫 1,232,335
 県債 657,000
 分負担金 287,724
 繰入金 26,359
 一般財源 373,746

【主な使途】

工事請負費 1,543,510
 委託料 460,752
 補助金 432,279

2 背景・事業目的

中山間地域の持続可能な農業の実現に向け、中核的な担い手の育成や経営発展、地域資源を活かした農村づくり、また、不利な条件下でも豊かな自然環境を活かしたブランドづくりや基盤整備等に取り組む。

3 事業概要

(1) 中山間地域を守る多様な人材・主体づくり (101,359 千円) 【一部再掲】

＜一部ふるさと農村活性化対策基金事業＞

- ・ 集落営農の経営安定に向け、市町村等と連携した推進チームの派遣のほか、集落営農組織に対する機械導入等を支援する。
 [補助率：1/2 以内、補助限度額：5,000 千円 ほか]
- ・ スマート農業機械の共同利用を促進するため、生産者組織等に対し作業の省力化等に必要な機械等の導入を重点的に支援する。
 [補助率：1/2 以内、補助限度額：3,000 千円]
- ・ 都市住民による「ぎふの棚田応援隊」の活動を実施するほか、大学生等が行う棚田保全活動等を支援する。
 [補助対象者：大学生(団体)、棚田保全組織等、補助率：定額
 補助限度額：300 千円/団体、500 千円/組織(棚田保全活動) ほか]

(2) 中山間地域の特色に合わせた有機農業の推進 (32,135 千円) 【再掲】

- 新**
- ・ 自然と共生し、有機農業を志向する農業者への相談対応などのサポート体制を強化するため、新たに有機農業アドバイザーを設置する。
 - ・ 特産品や伝統野菜などの特色のある作物において、有機農業の営農モデルづくりに取り組み、栽培に必要な資材導入等を支援する。
 [補助対象者：有機農業実践農業者、補助率：1/3 以内、補助限度額：500 千円]

(3) 生産基盤と生活環境基盤の整備 (2,443,670 千円) 【一部再掲】

- ・ 農地中間管理機構と連携したほ場整備等の生産基盤の整備や、集落内の排水施設や道路等の生活環境基盤の整備を実施する。(40 地区)
- ・ 地形的条件が不利な中山間地域における営農継続のため、基盤整備への支援を強化する。

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費 (目) (2) 農業振興費
 (明細書事業名) ○農村地域農政推進事業費 農地利用集積実践事業費 ほか

2 令和5年度農政部の施策

(1) 農政課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
農業協同組合中央会事業活動促進費補助金		800	農協 中央 会	S30 ～	県単	県1/2	岐阜県農業協同組合中央会が、県下各農業協同組合等を対象に実施する以下の事業に要する経費への支援 ①担い手支援に係る人材育成事業 ②食や農への理解促進を図る事業 ③健全経営のための助言・相談活動等の支援事業	政策調整 係
農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業費		459	県	H23 ～	県単	—	県内で生産される農畜水産物について放射性物質のモニタリング検査を実施し、検査結果を県ホームページにて公表	農業研究 推進係
農畜水産業のみどり戦略プロジェクト事業費	新	6,178	県	R5 ～ R9	県単 国補	—	環境への負荷軽減と生産性を両立させた生産技術を開発し、持続可能な農畜水産業を推進	農業研究 推進係
〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		7,617	県	R4 ～ R6	県単 国補	—	民間企業や大学、農業者等と連携した技術開発により、栽培・飼育管理等のDXの加速化を推進	農業研究 推進係
農畜水産業のDX加速化プロジェクト事業費		8,245	県	R4 ～ R8	県単	—	地球温暖化により発生が予測・現れ始めている生育障害等を回避する技術や新たに栽培可能となる新品目を開発し、強い産地づくりを推進	農業研究 推進係
〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		13,431	県	H31 ～ R5	県単 国補	—	本県の特徴ある品目（トマト、カキ、飛騨牛、アユなど）について、ICTやAI、ゲノム解析技術を活用し、革新的な技術・品種開発を行い、農畜生産を革新的に向上させ、競争力強化を推進	農業研究 推進係
農畜水産業イノベーションプロジェクト事業費		12,210	県	R3 ～ R7	県単 国補	—	省力化・低コスト化に対応した栽培管理技術の開発や、「美味しさ」などの特徴を持つ新たな県オリジナル品種・商品開発を推進	農業研究 推進係
〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）								

高額研究開発機器等整備事業費	46,913	県	H28 ～	県単	—	高度化する研究ニーズに対応して研究を実施していくために必要不可欠な高額研究機器等を整備	農業研究 推進係
重点研究開発推進費	11,555	県	H15 ～	県単	—	ぎふ農業・農村基本計画の基本方針に基づき、生産性向上や高品質化によるブランド力強化等について、重点課題化し研究を実施	農業研究 推進係
農業技術センター試験調査費 [国事業名] 農地土壌温室効果ガス排出量算 定基礎調査事業	21,099	県	S29 ～	県単 国補	—	農業技術センターにおいて生産現場の課題解決のため試験研究を実施	農業研究 推進係
中山間農業研究所県単試験調査 費	11,219	県	H25 ～	県単	—	中山間農業研究所において生産現場の課題解決のため試験研究を実施	農業研究 推進係
畜産研究所県単試験調査費	13,586	県	H22 ～	県単	—	畜産研究所において生産現場の課題解決のため試験研究を実施	農業研究 推進係
畜産研究所養豚養鶏研究部再編 整備事業費 [国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生拠点整備タイプ) 種豚再造成事業費	688,294	県	H29 ～	県単 国補	—	畜産研究所養豚養鶏研究部(美濃加茂市)と養豚養鶏研究部関試験地(関市)の再編整備を進めるに当たり必要な設計業務・土地造成工事・豚舎等建築工事等を実施	農業研究 推進係
飛騨牛改良事業費	56,654	県	S33 ～	県単	—	県ブランド豚を支えるポーノブラウンの種豚集団の再造成を実施 畜産研究所において、優良種雄牛の造成や優良雌牛群の系統保存、優良種雄牛の凍結精液の生産・譲渡などを実施	農業研究 推進係
水産研究所試験調査費	3,262	県	H25 ～	県単	—	水産研究所において生産現場の課題解決のため試験研究を実施	農業研究 推進係

＜スマート農業推進室＞

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概 要	係名
スマート農業推進拠点整備事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		7,200	県	R1～	国補	—	地理的条件や品目など地域のニーズに応じた技術について、スマート農業推進拠点に最新のスマート農業機器を配備、実証機器や貸出機器等の充実を図るなど、拠点機能を強化。	スマート 農業推進 係
スマート農業普及推進事業費 〔国事業名〕 新規就農者育成総合対策 スマート農業技術導入支援事業費補助金		12,218	県	R1～	県単 国補	—	農作業の省力化・効率化・軽労化、技術の継承などの課題を解決するため、ICTやロボット技術、AI等を活用したスマート農業技術の「情報集約・発信」や、「技術の研修」、「技術の普及」を実施。	スマート 農業推進 係
デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	拡	44,000	市町 村等	R1～	国補	県1/3 、 1/2	経営発展を目指す認定農業者等のスマート農業技術の導入、中山間地域等に おいて共同利用するスマート農業機器の整備や同地域で農協等がスマート農 業機器の貸し出しに必要となる機器の導入、就農希望者が就農研修拠点においてス マート農業経営発展支援事業 ①農業経営発展支援事業 事業実施主体：市町村 助成対象者：認定農業者、認定新規就農者 補助対象経費：「岐阜県スマート農業推進計画[第2期]」（令和5年3月策 定）に記載のあるICT等を活用したスマート農業機器 等 成果目標：経営規模の拡大、生産コストの2割以上削減、農産物付加 価値向上による生産額の1割以上増加、多収・高品質化 による生産額の1割以上増加のいずれかに取り組むこと 補助率：1/3以内（上限3,000千円） ②中山間地域等農業機械共同利用支援事業 事業実施主体：市町村、岐阜県農業協同組合中央会、全国農業協同組合 連合会岐阜県本部、農業協同組合 対象地域：特定農山村法、山村振興法等の法律で指定される中山間 地域等（中山間地域等直接交付金対象地域含む） 助成対象者：⑦認定農業者、認定新規就農者、生産者組織 ⑧岐阜県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会 岐阜県本部、中山間地域等を区域に含む農業協同組合 補助対象経費：「岐阜県スマート農業推進計画[第2期]」（令和5年3月策 定）に記載のあるICT、AI、ロボット技術等を活用 している農業機器等	スマート 農業推進 係

<p>グリーンな栽培体系への転換サポ ポート事業費補助金</p> <p>〔国事業名〕 みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金（グリーンな栽培体 系への転換サポポート事業）</p>	<p>28,123</p>	<p>協議 会</p>	<p>R4 ～</p>	<p>国補</p>	<p>定額 1/2</p>	<p>スマート農業技術などの省力化技術に、環境へ配慮した栽培技術を加えたグ リーンな栽培体系への転換に向けた、各産地に適した技術の検証、産地戦略の 策定を支援。</p> <p>事業実施主体：協議会（生産者、JA、肥料・農薬・農機メーカー、普及指導 組織等で構成）</p> <p>補助対象経費：検討会の開催、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の策 定、グリーンな栽培体系の検証、グリーンな栽培マニュアル 及び産地戦略の情報発信</p> <p>補助率：定額（上限額3,000千円・3,600千円（有機農業、複数の環境 負荷低減の取組の場合）、300千円（消費者理解の醸成の取 組））</p> <p>1/2（環境負荷低減に資するスマート農業機械等の導入）</p>	<p>スマート農業技術などの省力化技術に、環境へ配慮した栽培技術を加えたグ リーンな栽培体系への転換に向けた、各産地に適した技術の検証、産地戦略の 策定を支援。</p> <p>事業実施主体：協議会（生産者、JA、肥料・農薬・農機メーカー、普及指導 組織等で構成）</p> <p>補助対象経費：検討会の開催、グリーンな栽培マニュアル及び産地戦略の策 定、グリーンな栽培体系の検証、グリーンな栽培マニュアル 及び産地戦略の情報発信</p> <p>補助率：定額（上限額3,000千円・3,600千円（有機農業、複数の環境 負荷低減の取組の場合）、300千円（消費者理解の醸成の取 組））</p> <p>1/2（環境負荷低減に資するスマート農業機械等の導入）</p>	<p>スマート 農業推進 係</p>
<p>農業DXプラットフォーム推進 事業費</p> <p>〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金（地方創生推進タイフ）</p>	<p>10,200</p>	<p>県</p>	<p>R5 ～</p>	<p>国補</p>	<p>—</p>	<p>農業に関する様々なデータを活用し、有益なデータとして活用できるクラ ウド型データ連携基盤の構築に向け、モデル産地における農業DXプラットフォーム 導入を育成する。</p> <p>①農業DXプラットフォームプロトタイプにおける検証 ②農業DX指導者の育成 ③農業DXプラットフォーム構築検討会の開催</p>	<p>スマート 農業推進 係</p>	

(2) 検査監督課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概 要	係名
農業協同組合監督事務費		4,053	県	S42 ～	県単	—	農業協同組合等が関係法令を遵守し自己責任原則に基づき健全経営がなされるよう、厳格かつ効率的な検査と共同組織体としての健全性確保のための指導監督を実施。	監督・検査係
水産業協同組合監督事務費		553	県	S47 ～	県単	—	水産業協同組合が関係法令を遵守し自己責任原則に基づき健全経営がなされるよう、厳格かつ効率的な検査と共同組織体としての健全性確保のための指導監督を実施。	監督係

(3) 農産物流通課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名															
県産農産物情報収集活動費		4,484	県	S47 ～	県単	—	県産農産物の出荷先である首都圏、京阪神圏、中京圏、北陸圏の農産物の流通・消費動向を把握するとともに、県産農産物の販売促進活動を実施	流通企画 係															
大都市圏販路拡大対策事業費		7,669	県	H24 ～	県単	—	県産農産物等の県外への販路拡大のために、三大都市圏向けに各市場圏の特性に合わせた販路拡大対策を展開 ○ブランド力向上を目指し、大都市圏に対し「鮎」、「柿」をはじめとする県産農産物等の集中的なPR活動を展開 ○県産農産物等の販路の開拓を図るため、関西圏で開催される青空市等へ出店し、PR・販売を実施 ○「中部圏のブランド食材の販売促進に向けたワーキング・グループ」の取り組み、各県市において開催されるイベントへの相互出店	流通企画 係 販売対策 係															
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金		6,800	生産者 団体	H25 ～	県単 国補	1/2 以内	県産農産物等の販売促進、ブランド化を推進するため、全農岐阜県本部が行う各種販売促進活動を支援 ○事業内容等	流通企画 係															
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ)							<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示・販売</td> <td>県産農産物等の展示・販売PR等</td> <td>全国農業協同組 合連合会岐阜県 本部</td> </tr> <tr> <td>商談会への参加</td> <td>市場、量販店、レストラン、マスコ ミ等を対象とした商談会への参加</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レストラン等での メニューフェア</td> <td>レストラン等での県産農産物等を 使用したメニューの提供</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広報活動</td> <td>各種情報誌、新聞等を活用した広報 活動の実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	事業主体	展示・販売	県産農産物等の展示・販売PR等	全国農業協同組 合連合会岐阜県 本部	商談会への参加	市場、量販店、レストラン、マスコ ミ等を対象とした商談会への参加		レストラン等での メニューフェア	レストラン等での県産農産物等を 使用したメニューの提供		広報活動	各種情報誌、新聞等を活用した広報 活動の実施		
項目	内容	事業主体																					
展示・販売	県産農産物等の展示・販売PR等	全国農業協同組 合連合会岐阜県 本部																					
商談会への参加	市場、量販店、レストラン、マスコ ミ等を対象とした商談会への参加																						
レストラン等での メニューフェア	レストラン等での県産農産物等を 使用したメニューの提供																						
広報活動	各種情報誌、新聞等を活用した広報 活動の実施																						
ひだ・みの農畜産物販路拡大事業費補助金(物価高騰分)	新	3,100	生産者 団体	R05 ～	県単		生産コストが高騰する中、農産物の適正価格での販売に対する消費者理解の醸成に向け、生産者団体による情報発信活動を支援	流通企画 係															
[国事業名] 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金【3月補正】							<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：全農岐阜県本部 ・補助対象：消費者理解の醸成に向けた情報発信活動 (マスコミを通じたPR等) 																

県産農産物イメーリアップ事業費補助金	800	生産者団体等	H25～	県単	1/2以内	県産農産物等の新品目・新ブランド品目を中心に知名度向上、イメーリアップを目的に行う販売促進活動を支援 ○事業内容等 項目 内容 事業主体 展示・販売 県産農産物等の展示・販売PR等 地域の特色ある農産物等の新規販路開拓に向けたPR活動 ・農業協同組合・漁業協同組合及びそれらの連合会 ・生産者組織 ・農業関係団体 ・市町村	流通企業係
規格外農産物等活用促進事業費補助金 〔国事業名〕 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金【3月補正】	2,800	生産者、生産者団体等	R4～	県単 国庫	10/10以内	規格外・未利用農産物等の活用を通じた食品ロスの削減を図るため、生産者団体等がフードバンク・子ども食堂等へ規格外・未利用食品等を提供する活動を支援 ○事業内容等 内容 事業主体 規格外・未利用農産物等をフードバンク等へ定期的提供するための収集、保管、運搬など体制づくり 生産者、生産者団体等	流通企業係
規格外農産物等活用促進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） 地域の食育推進支援事業費補助金	800	県	R4～	県単	—	コロナ禍の長期化により生活困窮者や子ども食堂利用者が増加する一方、原材料の価格高騰を背景に食品製造業者等による食品寄付が減少しているため、農業者とフードバンク団体のマッチング体制を強化	流通企業係
〔国事業名〕 消費安全対策交付金	11,000	団体 ・市町村	R05	国庫	—	地域の関係者等が連携して取り組む「地域における共食の場の提供」等の食育の取組みを支援 ・補助対象 子ども食堂等 ・補助率 10/10	流通企業係
卸売市場整備事業費補助金 〔国事業名〕 強い農業づくり総合支援交付金	19,254	開設者	R5	国庫	—	老朽化した卸売市場を対象に衛生機能の向上や業務需要に対応した一次加工による付加価値の向上に資する施設の再整備を支援 ・事業主体：市場開設者（高山市） ・対象施設：卸売施設、冷蔵庫施設、加工処理高度化施設 ・補助率：国1/3	流通企業係
卸売市場等流通対策事業費	209	県	S47～	県単	—	卸売市場の活性化と卸売市場の適正な運営を確保するため、地方卸売市場業務の適正化指導や市場関係者に対する研修等を実施	流通企業係

岐阜の「食」資源発掘・活用事業 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,790	県	H28～	県単 国補	—	地域に埋もれた特色ある「食」資源の掘り起こしや魅力の発信を行い、地産地消と県内誘客に繋げるため、以下の取組みを実施 ○伝統食材・郷土料理の掘り起こし及び魅力再発見 ○伝統食材・郷土料理等岐阜の「食」情報発信・PR ○伝統食材・郷土料理キャンペーンの開催 ○地理的表示保護制度（GI制度）導入への相談活動等	流通企画 係
輸出重点国農産物プロモーション事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	28,000	県	R4～	国補	—	コロナ禍に輸出が落ち込んだ輸出重点国において、飛騨牛など県産農畜水産物の販路回復・拡大に向けた現地プロモーションを実施 ・輸出重点国：フランス、ポーランド、アメリカ、アジア	輸出戦略 係
海外拠点連携強化緊急対策事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	20,000	県	R2～	国補	—	県産農産物のブランド化に関する協力覚書を締結している海外拠点と連携し、コロナ禍における現地プロモーション活動を実施 ・海外拠点：YATA（香港）、セントラルフードリテール（タイ） ・海外推奨店：飛騨牛（オーストラリア）、鮎（ベトナム）	輸出戦略 係
商社連携型農産物等輸出拡大事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	5,700	県	R5～	国補	—	新たな輸出入先や輸出品目の開拓に向け、商社と連携した県産農産物・加工食品の展示販売を実施 ・対象国（候補）：シンガポール、ドイツ	輸出戦略 係
飛騨牛輸出拠点施設運営支援事業費補助金	5,000	食肉処理事業者	H27～	県単	1/2以内	対EU・アメリカなど海外向け輸出認定施設として稼働する県内事業者の微生物検査費用等に対する経費の一部を助成	輸出戦略 係
畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助金 〔国事業名〕 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業費補助金	56,390	飛騨ミート農業同組合連合会コンソーシアム	R3～	国補	定額又は1/2	畜産物輸出コンソーシアムが行う飛騨牛の認知度向上・販売拡大に向けたPR活動、販売促進活動に要する経費を補助。 また、米国・EUが求める動物福祉に配慮した牛の取扱いや血斑低減に向けたと畜対応により必要な試験的取組等の実施に要する経費を補助。 事業主体：飛騨ミート農業協同組合連合会コンソーシアム 対象経費：飛騨牛の販売促進に向けたPR活動、販促活動に要する経費、動物福祉・血斑低減に向けた試験的取組等の経費等	輸出戦略 係

ハラール認証飛騨牛販路開拓事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	6,000	県	R4～	国補	-	イスラム諸国での飛騨牛の認知度向上や販路開拓を図るため、国内外でのメニューフェアやキャンペーンを実施。	輸出戦略係
農産物輸出戦略推進事業費	9,000	県	R3～	県単	-	輸出戦略の推進に必要な県事務費及び岐阜県農林水産物輸出促進協議会負担金	輸出戦略係
新規輸出品目促進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	5,000	生産者、生産者団体等	R1～	県単	1/2以内	各地域・生産者が主体となつて行う新品目の輸出促進の取組みに対する経費の一部を助成（補助上限100万円、補助枠390万円） 事業主体：農畜水産業者、農業協同組合等 対象品目：県内で生産された農畜水産物等で、海外で販路を開拓する品目 対象経費：輸出環境の整備や販路の拡大に必要な旅費、消耗品費、業務委託料等 主な拡充内容＞メニュー拡充 豪州向けいちご生産・出荷体制整備（維持・改修含む）（補助枠110万円）	輸出戦略係
グローバル産地づくり推進事業費補助金 〔国事業名〕 GFPグローバル産地づくり推進事業	20,000	農林漁業者を含む3者以上の連携団体、協議会等	R2～	国補	定額	海外のニーズ、規制などに対応した生産・加工体制を構築するための産地計画（GPPグローバル産地計画）の策定などの取組みに対する経費を助成 事業主体：農林漁業者を含む3者以上の連携体、協議会、農業協同組合等 対象経費：産地計画の策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証等に必要となる旅費、消耗品費、調査費等	輸出戦略係
食品産業の輸出处向けHACCP等対応施設整備事業費補助金 〔国事業名〕 食品産業の輸出处向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業	170,000	食品製造者、中間事業者等	R2～	国補	1/2以内	加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備に必要な経費の一部を助成 事業主体：食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等 対象経費：輸入条件や輸出先ニーズを満たすために必要な施設整備（新設、増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備等	輸出戦略係
清流の国ざぶ地産地消運動推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	10,000	県	H26～	県単 国補	-	生産、流通、販売、消費それぞれの立場で、自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成を図り、地域ぐるみで取り組む地産地消民運動を展開 ○事業内容 ・専用WEBサイトを活用した情報発信 ・地産地消フェアの実施 ・地産地消キックオフイベントによる食農教育の実践 ・地産地消ぎふ応援団の募集 ・地産地消推進会議の運営	地産地消係

岐阜県農業フェスティバル開催費負担金 [国事業名] デジタリ田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ) 学校給食地産地消推進事業費補助金	22,575	実行委員会	S60～	県単 国補	—	県農業の現状と将来方向を広く県民にPRするために開催する岐阜県農業フェスティバルに要する経費の一部を負担 ○事業主体：岐阜県農業フェスティバル実行委員会 (構成：県、県市長会、農町村会、農協中央会他関係団体)	地産地消係
	16,000	農協中央会	H3～	県単	1/3又は1/2以内	学校給食での県産農産物の利用促進により、将来の消費者である児童・生徒に県産への理解・県産農産物の愛着心を醸成 ○事業内容及び助成率 ・学校給食に県産農産物を利用した場合、その経費の一部を助成 ・助成対象となる農産物等：県内産の玄米、小麦粉、大豆、米粉、野菜、果実、牛肉、豚肉、水産物 ・補助率：県1/3(市町村立)、1/2(その他校)	地産地消係
食と農の魅力発信強化事業費 [国事業名] デジタリ田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)	7,000	県	R3～	国補	—	「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」が実施するECサイトの強化に係る取り組みを支援し、6次産業化商品及び県産農畜水産物等の効果的なPR販売を実施 ○事業内容 ・販促キャンペーンの実施による需要喚起と購買促進 ・SNSを活用した情報発信	地産地消係
県産農産物販売力強化事業費	7,307	県	H13～	県単	—	県産農畜水産物の付加価値を高める6次産業化の取り組みを促進するため、食品バイヤー等業界向け及び消費者向けの販路拡大活動を実施 ○事業内容 ・商談会・研修会等の開催、及び販路開拓支援 ・販売フェア、PRイベント等の開催	地産地消係
6次産業化促進事業費	13,090	県	H26～	県単	—	県産農畜水産物の付加価値を高める6次産業化の取り組みを促進するため、6次産業化商品のテストマーケティング拠点の設置と農林漁業者への専門家の派遣を実施 ○事業内容 ・テストマーケティング拠点の設置・運営 ・6次産業化実践アドバイザーの派遣	地産地消係
食と農のアンテナショップ機能強化事業費	710	県	R1～	県単	—	県産農産物や6次産業化商品のPRやテストマーケティング拠点としての強化に加え、観光情報や地場産品と食文化を組み合わせた販売やPRに向けて「観光・食・モノ」との連携による情報発信拠点を運営	地産地消係

農業6次産業化促進支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	4,500	農林漁業者等	H23～	国庫	1/2又は1/3以内	6次産業化に取り組む農林漁業者に対して、農林漁業者自らが生産した農林水産物を使用し加工品を開発するために必要な機械器具の整備を支援 ○事業主体及び補助率 ・6次産業化総合事業計画の認定事業者 1/2以内 ・認定農業者、農業者の組織する団体等 1/3以内	地産地消係
6次産業化サポート体制整備事業費 〔国事業名〕 農山漁村発イノベーションサポート事業	20,678	県	H25～	国庫	－	農山漁村発イノベーションセンターを設置し、人材育成、サポート活動等を実施 ○委託先：民間事業者 ○事業内容 ・専門家（プランナー）派遣、経営改善の取組をサポート ・人材育成研修の実施	地産地消係
6次産業化推進事業費補助金 〔国事業名〕 農山漁村発イノベーション推進支援事業	5,000	右記	H25～	国庫	1/2以内又は定額	農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、2次・3次産業と連携した加工・直売に係る商品開発、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発を支援 ○事業内容 ・2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 ・新商品開発・販路開拓の実施 ・直売所の売上向上に向けた多様な取組 ・多様な地域資源を様々な分野で活用する取組 ・多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組 ○事業主体：農林漁業者、民間事業者、市町村等	地産地消係
6次産業化施設整備事業費補助金 〔国事業名〕 農山漁村発イノベーション等整備事業	35,000	右記	R3～	国庫	1/2又は3/10以内	農林漁業者等が6次産業化に取り組む場合に必要となる農産物加工施設等の整備に対して支援 ○事業主体：農林漁業者団体等 ○補助率：市町村戦略に基づいた取組 1/2以内 その他 3/10以内	地産地消係
地域食農連携プロジェクト推進事業費 〔国事業名〕 地域食品産業連携プロジェクト推進事業	10,000	県	R3～	国庫	定額	地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるように、地域の食と農に関する多様な関係者が自発的に企画・実行する地域食農連携による持続的なビジネスの創出を支援 ○事業内容 ・プラットフォーム形成 ・研修会、戦略会議の開催	地産地消係

地域の魅力再発見食育推進事業 費補助金 [国事業名] 消費・安全対策交付金	2,700	右記	H29 ～	国補	国1/2 以内	地域における食育の推進に必要となる、食育推進リーダーの育成、食文化の保護・継承、農林漁業体験の機会の提供、和食給食の普及等に取り組み団体(市町村、民間団体等)を支援 ○事業主体：都道府県、市町村、民間団体等	地産地消 係
2020農畜水産物レガシー活用推進事業費	8,000	県	R4 ～	国補	—	東京2020大会で培った経験を活かし、大規模商談会への出展やケータリング事業者等と連携した県産食材のPR活動を実施 ○国際的な食に関する大規模商談会への岐阜県ブースの出展 ○県産食材のケータリング向け供給の拡大	販売対策 係
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイブ) 県産農畜水産物関西圏市場開拓事業費	5,382	県	R3 ～	国補	—	大阪・関西万博に向け、関西圏での県産農畜水産物の取扱店拡大を図るためのプロモーションを実施 ○シェフの産地招へいや食材提案会を通じたホテル・飲食店への販売促進 ○飲食店でのメニューフェア、量販店等での販売促進キャンペーンの開催による消費者への県産食材PR	販売対策 係
飛騨牛プロモーション事業費	7,106	県	R3 ～	県単	—	飛騨牛の更なるブランド価値向上及び販路拡大を図るため、大都市圏の飛騨牛取扱店においてメニューフェア開催等のプロモーション活動を実施	販売対策 係
農林水産祭参加費	300	県	H26 ～	県単	—	国民の農林水産業に対する認識を深め、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲の高揚を図るため、農林水産省が国民的な祭典として開催する農林水産祭中央行事(顕彰普及関係行事)への参加経費の一部を負担	販売対策 係

(4) 農業経営課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
農業共済指導検査事務費		698	県	S33 ～	県単	—	農業共済組合の業務運営及び会計の状況について、検査を行うことで、適切な農業共済事業の遂行に資するとともに、農業共済組合に対して指導を実施。	農業共済 ・金融係
普及指導員活動費 〔国事業名〕 協同農業普及事業交付金		48,431	県	S58 ～	国補 県単	—	県と国が協同して普及指導員を置き、地域の特性に即した農業の振興に向けた普及指導活動を展開。普及指導員の活動を支援するための運営費。新技術の普及、ICTを活用した技術指導、普及指導員の調査研究活動、国の研修への参加による高度な専門知識の習得、体系的な研修等を実施。	普及企画 係
普及推進事業費		3,657	県	H18 ～	県単	—	普及指導員が県独自の普及指導課題の解決や「ざぶ農業・農村基本計画」の目標達成に向けた活動を展開。産地をリードできる高い指導力を持つ普及指導員の育成研修、若手職員の早期育成研修、新規就農者の認定農業者への移行を促進する活動等を実施。	普及企画 係
新たなブランド育成支援事業費		5,300	県	R1 ～	県単	—	普及指導員が中心となり地域にある自然・文化・人材等の資源を活かし、学校や企業等の農業関係者以外とのコラボレーションを展開。加工品づくりやイベントを結び付け、消費者に選ばれられる新たなブランドを育成し、産地の持続的発展を推進。	普及企画 係
普及企画費		2,807	県	S50 ～	県単	—	農林事務所（農業普及課）等の運営指導費 効率的・効果的に普及活動が展開できるよう農林事務所（農業普及課）の運営指導を行うとともに、国・関係団体との連携・情報交換等を実施	普及企画 係
女性が変わる未来の農業体制整備事業費 〔国事業名〕 女性が変わる未来の農業推進事業、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		4,000	県	R4 ～	国補 県単	—	「ざぶ農業・農村男女共同参画プラン」の実現を目指し、次世代の女性リーダー育成や女性が働きやすい環境づくり等への支援を行うことで、農業分野の女性活躍を推進。	普及企画 係

女性が変える未来の農業整備事業費補助金 〔国事業名〕 女性が変える未来の農業推進事業費	1,000	右記	R4 ～	国補	定額	女性農業者の育児と農作業のサポート活動等女性が働きやすい環境の整備に向けた取組を支援。 事業主体：女性農業者グループ等 補助率：定額 上限1,000千円 施設改修は、1件あたり補助金額の1/2まで 対象経費：託児スペース等施設改修費用、託児を行う保育者等の人件費	普及企画 係
農業大学校運営費	20,126	県	S57 ～	県単	—	農業大学校の管理運営費 農業大学校において、次代の農業・農村の指導的役割を担う青少年に対し長期の実践教育を実施。	普及企画 係
人材養成指導費 〔国事業名〕 協同農業普及事業交付金	59,208	県	S57 ～	国補 県単	—	農業大学校の授業実施経費等 農業改良助長法に基づく教育研修施設として、より実践的な農業教育を行うため、外部講師の招へいやは場等管理、調査研究等を実施。	普及企画 係
緑の学園開催事業費 〔国事業名〕 協同農業普及事業交付金	315	県	S57 ～	国補	—	高校生の農業経営への興味と関心を深め、就農への意欲を高めるため、農業大学校において、若手農業者との懇談会や農業体験を実施。	普及企画 係
農村青少年クラブ事業費補助金	180	右記	S49 ～	県単	県1/2 以内	次世代を担うリーダーの育成を図るため、若い農業者である4Hクラブ員の自発的な活動を支援。 【事業主体】岐阜県4Hクラブ連絡協議会 【活動内容】各種研修会、地区研修活動、活動連携強化、4HクラブのPR活動等。	普及企画 係
海外研修事業費補助金	1,200	県	R4 ～	国補	定額 等	海外農業研修に参加する若手農業者や学生等を支援することにより、地域農業のリーダーとなる国際的な農業人材を育成。 事業主体：海外農業研修を受講する研修生 補助率：補助対象経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額 対象経費：海外渡航のための旅費及び研修費	普及企画 係

農業担い手リーダー支援事業費補助金	1,575	右記	H28～	県単	県1/2以内	次世代を担う農業後継者の育成・確保のため農業高校生、農業大学生の研修受入れなど本県農業の担い手育成や青年農業者並びに女性農業者のリーダー育成に取り組む農業者団体の活動運営に対して支援。 【事業主体】岐阜県農業担い手リーダー 【活動内容】各種研修会、農業研修生受入、国内外視察研修等	普及企画 係
利子補給金・利子助成補助金・保証料補給金	19,495	県	S36～	県単	県10/10	【農業近代化資金(利子補給)】(S36～) 農協等の資金を長期かつ低利に融通し、農業経営の近代化を支援。 償還期限 原則15年(うち据置期間3年)以内 農機具のみは原則7年(うち据置期間2年)以内 貸付限度額 ・農業者等個人 18,000千円(知事特認 200,000千円) ・法人等 200,000千円 ・農協等 1,500,000千円 <資金の種類> ・一般資金 ・農業経営体育成資金 ・農業災害緊急支援資金	農業共済 ・金融係
						【農業企業化特融資金(利子補給・豚熱緊急対策資金は保証料も補給)】(S36～) 県内特産物の育成、災害復旧、家畜伝染病による経営再建等を支援するため、資金を低利に融通。 償還期限、貸付限度額は資金の種類により異なる。 <資金の種類> ・養魚施設造成 ・地域農業災害経営 ・地域農業活性化資金 ・豚熱緊急対策資金 ・花き類種苗導入 ・農業災害緊急支援特別資金 ・家畜疾病経営維持資金 ・食肉流通経営維持資金	農業共済 ・金融係
						【農業経営改善促進資金(利子補給)】(H16～) 認定農業者が経営改善を図るための短期運転資金を低利で融通。 償還期限 1年程度 極度額の上限(畜産、園芸施設は下記の4倍) ・個人 5,000千円 ・法人 20,000千円	農業共済 ・金融係

<p>収入保険加入者支援事業費補助金</p> <p>【国事業名】 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金【3月補正】</p>	13,000	右記	R5	国補	定額	<p>燃油や農業資材等が高騰する中、収入保険に加入し経営環境の変化に備える農業者に対し、保険料の一部支援を実施。</p> <p>○補助要件：保険期間がR4.4.1～R5.3.31までの開始となる以下のいずれかの者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者（加入時の保険料が50千円未満となる者に限る） ・継続加入者 <p>○補助率：保険料の2/5（上限20千円）</p> <p>○実施主体：岐阜県農業共済組合</p>	<p>農業共済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融係
---	--------	----	----	----	----	---	--

<担い手対策室>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
就農・就業相談窓口事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ)		32,387	右記	H29 ～	県単 国補	県 10/10 以内	<p>ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」が実施する就農支援活動、経営支援活動に対して助成。</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぎふアグリチャレンジ支援センターが実施する以下の経費 <p>1 就農支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 就農・就業相談専門員、就業アドバイザーの設置 (2) ワンストップ就農・就業相談活動 (3) 就農啓発活動 (4) 就業関連情報の一元化と情報発信 (5) 就業支援研修(農業基礎) <p>2 経営支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業参入・法人化推進コーディネーターの設置 (2) 企業等農業参入・法人化に関する相談活動 (3) 企業参入啓発活動 (4) 就業関連情報の一元化と情報発信 <p>○事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)岐阜県農畜産公社 	就農支援 係
就農・就業相談員等補助金		4,805	右記	H29 ～	県単	県 10/10 以内	<p>ぎふアグリチャレンジ支援センター内に就農・就業相談員を設置し、新規就農希望者に対し就農・就業相談活動を実施。</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農・就業相談員設置経費(人件費) <p>○事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)岐阜県農畜産公社 	就農支援 係
ぎふアグリチャレンジ支援センター人件費補助金		6,583	右記	R2 ～	県単	県 10/10 以内	<p>ぎふアグリチャレンジ支援センターにセンター長を専任で配置し、効果的な業務を実施。</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぎふアグリチャレンジ支援センター長人件費 <p>○事業実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)岐阜県農畜産公社 	就農支援 係

<p>WEB就農研修支援事業費補助金</p> <p>〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）</p>	<p>1,000</p>	<p>右記</p>	<p>R3 ～</p>	<p>国 10/10 以内</p>	<p>就農研修会のWEB化に必要な研修動画作成等を支援。 ○事業実施主体 ・(一社)岐阜県農畜産公社</p>	<p>就農支援 係</p>
<p>新規就農者育成総合対策事業費補助金</p> <p>〔国事業名〕 新規就農者育成総合対策 新規就農者確保緊急対策</p>	<p>273,650</p>	<p>右記</p>	<p>R4 ～</p>	<p>国 1/2 以内 県 1/4 以内</p>	<p>就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入に対し助成。 ○事業名：経営発展支援事業、初期投資促進事業 ○交付対象：令和4年度又は令和5年度中に新たに農業経営を開始し、市町村の目標地図又は人・農地プランに位置づけられている独立・自営就農時に50歳未満の認定新規就農者 ○補助率：3/4以内 ○補助対象事業費の上限 ・1,000万円 ○事業実施主体：市町村</p> <p>新規就農者確保のため、就農前の研修期間（2年間）と就農直後（3年間）について、経営の安定化を図るため資金を交付。 1 就農準備資金、就農準備支援事業 ○交付対象：県が認める研修期間中の就農予定時50歳未満の研修生 ○交付金額：12.5万円/月（最長2年） ○事業実施主体：(一社)岐阜県農畜産公社、市町村</p> <p>2 経営開始資金 ○交付対象：市町村の目標地図又は人・農地プランに位置づけられている独立・自営就農時に50歳未満の認定新規就農者 ○交付金額：12.5万円/月（最長3年間） ○事業実施主体：市町村</p> <p>3 事務費補助金 ○交付対象：岐阜県農業経営・就農支援センター（(一社)岐阜県農畜産公社）、市町村</p>	<p>就農支援 係</p>

新規就農者育成総合対策推進事務費	530	県	R4～	国補	国定額	交付事務に係る、県事務費。	就農支援係
[国事業名] 新規就農者育成総合対策							
農業次世代人材投資事業補助金	182,000	市町村	H29～	国補	国定額	新規就農者確保のため、就農直後（5年間）について、経営の安定化を図るため資金を交付。（令和3年度までの採択者分） ○事業名：農業次世代人材投資事業（経営開始型） ○交付対象：市町村の人・農地プランに位置づけられている独立・自営就農時に50歳未満の認定新規就農者 ○交付金額：年間150万円（1～3年目） 年間120万円（4、5年目） ただし、令和2年度までの採択者は前年所得に応じて減額 ○事業実施主体：市町村	就農支援係
[国事業名] 農業人材力強化総合支援事業							
ぎふ農業経営者育成発展支援事業費補助金	20,000	市町村	R2～	県単	県10/10以内	知識や能力等を集中的に習得する就農研修者及び就農初期段階の新規就農者に対して、支援金を給付。 1 農業研修スタート型 ○交付対象：県が認める研修機関等で研修期間中の就農予定時55歳未満の研修生 ○交付金額：年間100万円以内（1年限り）（県補助は50万円以内、事業実施主体は県と同額程度の助成支援に努める） 2 経営チャレンジャー型 ○交付対象：市町村の目標地区又は人・農地プランに位置づけられている55歳未満で新たに就農した農業後継者等 ○交付金額：年間100万円以内（1年限り）（県補助は50万円以内、事業実施主体は県と同額程度の助成支援に努める） 3 キャリアアクション型 ○交付対象：市町村の目標地区又は人・農地プランに位置づけられている独立・自営就農時に55歳以上60歳未満の新規就農者 ○交付金額：年間50万円以内（1年限り）（県補助は25万円以内、事業実施主体は県と同額程度の助成支援に努める）	就農支援係

新規就農サポート事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ)	26,000	右記	H26 補正 ～	県単 国補	県 1/2 以内 等	新規就農者の就農相談から就農後の技術・経営支援を実施する「地域就農支援協議会」等の運営及び長期実践研修に必要な経費を助成。 ○実施主体：市町村、JA、JA全農岐阜、地域就農支援協議会、就農応援隊等 ○事業内容：①地域就農支援協議会等の運営に対する支援 ②長期実践研修費助成（あすなろ農業塾実施事業） ③就農応援隊が実施する就農応援活動に対する支援 ○補助率：①1/2以内(上限150万円) ②定額（5万円/月人、2.5万円/月人 以内） ③4/5以内、1/2以内（上限150万円）	就農支援 係
新規就農サポート推進事務費	500	県	H30 ～	県単	—	就農相談から研修、営農定着までを一貫して支援する「岐阜県方式」による総合的な支援の推進事務費。	就農支援 係
意欲ある新規就農者育成・定着 支援事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ)	5,200	県	H16 ～	県単 国補	—	新・担い手育成プロジェクトの実現に向けて、就農相談から研修、就農、定着、発展まで一貫した支援活動を実施。 ○事業内容：都市部での就農相談会の実施 全国会議等への参画 研修指導力向上研修、経営力強化研修の実施 農業の現場を学ぶ出前講座、バスツアーの実施 就農応援大使による就農応援サポート活動 研修拠点ネットワーク化	就農支援 係
農福連携推進活動事業費補助金	11,335	右記	H29 ～	県単	県 10/10 以内	障がい者の農業分野での就労を促進するため「ぎふアグリチャレンジ支援センター農福連携推進室」が実施する農福連携推進活動について助成。 ○補助対象経費 (1) 農福連携推進室長、アドバイザーの設置 (2) 調査研究活動 (3) 農福連携啓発活動 (4) 岐阜県農業ジョブコーチの育成・派遣 (5) 農業者に対する障がい者受入体験助成(補助率：定額（上限100千円）) (6) 農福連携啓発資料の作成 (7) 福祉事業所と農業者の作業受委託マッチング活動 (8) 福祉事業所農業参入相談、営農定着支援活動 ○事業実施主体 ・(一社)岐阜県農畜産公社	就農支援 係

農福連携推進活動事業費補助金 【国事業名】 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金【3月補正 】	16,000	右記	R4	国補 県	10/10 以内	<p>障がい者の農業分野での就労を促進するため「ぎふアグリチャレンジ支援センター農福連携推進室」が実施する農福連携推進活動について助成。</p> <p>○補助対象経費</p> <p>(1) ノウフク J A S 認証取得への助成 (補助率：1/2以内)</p> <p>(2) 障がい者農業体験講座の開催</p> <p>(3) 福祉事業所(法人)に対する農業参入への助成 (補助率：定額(上限3,000千円))</p> <p>(4) 雇用促進や経営改善に繋がる環境整備への助成 (補助率：2/3以内(上限2,000千円))</p> <p>○事業実施主体</p> <p>・(一社)岐阜県農畜産公社</p>	就農支援 係
農福連携推進強化事業費補助金 【国事業名】 デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイフ)	11,000	右記	R5	国補 県単	10/10 以内	<p>農福連携の推進を強化するため「ぎふアグリチャレンジ支援センター農福連携推進室」が実施する認知度向上や販路拡大の取組みについて助成。</p> <p>○補助対象経費</p> <p>(1) ノウフク商品を取り扱う企業の認証、フォーラムの開催等</p> <p>(2) ノウフクマルシェの開催</p> <p>(3) 農福連携の魅力体験できるバスツアーの開催</p> <p>○事業実施主体</p> <p>・(一社)岐阜県農畜産公社</p>	就農支援 係
農福連携推進活動事業費	2,353	県	R1 ～	県単	—	<p>農福連携を推進するための以下の活動を実施。</p> <p>○事業内容：栽培技術基礎講座の開催 農福連携全国道府県ネットワーク事務局活動 地域連携会議による活動</p>	就農支援 係
新規就農・経営安定支援事業費 補助金	9,000	右記	R3 ～	県単	1/2 以内 等	<p>就農希望者を対象とした研修施設の整備、新規就農者の経営継続に必要な施設修繕に対し助成。</p> <p>(1) 新規就農者研修施設整備事業</p> <p>○補助対象経費</p> <p>・長期就農支援研修を実施する者が行う研修施設の整備に係る経費</p> <p>○事業実施主体</p> <p>・市町村、農業協同組合、国立学校法人</p> <p>○補助率 1/2以内</p> <p>(2) 新規就農者経営安定支援事業</p> <p>○補助対象経費</p> <p>・就農後5年未満の認定農業者が行う農業用ハウス被覆資材の更新等の経営継続に必要な施設修繕に係る経費</p> <p>○事業実施主体</p>	経営体強 化育成係

地域計画策定推進緊急対策事業費補助金	新	23,000	市町村	R5～	国補	10/10	国	<p>・市町村 ○補助率 ・1/4以内（上限1,000千円）</p> <p>農業等による協議（話し合い）を踏まえ、地域農業のあり方や農地利用の姿を明確化した地域計画の策定に必要な取組みを支援。</p> <p>1 市町村推進事業</p> <p>・地域の農業者等による協議の場の設置や地域計画の策定等の取組み</p> <p>2 農業委員会推進事業</p> <p>・地域計画のうち目標地図の素案の作成</p> <p>○事業主体：市町村、農業委員会</p> <p>○補助率：定額</p>	経営体強化育成係
[国事業名] 地域計画策定推進緊急対策事業費	新	1,000	県	R5～	国補	—	—	<p>地域計画の普及・推進に向け、県が行う推進事務費</p>	経営体強化育成係
[国事業名] 地域計画策定推進緊急対策事業費 農地中間管理機構事業費補助金		11,500	右記	H26～	国補 (県単)	7/10 3/10 等	国	<p>農地中間管理機構が行う以下の取組みに必要な経費を助成。</p> <p>1 農地中間管理権を有する農地の賃料</p> <p>2 農地中間管理権を有する農用地の保全管理に要する経費</p> <p>3 農地中間管理権を有した遊休農地を貸し付けるための簡易な圃場整備に要する経費</p> <p>○事業実施主体：（一社）岐阜県農畜産公社</p>	経営体強化育成係
農地中間管理機構運営費補助金		80,000	右記	H26～	国補 (県単)	7/10 3/10	国	<p>農地中間管理機構の運営、市町村やJA等への窓口業務等の委託等に係る経費を助成。</p> <p>○事業実施主体：（一社）岐阜県農畜産公社</p>	経営体強化育成係
[国事業名] 農地集積・集約化等対策事業費		2,627	県	H26～	国補 (県単)	—	—	<p>農地中間管理事業の促進に関する取組みを実施。</p>	経営体強化育成係
[国事業名] 農地集積・集約化等対策事業費 機構集積協力金交付事業費補助金		80,000	市町村	H26～	国補	国定額	国	<p>農作業受委託を含め、農地中間管理機構を通じて、集積・集約化に取り組む地域等に対し、協力を交付。</p> <p>(1) 地域集積協力金</p> <p>○交付対象</p>	経営体強化育成係
[国事業名] 農地集積・集約化等対策事業									

<p>農業経営者法人化等総合サポート事業費</p> <p>[国事業名] 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち、農業経営・就農サポート推進事業</p>	35,000	県	R4	国 10/10	<p>・地域計画が策定されている地域や協議の場を設け話し合いが行われている地域等において、農地中間管理機構への貸付又は当該貸付と一体的に行われる農地中間管理機構を通じた農作業委託により、担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域</p> <p>○交付要件（いずれか一方を満たすこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること。 ・担い手が不足する地域など、一定の条件下で申請時の当該割合を1/2に緩和。（この場合、目標年度まで当該要件を達成する必要） ・地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積が10ポイント以上増加すること。 <p>(2) 集約化奨励金</p> <p>○交付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画が策定されている地域や協議の場を設け話し合いが行われている地域等において、農地中間管理機構からの転貸又は農地中間管理機構を通じた農作業委託により、農地の集積化を図る地域。 ・同一年度内で、地域集積協力金と重複交付可能。 <p>○交付要件（翌々年度までに満たすこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。 ・既に同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者の1団地あたりの平均面積が、目標面積までに1.5倍以上となること。 <p>(3) 経営転換協力金（令和5年度までの時限措置）</p> <p>○交付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業部門の減少により経営転換する農業者 ・リタイアする農業者 ・農地の相続人で農業経営を行わない者 <p>○交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地を10年以上機構に貸し付けること ・地域集積協力金と一体的に取組む場合にのみ交付 等 	<p>経営継承</p> <p>経営体強化育成係</p>
---	--------	---	----	------------	--	-----------------------------

集落営農等育成推進事業費	1,000	県	H29 ～	県単	一	集落営農の体制づくりや経営安定に向けた支援活動を実施。 ・重点推進地域等への担い手育成推進チームの派遣 ・複数の集落営農法人による広域再編の仕組みづくりの検討 等 中山間地域における集落営農組織の設立・法人化や、オペレーター人材の育成、農地集積の推進などの活動に対し助成。 ○補助対象経費 ・集落営農の組織化、後継者育成の推進 ・集落営農組織の経営強化 (集落営農組織の法人化や複数法人による広域再編の取組み等を支援) ○補助金額の上限 ・1地区あたり200千円 ○事業実施主体：市町村、協議会、農業者が組織する団体 等	経営体強化育成係
集落営農後継者育成等推進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,000	右記	R3 ～	県単 国補	国・県 定額	○補助対象経費 ・集落営農の組織化、後継者育成の推進 ・集落営農組織の経営強化 (集落営農組織の法人化や複数法人による広域再編の取組み等を支援) ○補助金額の上限 ・1地区あたり200千円 ○事業実施主体：市町村、協議会、農業者が組織する団体 等	経営体強化育成係
中山間地域等担い手育成支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	32,000	市町村	H29 ～	県単 国補	国・県 1/2 以内 等	中山間地域を中心に、集落営農組織等の経営安定・規模拡大や、人材確保に必要な機械・施設の整備に対し助成。 (1) 集落営農経営安定支援 ○補助対象経費 ・新たに設立される集落営農組織の経営安定に必要な機械・施設の整備、その整備と一体的に実施する環境衛生施設の整備に係る経費 ○補助率 ・1/2以内（上限5,000千円） ○助成対象者 ・農業法人、農業者が組織する団体 等 (2) 担い手経営力強化支援 ○補助対象経費 ・農地集積を推進する地域の担い手の経営力・生産力の強化に必要な機械・施設及びそれと一体的に実施する環境衛生施設の整備に係る経費 ○補助率 ・定額（上限2,000千円又は4,000千円） ○助成対象者 ・農業法人、農業者が組織する団体 等 (3) 集落営農連携強化支援 ○補助対象経費 ・複数の集落営農が連携し、農業機械等を共同利用する際に必要な機械・施設の整備に係る経費 ○補助率 ・1/2以内（上限10,000千円） ○助成対象者	経営体強化育成係

<p>経営体育成支援事業費補助金</p> <p>[国事業名] 農地利用効率化等支援交付金、 担い手確保・経営強化支援事業</p>	<p>116,000</p>	<p>市町村</p>	<p>H25</p>	<p>～</p>	<p>国 3/10 等</p>	<p>目標地区に位置付けられた者等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組み場合に必要となる農業用機械・施設の導入を支援。</p> <p>(1) 農地利用効率化等支援事業</p> <p>ア 融資主体支援タイプ(先進的農業経営確立支援タイプ含む)</p> <p>(ア) 融資主体型補助事業</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資を受けて、経営改善の取組みに必要な農業用機械・施設の導入に係る経費(融資残補助又は事業費補助) ・先進的農業経営支援タイプは、より高い目標をもって規模拡大を図る取組み等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援 <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/10以内 (法人・個人を問わず上限300万円(目標地区に位置付けられた者のうち経営面積の拡大(水田作で20ha以上等)等を目指す者については600万円) (先進的農業経営確立支援タイプ：上限 個人10,000千円、法人15,000千円) <p>イ 条件不利地域支援タイプ</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地の利用集積の促進等により、生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意欲ある経営体を育成するために必要となる共同利用機械等の導入に係る経費 <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内(上限4,000千円) <p>(2) 担い手確保・経営強化支援事業</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営発展に意欲的に取り組む地域の担い手等が、融資を活用するなどして、農業用機械・施設を導入する場合に必要となる経費(融資残補助) <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内等(上限：法人30,000千円、法人以外の者15,000千円、地域における継続的な農地利用を図る者(市町村が認める者)1,000千円) <p>(3) 追加的信用供与補助事業</p> <p>○補助対象経費</p>	<p>経営体強化育成係</p>
--	----------------	------------	------------	----------	-------------------------	---	-----------------

農業の労働力安定確保推進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,400	右記	R4～	単 国補	国・県 1/3 以内	<ul style="list-style-type: none"> ・融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対し、融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・1/15以内 (4) 市町村附帯事務費 <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に関する事務及び指導・監督等に係る経費 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内 雇用就農者や外国人材の定着を図るため、事業主体が行う受入れ準備に必要な取組みや、受入れ時の農作業安全や能力向上などの教育・研修の取組みを支援。 <ul style="list-style-type: none"> ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・1/3以内（上限200千円） ○事業実施主体 <ul style="list-style-type: none"> ・農協、農業者が組織する団体、外国人材受入機関 等 	経営体強化育成係
農業経営法人化支援事業費補助金 〔国事業名〕 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち、農業経営高度化支援事業	1,000	県	R4～	単 国補	定額	<ul style="list-style-type: none"> ・融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対し、融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・1/15以内 (4) 市町村附帯事務費 <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に関する事務及び指導・監督等に係る経費 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内 雇用就農者や外国人材の定着を図るため、事業主体が行う受入れ準備に必要な取組みや、受入れ時の農作業安全や能力向上などの教育・研修の取組みを支援。 <ul style="list-style-type: none"> ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・1/3以内（上限200千円） ○事業実施主体 <ul style="list-style-type: none"> ・農協、農業者が組織する団体、外国人材受入機関 等 経営相談等をした雇用環境の改善に取り組み農業者の法人化を支援。 <ul style="list-style-type: none"> ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・定額（250千円/法人） ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人 	経営体強化育成係
岐阜県就農支援センター運営費	30,373	県	H26～	単 県	—	岐阜県就農支援センターにおいて、新規就農者を育成するために必要となる経費。	就農研修係

(5) 農産園芸課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概 要	係名																						
環境保全型農業直接支払交付金 〔国事業名〕 環境保全型農業直接支払交付金		18,300	農業者 の組織 する団 体等	H23 ～	県単 国補	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	<p>農業者の組織する団体等が化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上低減したうえで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組み、場合、取組面積に応じ交付金を交付。</p> <p>〔支援対象〕 原則次の①～③の要件を満たす農業者の組織する団体等 ①取組の対象作物について、販売を目的として生産を行うこと ②みどりのチェックシートに定められた取組を実施していること ③環境保全型農業の取組を広げる活動に取り組みすること</p> <p>〔支援対象取組〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全国共通取組</th> <th>交付単価 (10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農業</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>堆肥の施用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>カバークロップ</td> <td>4,400 円</td> </tr> <tr> <td>リピングマルチ (下記以外) (小麦・大麦、イタリアンライグラスの場合)</td> <td>6,000 円</td> </tr> <tr> <td>草生栽培</td> <td>5,400 円 (3,200 円)</td> </tr> <tr> <td>不耕起播種</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>長期中干し</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>秋耕</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>取組拡大加算 ※</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>農業者団体による、有機農業に新たに取り組み農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動</td> <td>交付単価 (10a) 新規取組面積あたり 4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	全国共通取組	交付単価 (10a)	有機農業	12,000 円	堆肥の施用	3,000 円	カバークロップ	4,400 円	リピングマルチ (下記以外) (小麦・大麦、イタリアンライグラスの場合)	6,000 円	草生栽培	5,400 円 (3,200 円)	不耕起播種	5,000 円	長期中干し	3,000 円	秋耕	800 円	取組拡大加算 ※	800 円	農業者団体による、有機農業に新たに取り組み農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動	交付単価 (10a) 新規取組面積あたり 4,000 円	ぎふ清流 GAP推進 係
全国共通取組	交付単価 (10a)																													
有機農業	12,000 円																													
堆肥の施用	3,000 円																													
カバークロップ	4,400 円																													
リピングマルチ (下記以外) (小麦・大麦、イタリアンライグラスの場合)	6,000 円																													
草生栽培	5,400 円 (3,200 円)																													
不耕起播種	5,000 円																													
長期中干し	3,000 円																													
秋耕	800 円																													
取組拡大加算 ※	800 円																													
農業者団体による、有機農業に新たに取り組み農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動	交付単価 (10a) 新規取組面積あたり 4,000 円																													

環境保全型農業直接支払等推進交付金	59	市町村推進組織	H19～	国補	定額	市町村、推進組織が実施する環境保全型農業直接支援対策事業に係る推進指導や、実施確認等に要する経費に対して支援。	ぎふ清流GAP推進係
[国事業名] 日本型直接支払推進交付金							
環境保全型農業直接支払等県推進指導費	300	県	H19～	国補	—	環境保全型農業直接支援対策事業を推進するための県指導費。	ぎふ清流GAP推進係
[国事業名] 日本型直接支払推進交付金							
清流を守る環境保全型農業総合推進事業費	450	県	H26～R7	県単	—	環境に配慮し、安全・安心な農産物を県民に供給する環境保全型農業の普及推進。 有機農業指導体制の整備に向けた有機農業指導員の育成に係る研修受講費、現地指導費。 [事業内容]推進体制整備 (旧：清流を守る環境保全型農業総合推進事業費(国費分))	ぎふ清流GAP推進係
有機農業指導員育成事業費	1,176	県	R2～	国補	—	有機農業の安定生産に向けた新たな施策を展開するための経費。 ・市町村推進体制の整備支援 ・有機農業営農モデルづくり ・集出荷システム、流通ルート構築 ・消費者の理解醸成	ぎふ清流GAP推進係
[国事業名] みどりの食料システム戦略推進交付金(R4～)							
有機農業総合推進事業費	5,500	県	R4～	国補	—	有機農業の安定生産に向けた新たな施策を展開するための経費。 ・市町村推進体制の整備支援 ・有機農業営農モデルづくり ・集出荷システム、流通ルート構築 ・消費者の理解醸成	ぎふ清流GAP推進係
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)							
有機農業産地づくり推進緊急対策事業費補助金	1,800	右記	R4～	国補	定額	地域における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費拡大に資する事項を定める計画策定及びその実現に向けた検討会開催、流通システムやブランド構築に向けた各種実証試験、加工品開発などの取組を支援。 [事業実施主体]市町村又は市町村を構成員に含む協議会 [事業内容]有機農業産地づくり推進	ぎふ清流GAP推進係
[国事業名] みどりの食料システム戦略緊急対策交付金							

有機農業生産振興事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	5,000	右記	R4～	国補	県1/3	有機農業に必要な資材等の導入に係る経費の一部を補助。 〔補助対象〕 有機農業推進法に基づく有機農業実践者 〔補助率〕 県 1/3（上限 500 千円以内） 〔支援内容〕 防虫ネット、防草シート、鳥獣防護柵等 管理機、耕うん機（更新は除く）	ぎふ清流 GAP推進 係
ぎふ清流GAP運営事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,169	県	R2 ～R5	国補 県単	—	「ぎふ清流GAP評価制度」の運用費。 ・判定委員会の開催 ・農場評価証書の交付	ぎふ清流 GAP推進 係
ぎふ清流GAP運営事業費補助金	6,700	（一社） 岐阜県 農畜産 公社	R2 ～R5	県単	定額	「ぎふ清流GAP評価制度」の推進拠点として設置した「ぎふ清流GAP推進センター」が行う農場評価、相談窓口対応などのGAP推進業務を支援。	ぎふ清流 GAP推進 係
ぎふ清流GAP運営事業費補助金（人件費）	21,403	（一社） 岐阜県 農畜産 公社	R2 ～R5	県単	定額	ぎふ清流GAP推進センターの運営に必要な人件費を補助。	ぎふ清流 GAP推進 係
GAP指導員育成事業費	1,051	県	R2 ～R5	国補 県単	—	農業者等のGAPの取組みを普及するための指導員の育成を支援。	ぎふ清流 GAP推進 係
GAP指導員育成事業費補助金 〔国事業名〕 国際水準GAP普及推進交付金	2,973	（一社） 岐阜県 農畜産 公社	R2 ～R5	国補 県単	—	ぎふ清流GAP推進センターがGAP指導員を育成、及びGAP指導員のレベルアップを図る研修を実施。 ・普及指導員をGAP指導員育成 ・高度な指導員育成を目指すステップアップ研修 など	ぎふ清流 GAP推進 係
GAPチャレンジ推進事業費	816	県	H30 ～	県単	—	持続可能な農業の実現を目指して農業者のGAPの実践や認証取得の取組みを総合的に推進。 ・担い手等へのGAP指導活動の実施 ・農業者向け研修会の開催	ぎふ清流 GAP推進 係

GAPチャレンジ推進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	8,000	右記	H30～	国補 県単	1/2 以内	GAPを実践するために必要な環境整備に対する支援。 〔補助対象〕 GAPの実践のために必要な施設改修、備品購入、 残留農薬分析、水質検査 〔事業主体〕 農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人 農業者の組織する団体、農業協同組合	ぎふ清流 GAP推進 係
国際水準GAP認証取得支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	800	右記	H30～	国補 県単	1/2 以内	地域のモデルとなる農業者等が国際水準GAPの認証取得のために必要な 認証審査に対する支援。 〔補助対象〕 GAP認証取得のために必要な認証審査の受審 農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人 農業者の組織する団体、農業協同組合	ぎふ清流 GAP推進 係
グッドな農業を目指すGAP推進PR事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	6,471	県	R3～	国補 県単	—	ぎふ清流GAPの認知度向上に向けたPR活動を実施。 ・ぎふ清流GAPのロゴマークを活用したPRグッズ作成 ・ぎふ清流GAPパートナーを中心とするPR活動 ・ぎふ清流GAP評価制度の広報宣伝	ぎふ清流 GAP推進 係
グッドな農業を目指すGAP推進PR事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,000	右記	R3～	国補 県単	1/3 以内	ぎふ清流GAPをPRする資材の作成経費等を補助。 〔補助対象〕 ロゴマークシール、包装資材版代、チラシ、看板等 〔事業主体〕 ぎふ清流GAP認証者、農業協同組合、市町村、 農業者が組織する団体等	ぎふ清流 GAP推進 係
主要農作物重金属等安全対策推進事業費	650	県	H19～	県単	—	農作物中の重金属類の実態把握、吸収抑制技術の情報収集及び普及。	ぎふ清流 GAP推進 係
肥料検査指導費	443	県	S53～	県単	—	肥料の品質保全を図るため、肥料取締法に基づく普通肥料登録及び肥料販売 業務等の届出の受理、その他肥料の検査や指導業務を推進。	ぎふ清流 GAP推進 係
防除指導費	925	県	S25～	県単	—	病害虫・雑草防除指導指針及び病害虫発生予察情報に基づき効率的な防除指 導を実施。	ぎふ清流 GAP推進 係

病害虫防除所運営費 〔国事業名〕 植物防疫事業交付金	2,390	県	S25 ～	国補	—	病害虫防除所による植物防疫事業を効率的に推進。	ぎふ清流 GAP推進 係
病害虫防除員活動費 〔国事業名〕 植物防疫事業交付金	905	県	S25 ～	国補 県単	—	市町村段階における植物防疫事業の推進を図るため、病害虫防除員を設置。	ぎふ清流 GAP推進 係
病害虫総合管理技術推進対策事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	1,390	県	H17 ～	国補 県単	—	たまねぎ、ナス、キュウリ等の県内主要品目の薬剤抵抗性病害虫に対する薬剤感受性のモニタリングを行い、I P M（総合的病害虫雑草管理）につながらる防除技術を確立。	ぎふ清流 GAP推進 係
ウメ輪紋ウイルス緊急防除対策事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	200	県	H28 ～	国補	—	ウメ輪紋ウイルス感染樹の調査。	ぎふ清流 GAP推進 係
侵入病害虫緊急防除対策推進費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	203	県	R4～	国補	—	侵入を警戒すべき病害虫の発生状況調査を実施。 ・侵入病害虫の緊急防除の実施（消費・安全対策交付金）	ぎふ清流 GAP推進 係
侵入病害虫緊急防除対策事業費補助金 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	5,000	市町村 農協等	R3 ～R7	国補	定額	海外から侵入したと判明した病害虫に対し、早急に薬剤散布等の防除を実施して被害発生を抑制するのに要する経費を助成。	ぎふ清流 GAP推進 係
ジャーンボタニシシ難防除病害虫被害対策推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	622	県	R5 ～R7	国補 県単	—	ジャーンボタニシシの地域の実態に即した耕種的、化学的防除を組み合わせた総合的な対策の周知と、重点地区における効果的な対策の検証を実施。 ・被害対策チームの設置 ・被害対策アドバイザーの招へい ・被害対策チラシの作成・配布、セミナーの開催 ・被害多発地区を対象とした、効果的なジャーンボタニシシ駆除活動の検証	米麦大豆 係

指定病害虫発生予察事業費 〔国事業名〕 植物防疫事業交付金	3,738	県	H9 ～	国補	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国が指定した病害虫の発生状況を調査。 ・指定病害虫の発生予察手法の確立及び予察基準の策定。 ・難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用。 	ぎふ清流 GAP推進 係
重要病害虫発生予察事業費	1,133	県	H9 ～	県単	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定以外の病害虫の発生状況を調査。 ・重要病害虫に対する発生予察手法の確立と発生予察情報への利用。 ・難防除害虫に対する農薬の効果確認と発生予察情報への利用。 	ぎふ清流 GAP推進 係
地域特産農産物農薬登録拡大推 進事業費	914	県	H18 ～	国補 県単	—	地域特産農産物の農薬登録拡大に必要な試験を実施。	ぎふ清流 GAP推進 係
〔国事業名〕 消費・安全対策交付金 農薬安全使用総合推進指導事業 費	1,750	県	H15 ～	国補 県単	—	農産物の安全の確保を図るため、生産者への農薬安全使用の徹底、農薬販売業者への指導、農薬適正使用に関する研修会の開催や農薬管理指導士の育成を実施。	ぎふ清流 GAP推進 係
〔国事業名〕 消費・安全対策交付金 元気な農業産地構造改革支援事 業費補助金	370,000	右記	H28 ～R7	県単	県1/4 又は 県1/3	<p>「ぎふ農業・農村基本計画」（令和3～7年）の基本方針に沿った産地の構造改革の取組みや担い手の体質強化等を支援し、未来につながる農業・農村づくりを推進。</p> <p>(1) 産地構造改革支援 〔事業の採択要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新産地構造改革計画を策定し、知事もしくは農林事務所長の認定を受けること ・ 一事業の受益戸数が3戸以上であること ・ ただし、事業実施主体が①認定新規就農者に機械・施設を利用させる場合、②あすなる農業塾長に新規就農者研修施設を利用させる場合、③構成員に対し県試験研究機関が開発した新技術導入にかかると機械・施設を利用させる場合等及びその他農政部長が認める場合にあつては受益戸数3戸未満でも可。 ・ 整備する機械施設で対応する目標受益面積が基準以上であること ・ 基幹的共同利用施設の改良整備に取り組み場合には次の要件を満たす施設であること 	米麦大豆 係

	<p>①農業協同組合法に基づき設置 ②設置後10年以上経過 ③産地の農業生産を維持するうえで重要な役割を果たしている ④受益範囲が概ね市町村以上 ⑤直近3ヶ年の利用率の平均が原則50%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 再編整備の促進に取り組む場合には次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ①複数の共同利用施設の再編合理化を行うこと ②再編利用計画書を添付すること <p>[補助対象とする取組区分]</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ぎふ農業・農村を支える人材育成 新規就農者支援、企業型経営体育成支援 ② 安全で身近な「ぎふの食」づくり 規模拡大・生産性向上取組、災害に対する産地の強靱化 ③ ぎふ農産物のブランド展開 新技術導入、新ブランド産地づくり、新たな共同化取組、流通改善に必要な共同利用施設整備、国際競争力強化 ④ 基幹的共同利用施設の改良整備 ⑤ 共同利用施設の再編整備の促進 ⑥ 安全性を支える体制づくり <p>[補助率] 1/4以内</p> <p>※ ただし、次の(1)～(3)に定める機械・施設については 1/3以内</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ①のうち新規就農者支援 新規就農者研修施設(新規就農者研修施設整備事業の助成対象となる施設は除く)、新規就農者の農業生産に必要な機械・施設 (2) ①のうち企業型経営体育成支援 家族経営体から雇用型経営体への移行、企業の新規農業参入、主として園芸を営む法人の設立に必要な機械・施設 (3) ⑤共同利用施設の再編整備の促進 複数の共同利用施設の再編合理化の促進に必要な整備 <p>[事業費の上限額及び下限額] ・事業費の上限額は100,000千円未満。ただし、新規就農者支援の取組みに</p>
--	--

需要対応型ぎふ米産地ブランド 確立支援事業費	2,710	県	H27 ～R7	県単 国補	一	需要に応じた米生産や、生産者の所得向上に向けた技術強化により、ぎふ米産地のブランド化を推進。 ・オーダーメイド型米づくりによる産地創出 ・多収性のある奨励品種の栽培技術の実証 ・良食味・高品質な米栽培技術の強化指導	米麦大豆 係
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ) 中山間地域次世代米ブランド育 成事業費	5,000	県	R5	国補	一	中山間地域の強みを活かした米づくりを推進して、県オリジナルブランド・良食味ブランドの育成を推進。 ・良食味ブランドの育成 ・県オリジナル酒造好適米の育成	米麦大豆 係
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ) 岐阜県米麦改良協会補助金	4,842	右記	S56 ～	県単	定額	主要農作物の種子に関する生産・流通対策及び普及啓発活動を実施する(一社)岐阜県米麦改良協会に対し、専任職員の人件費を補助。 [実施主体](一社)岐阜県米麦改良協会 [対象]事務局長(1名)	米麦大豆 係
採種指導運営事業費	2,745	県	S47 ～	県単	一	稲、麦類及び大豆の優良な種子の生産及び普及を促進するため、県内で普及すべき品種を選定する調査や、種子審査を実施するとともに、種場の農業協同組合等に対し採種管理指導を実施。 ・奨励品種決定調査の実施 ・種子審査(ほ場、生産物審査)の実施 ・種子生産体制強化計画の策定指導	米麦大豆 係
主要農作物原種等供給強化事業 費	8,410	県	R1 ～	県単	一	岐阜県主要農作物種子条例に基づき、稲、麦類、大豆の高純度・高品質な原種・原種の生産供給を実施。 ・試験研究機関における原原種・原種の生産供給体制の強化 ・試験研究機関における種子専用機械の計画的な更新 ・原種等の備蓄体制整備の検討	米麦大豆 係
備蓄米管理調整交付金	847	県	H13 ～	県単	一	県とJ A全農岐阜との間で締結した「災害に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定(H22.4.1)」に基づき、J A全農岐阜が行う備蓄米の管理経費等の一部を交付。 備蓄量：200ト(玄米) ※県内の農協低温倉庫等を利用して5圏域に分散備蓄	米麦大豆 係
農産物検査対策事業費	535	県	H28 ～	県単	一	農産物検査法に基づき、地域登録検査機関の登録管理や指導監督業務を実施 ・新規登録、変更登録、登録更新、検査報告の審査等	米麦大豆 係

									・巡回立入調査、指導の実施	
麦・大豆生産性向上対策推進事業費 〔国事業名〕 持続的生産強化対策事業のうち 戦略作物生産拡大支援事業	1,836	県	R3 ～R5	国補 県単	—	1,836	県	—	・巡回立入調査、指導の実施 麦・大豆増産対策チームを設置し、麦・大豆の需要に応じた安定供給の実現のため、収量や品質等の生産性向上に資する対策を推進。 〔麦〕有望品種の大規模実証と加工適性評価の実施 単収が伸び悩む地域の麦の栽培技術の実証 〔大豆〕麦後大豆栽培における大豆の施肥体系等の改善実証 新たな大豆品種の加工適性評価の実施	米麦大豆 係
麦・大豆生産性向上対策推進事業費補助金 〔国事業名〕 麦・大豆生産技術向上事業	30,000	右記	R5	国補	定額	30,000	右記	—	「麦・大豆国産化プラン」を作成した産地が、生産性向上を目的とした団地化の推進や、新たな営農技術を導入する取組に対して、必要な経費を助成。 〔事業主体〕 農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等 〔事業内容〕 ・団地化の推進等に必要な話し合い、圃場の簡易な改修・点検 ほ場地区のデジタル化等 ・新たな営農技術等の導入（補助率：定額、技術に応じて10,000円/10a以内）	米麦大豆 係
農業機械利用総合対策推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,564	県	H18 ～R7	国補 県単	—	1,564	県	—	農業機械の効率的かつ安全利用の推進、農作業事故ゼロ運動の推進。 ・農作業安全引きの作成 ・農業機械の安全取扱講習の開催	米麦大豆 係
産地収益力向上対策条件整備事業費補助金 〔国事業名〕 産地生産基盤パワーアップ事業 産地生産基盤パワーアップ事業 、強い農業づくり総合支援交付金	750,000	右記	H31 ～R7	国補	国1/2 以内	750,000	右記	—	産地の収益力を強化するため、産地基幹施設の整備や機能向上、再編等に要する経費の一部を助成。 〔事業主体〕 農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者等 〔対象施設〕 主要農作物の乾燥調製施設、園芸特産物・花き等の共同選果場、農産物処理加工施設等 〔採択要件〕 成果目標基準を満たすこと等	水田経営 係
産地収益力向上生産支援対策事業費補助金 〔国事業名〕 産地生産基盤パワーアップ事業	80,000	右記	H28 ～R7	国補	国1/2 以内	80,000	右記	—	各産地が地域の強みを活かして進める収益力強化の取組みに要する経費の一部を助成。 〔事業主体〕 農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等 〔対象事業〕 農業機械の導入及びリース導入、生産資材の導入等 〔採択要件〕 成果目標基準を満たすこと等	水田経営 係
水田農業構造改革推進事業費補助金	9,840	右記	H29 ～R7	県単	県 10/10	9,840	右記	—	地域一体となった米の需給調整の着実な実行に向け、地域の実状に応じた水田フル活用と需要に応じた米生産の推進に係る取組みに要する経費を助成。	米麦大豆 係

水田フル活用実践指導費 〔国事業名〕 経営所得安定対策等推進事業	3,500	県	H24 ～R7	国補	一	経営所得安定対策等の普及・推進や、水田フル活用の実践に向けた指導等を実施。 〔事業内容〕 ・経営所得安定対策等の普及推進 ・水田収益力強化ビジョンの作成、周知 ・産地交付金の活用促進 ・水田フル活用に向けた指導 ・市町村、地域農業再生協議会に対する指導助言 等	水田経営 係
持続可能な産地育成支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	6,000	地域農業再生協議会	R5 ～R8	国補	定額	地域特性を活かした収益力のある作物の生産拡大に向け、農産物を安定的に供給できる持続可能な産地づくりを支援 〔事業内容〕 ・産地化に向けた取組み（先進地視察費用、専門家派遣費用） ・栽培技術の実証確立に向けた取組（種苗代、生産資材費用、土壌分析費、糖度計費用等） ・販売方法の確立に向けた取組み（市場ニーズ調査、都市圏のマルシェへの参加料、プロモーション費用等） ・収益性の向上に向けた取組（新商品開発委託費、試作用機材リース代、食品の機能性・栄養分析費用等）	水田経営 係
畑作物産地形成促進事務費補助金 〔国事業名〕 経営所得安定対策等推進事業	3,130	右記	R5 ～R7	国補	定額	〔補助率〕定額（500千円以内/協議会） 水田農業を需要拡大が期待される畑作物（麦、大豆等）への生産転換を図るため、その推進に係る事務等に要する経費に対し助成。	水田経営 係
畑作物産地形成推進事務費 〔国事業名〕 経営所得安定対策等推進事業	793	県	R5 ～R7	国補	一	〔事業実施主体〕 ・市町村、地域農業再生協議会、岐阜県農業再生協議会 水田農業を需要拡大が期待される畑作物（麦、大豆等）への生産転換等の実践に向けた指導等を実施。	水田経営 係
加工・業務用野菜拡大推進事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	800	農協、生産組織等	H31 ～R7	国補 県単	県1/2 以内	加工・業務用野菜生産に先進的に取り組む産地を対象に、産地自らが行う安定生産、省力化等の取組みを支援。	野菜果樹 特産係

園芸産地持続力強化支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	3,800	農協、生産組織等	R2～R7	国補単	県1/2以内	トマト・ほうれんそう・えだまめ・いちご・かき（柿）、だいこん、茶など ぎふ農業・農村基本計画に位置付ける振興すべき県内の園芸特産物を対象に、持続可能な園芸産地づくりのため、産地自らが行う課題解決に向けた取組みを支援。	野菜果樹特産係
野菜生産出荷安定資金造成費補助金 〔国事業名〕 野菜価格安定対策事業	1,427	（一社）岐阜県野菜価格安定基金協会	S40～R7	国補単	右記	独立行政法人農畜産業振興機構が行う野菜価格安定対策事業に係る資金造成に対して、岐阜県野菜価格安定基金協会が納付する納付金に対して助成。 〔補助率〕 重要野菜 国65/100、県17.5/100 その他野菜 国60/100、県20/100 〔対象野菜〕 重要野菜：秋冬だいこん、たまねぎ（2品目、2種別） 調整野菜：夏だいこん、春夏にんじん、冬にんじん（2品目、3種別） 一般野菜：夏秋トマト、冬春トマト、夏秋なす、秋冬さといも、秋冬ねぎ、ほうれんそう、冬春きゅうり（6品目、7種別）	野菜果樹特産係
特定野菜等供給産地育成価格差供給事業費補助金 〔国事業名〕 野菜価格安定対策事業	0	（一社）岐阜県野菜価格安定基金協会	S50～R7	国補単	右記	岐阜県野菜価格安定基金協会が行う特定野菜等供給産地育成価格差供給事業にかかる交付準備金造成について助成。（必要額が生じた場合は補正対応） 〔補助率〕 指定野菜 国1/2、県1/4 特定野菜 国1/3、県1/3 〔対象野菜〕 春だいこん、秋冬だいこん、ほうれんそう、かぶ、しゅんぎく（4品目、5種別）	野菜果樹特産係
県野菜価格安定交付準備金造成費補助金	0	（一社）岐阜県野菜価格安定基金協会	S46～R7	県単	県1/2	岐阜県野菜価格安定基金協会が行う県単野菜価格安定事業にかかる交付準備金造成について助成。（必要額が生じた場合は補正対応） 〔対象野菜〕 春だいこん、夏秋なす、えだまめ、ほうれんそう、秋冬さといも、春キヤベツ、夏秋きゅうり、冬春きゅうり、秋冬はくさい、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、こねぎ、ブロッコリー（10品目、14種別）	野菜果樹特産係
岐阜県野菜価格安定基金協会基盤強化対策補助金	5,069	（一社）岐阜県野菜価格安定基金協会	H12～R7	県単	右記	野菜価格安定事業の実施主体である岐阜県野菜価格安定基金協会の基盤強化に向け、同協会の管理運営費の一部並びに事務局長人件費について助成。 〔補助率〕	野菜果樹特産係

				基金協 会						管理運営費 事務局長人件費 1/2以内 10/10	
いちご育苗委託システム実証推進事業費		3,216	生産組織	R4 ～R5	国 県	国 県	定額		いちご産地の生産組織が、いちご育苗作業の分業化システムの実証を行うのに必要な経費を助成。		野菜果樹 特産係
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） 園芸特産ブランド力強化推進指導費		2,881	県	S38 ～	県	県	—		県育成品種のブランド化に向け、生産現場での生産技術の確立に向けた取組をはじめ、飛騨美濃特産名人の認定や活用促進など園芸特産振興対策の推進に必要な経費。		野菜果樹 特産係
園芸特産振興団体育成対策費補助金		3,872	右記	S38 ～	県	県	定額		県産園芸特産物の更なるブランド化と安全・安心・健康な園芸特産物の生産・供給を図るため、岐阜県園芸特産振興会が実施する生産及び消費流通対策に係る事業活動等に助成。		野菜果樹 特産係
元気な美濃茶産地づくり推進事業費		244	県	H18 ～	県	県	—		[実施主体] 岐阜県園芸特産振興会 平田地域、中山間地域の特性にあった茶生産を進め、産地の維持拡大を図るとともに、県産茶のP R等により消費拡大に向けた取組みを支援。 ・茶産地構造改革計画策定推進会議の開催 ・茶園の共同管理体制づくり、作業受託体制の整備の推進 ・岐阜県茶品評会への開催、関西茶業振興大会出品等への支援		野菜果樹 特産係
蚕業振興対策事業委託料		345	県	S44 ～R7	県	県	定額		新たな蚕糸対策に呼応して蚕糸業と絹業との提携関係の早期構築に向け支援を行うとともに、小学生に絹文化を知ってもらうための養蚕文化伝承活動及びGIFUシルククラフトのブランド化を支援するため、養蚕農家の現地指導、蚕業動向調査、蚕種・繭流通対策、養蚕文化伝承、P R活動等の蚕業振興対策を委託。		野菜果樹 特産係
園芸産地における事業継続強化対策事業費補助金		10,000	右記	R3 ～R7	国 県	国 県	国1/2 以内		自然災害からの被害防止等の対策を加速化するため、園芸産地における事業継続計画（BCP）の策定支援、BCPに基づくハウス補強や停電時の非常用電源の導入等を支援。		野菜果樹 特産係
[国事業名] 園芸産地における事業継続強化対策									[実施主体] 農業者の組織する団体等		

学校花壇コンクール（FBC） 推進費	350	右記	S39 ～R7	県単	—	県内の小・中学校及び地域社会の環境美化に努めるとともに豊かな情操教育を推進するため、参加校にコンクール用の草花の種子等を提供し、学校花壇コンクール（フラワー・ブラボー・コンクール）を開催（負担金）。 〔実施主体〕 フラワー・ブラボー・コンクール実行委員会	花き振興 係
花き生産振興指導費	1,778	県	S39 ～	県単	—	県内主要産地の実態を把握し、特徴を活かした花き振興施策の立案、展開により、花き生産振興を推進。 ・花き産業振興総合調査の実施 ・全国大会、各種研修会への参加 ・花き関係者との連携強化	花き係
関東東海花の展覧会事業費	450	関東、 東海地 域の1 都11県 他	S46 ～R7	県単	—	県産花きのPRを進めるため、関東、東海地域の1都11県が共同開催する関東東海花の展覧会に参画（負担金）。 〔1都11県〕 埼玉県、東京都、千葉県、静岡県、愛知県、茨城県、群馬県、栃木県、神奈川県、岐阜県、三重県、山梨県	花き係
園芸福祉サポーター実践活動促進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,860	県	H19 ～R7	県単 国補	—	園芸の持つ効果を地域づくり・医療・福祉等の分野において花きの新たな需要拡大を図るため、園芸福祉の地域活動の活性化、普及及び園芸福祉サポーターの認定、スキルアップ研修などの支援を実施。 ・園芸福祉サポーターの認定 ・園芸福祉サポーターの活動支援	花き係
ぎふ花き販路拡大促進支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	1,800	生産者 団体	H21 ～R7	県単 国補	県1/2	国内外のバイヤーを招聘した商談会等の開催及び首都圏もしくは海外等の商談会等への出展を支援し、県産花きの安定販売、販路拡大を推進。 〔助成対象〕 ・国内外で開催される商談会等への出展、及び買参人等を招いた商談会の開催 〔補助率〕 県1/2以内 〔事業採択要件〕 ・各商談会の開催、各商談会等への出展は3戸以上で行う ・出展者、来場者へのアンケート調査等により、事業成果の検証を行う ・商談会を開催または市場が開催する商談会に出展する場合は、商談を行う上で必要となる能力の向上研修会の開催または参加を必須とする ・業界が開催する商談会に出展する場合は、事業実績及び効果等について報告会開催等により、県内花き生産者間の情報共有に努めることを必須とする	花き係

ぎふ花と緑の振興コンソーシアム運営負担金		9,500	右記	H27 ～R7	県単	—	花き業界、教育・行政組織、企業等からなるぎふ花と緑の振興コンソーシアムが、「清流の国ぎふ花き振興計画（第2期）」に基づき、各種花き振興施策を実施。 ・花きの日（8月7日）のPR ・高校生花いけバトル花きの日大会の開催 ・ぎふフラワーフェスティバルの開催 ・国内外における県産花きのニーズ等調査 [実施主体] ぎふ花と緑の振興コンソーシアム	花き振興係
高校生花いけバトル全国大会開催費負担金		12,800	右記	R1 ～R5	県単	—	若者の感性と創造性で花をいけることを通じ、花への親しみの増幅と花文化への興味の高揚を促すため、またこの新しい花文化を岐阜県から全国に発信するため「高校生花いけバトル全国選抜大会」を開催。 ・高校生花いけバトル全国選抜大会の開催 ・審査員の派遣および選考委員会の開催 [実施主体] ぎふ花と緑の振興コンソーシアム	花き振興係
国際園芸アカデミー運営機能強化推進事業費 [国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	拡	8,320	県	R1 ～R5	県単	—	国際園芸アカデミーの運営機能を強化し、学校の魅力向上につなげることを目的とした取り組みを実施。 ・人的ネットワークの構築を図るための企業派遣研修 ・産官学連携体制を構築し、施設整備等、教育ニーズを捉えた教育の実施 ・海外の園芸協会等との人材育成面での連携推進 ・温室施設の改修 ＜主な拡充内容＞ 温室施設の改修費の増額	花き係
花き総合指導センター事業費		1,300	県	H18 ～R7	県単	—	県産花きの生産振興、消費啓発を目的とし、花き関連の展示及び講習会などを実施。	花き係
ぎふ花き活用拡大推進事業費 [国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）		9,878	県	R3 ～R7	県単 国補	—	県とぎふ花と緑の振興コンソーシアムと連携し、振興企画コンペの開催や情報発信を実施し、花き需要の拡大を推進。 ・花き振興企画コンペやSNS等を活用した花きに関する情報の発信 ・花き需要の拡大に向け、県産花きを活用した花飾りによる花のある暮らしの提案	花き係

ぎふ花き活用拡大推進事業費補助金 【国事業名】 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金【3月補正】	4,000	右記	R5	国補	10/10 以内	新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ需要を拡大するため、花き振興企画コンペで募集した新商品・新サービスのアイデア等の事業化に対する助成。 【事業主体】 ぎふ花と緑の振興コンソーシアム会員 【事業内容】 新商品・新サービス開発等、企業等が新たにに取り組む事業に要する経費支援 【補助率】 10分の10以内（上限1,000千円/件）	花き係
国際園芸アカデミー教育環境整備事業費 【国事業名】 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ） 【3月補正】	82,295	県	R4 ～R5	県単 国補	—	ぎふワールド・ローズガーデン内における国際園芸アカデミーの教育環境を充実させるため、ガーデン内の既存施設の改修整備に係る経費	花き係
国際園芸アカデミーネットワーク拡張整備費 【国事業名】 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ） 【3月補正】	2,933	県	R4 ～R5	県単 国補	—	ぎふワールド・ローズガーデンにおいて国際園芸アカデミー学内ネットワークシステムを活用できるように整備する経費	花き係
花と緑の振興顧問設置費 （人件費）	3,600	県	R3 ～	県単	—	花と緑の振興顧問の人件費。	花き係
花と緑の振興顧問設置費 （旅費）	423	県	R3 ～	県単	—	花と緑の振興顧問の旅費。	花き係
ぎふ花と緑の振興促進事業費補助金 【国事業名】 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金【3月補正】	18,000	右記	R4 ～R5	国補	2/3 以内	ワーキンググループとして実施する研究・実証事業や商品P Rにかかる経費を助成。 【事業主体】 花き生産者等が異業種と連携し2者以上で構成された組織等 【採択要件】 花き産業の研究、実証事業など花きの需要創出を図る取組であること 【事業内容】 ・課題会解決勉強会や視察研修等 ・共同研究・新商品等の開発補助 ・開発した商品P R 【補助率】 3分の2以内（上限3,000千円/件）	花き振興 係

花きの担い手育成経営・技術支援事業費	新	7,475	県	R5	国補	一	清流の国ぎふ花と緑の振興センターが、花きの担い手育成のために実施する 研修会の開催や施設管理運営を行う。 ・経営研修の開催 ・技術研修の開催 ・施設管理運営	花き振興 係
〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金（地方創生推進タイプ） 国際園芸アカデミー運営費		63,570	県	H16 ～	県単	一	「花と緑の空間づくりによる健康でこころ豊かな生活の創造」を基本理念と する「国際園芸アカデミー」において、実践を重視した独自のカリキュラムに より21世紀の花と緑の産業を担う人材を育成。	花き係

(6) 畜産振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
畜産経営指導事務費		5,681	県	S36 ～	その他	—	農家及び畜産関係団体等との連絡・調整・調査・検査・指導等に要する県事務費	管理調整 係
中小家畜生産強化支援事業費補助金		3,553	右記	H28 ～	県単	1/2 以内	増加する安価な輸入畜産物に対抗するため、安全・安心な県内畜産物のPR活動等に対する助成 【事業主体】：(一社) 岐阜県畜産協会、岐阜県養豚協会、岐阜県養鶏協会 奥美濃古地鶏銘柄推進協議会、岐阜県養蜂組合連合会 【補助率】：1/2以内	養豚・養 鶏係
養蜂推進事業事務費		500	県	H15 ～	その他	—	養蜂振興法等に基づき転飼調整等に係る県事務費	養豚・養 鶏係
畜産協会等事業推進費補助金		12,065	右記	S33 ～	県単	定額	各種団体及び畜産農家等への指導事業等に対する助成 【事業主体】：(一社) 岐阜県畜産協会 【事業内容】：・畜産振興事業(畜産コンサルタント、家畜改良、畜産展示、畜産振興計画推進、家畜・家さん及び畜産物流通対策、畜産防疫対策指導事業、畜産環境保全推進指導、自給飼料生産指導) ・畜産振興推進事業(地域畜産振興他)	養豚・養 鶏係
畜産コンサルタント設置事業費補助金		23,460	右記	H15 ～	県単	定額	畜産コンサルタントの設置に対する助成 【事業主体】：(一社) 岐阜県畜産協会	養豚・養 鶏係
食鳥処理施設整備事業費補助金 [[国事業名] 強い農業づくり総合支援交付金	新	37,000	右記	R5	国補	右記	強い農業づくり総合支援交付金を活用して、産地農業における中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による産地の基幹施設の整備等に要する経費の一部を支援 【事業主体】：農事組合法人東濃ミートセンター 【事業内容】：食鳥処理施設整備にかかると実施設計委託費に対する助成 【補助率】：1/2以内	養豚・養 鶏係
農畜産業振興機構委託事務費		665	県	S37 ～	その他	—	農畜産業振興機構の助成事業に要する県事務費	養豚・養 鶏係

地方競馬全国協会委託事務費	135	県	S37 ～	その他	—	地方競馬全国協会（畜産振興事業）の助成業務に要する県事務費	養豚・養 鶏係
畜産高度化支援リース事業委託 事務費	50	県	S57 ～	その他	—	畜産環境整備機構の助成業務に要する県事務費	養豚・養 鶏係
酪農振興対策支援事業費	6,330	右記	H27 ～	県単	1/2 以内	酪農経営の安定及び後継乳用牛の効率的な確保を推進するため、乳用牛の改良や飼養管理の改善の調査・指導や雌雄判別技術の活用、乳用初妊牛の導入に 対する助成 ①乳用牛改良増殖推進事業 【事業主体】：岐阜県酪農農業協同組合連合会 【事業内容】：乳用牛改良や飼養管理の改善の調査・指導に要する経費 支援 【補助率】：1/2以内 ②効率的乳用後継牛確保対策支援事業費 【事業主体】：市町村、農協、農協連 【事業内容】：効率的に後継雌牛を確保するため、雌雄判別技術の活用に 対する支援 【補助率】：1/2以内 ③乳用初妊牛増殖対策支援事業 【事業主体】：市町村、農協、農協連 【事業内容】：増殖を図るため乳用初妊牛の導入等に対する支援 【補助率】：1/2以内	酪農・飼 料係
資源循環型畜産確立推進事業費	822	県	H18 ～	その他	—	家畜ふん尿の適切な処理指導及び堆肥流通促進等に要する県事務費	酪農・飼 料係
自給飼料生産・利用拡大推進事 業費	2,770	県	R2 ～	その他	—	自給飼料の増産、公共牧場利用推進、飼料用米・稲WCSの利用を推進する ために行う調査、指導等に要する県事務費	酪農・飼 料係
牧場管理委託料	8,577	県	S48 ～	その他	—	岐阜県家畜育成牧場の管理、放牧預託、使用料の徴収及び収納事務に要する 委託料	酪農・飼 料係
牧場管理委託料（人件費分）	10,961	県	H15 ～	その他	—	岐阜県家畜育成牧場の指定管理業務に係る職員の人件費	酪農・飼 料係
岐阜県家畜育成牧場管理運営業 務評価委員会運営事務費	249	県	H18 ～	その他	—	岐阜県家畜育成牧場に指定管理者制度を導入したことに伴い、設置した管理 運営業務評価委員会議の開催に要する県事務費	酪農・飼 料係

県営育成牧場施設等修繕費		5,000	県	H23 ～	その他	—	岐阜県家畜育成牧場を維持・管理していくために必要な施設・機械の修繕に要する経費	酪農・飼料係
県営育成牧場備品購入費		10,328	県	H25 ～	その他	—	岐阜県家畜育成牧場の備品購入に要する経費	酪農・飼料係
飼料安全性・品質確保調査事業費		402	県	H30 ～	その他	—	飼料の安全性を確保するため、飼料製造業者及び販売業者、畜産農家に対する調査、指導、検査等に要する県事務費	酪農・飼料係
加工原料乳認定事業委託事務費		100	県	S43 ～	その他	—	加工原料乳量及び発酵乳向け生産量の把握調査に要する県事務費	酪農・飼料係
畜産担い手育成総合整備事業費補助金（公共枠） 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金		109,348	右記	H20 ～	国庫	1/2 以内	畜産主産地形成または再編整備を図るための基本施設、農業用施設整備等に対する助成 【事業主体】：（一社）岐阜県畜産公社	畜産基盤係
畜産担い手育成総合整備事業事務費（公共枠）		4,162	県	H20 ～	その他	—	畜産担い手育成総合整備事業に係る県事務費	畜産基盤係
共同利用模範牧場土地借上料		14,780	県	S46 ～	その他	—	東濃牧場及び飛騨牧場用地に要する借上料	畜産基盤係
強い畜産構造改革支援事業費補助金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）	拡	58,000	右記	H27 ～	県単 国庫	右記	畜産主産地の維持、拡大を図るために、担い手の確保、生産基盤の強化を推進する取組みに必要となる生産基盤整備（自給飼料基盤整備、農業用施設整備、農機具導入）に要する経費に対する助成 【事業主体】：農協、農協連、公社、農業者等の組織する団体等 【事業内容】：畜舎等整備や機械器具導入に要する経費に対する助成 【補助率】 ①新規就農支援型：1/3以内 ②担い手育成支援型：1/4以内 （飼料用米・稲WCS関係施設・繁殖牛関係施設整備は、1/3以内） ③GAP認証支援型：1/2以内 ④畜舎省力化支援型：1/4以内	畜産基盤係

<主な拡充内容>
メニュー④を新たに追加

自給飼料生産基盤拡大緊急対策 支援事業費補助金 【国事業名】 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金【3月補正 】	41,000	右記	R4補 ～	県単	右記	輸入飼料原料の価格高騰の影響を緩和することを目的に、自給飼料生産面積 を拡大する畜産農家等を対象に、必要な機械導入及び施設整備に要する経費に 対する助成 【事業主体】：農協、農協連、公社、農業者等の組織する団体等 【事業内容】：自給飼料生産に要する施設整備、機械等導入に要する経費 に対する助成 【補助率】：1/3以内（上限額：3,333千円）	畜産基盤 係
---	--------	----	----------	----	----	--	-----------

<飛驒牛銘柄推進室>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
県優良種雄牛造成対策事業費	拡	17,915	県	H11 ～	県単 その他	—	優良な県有種雄牛の造成のため、雌牛選抜調査等を実施するとともに、全国和牛能力共進会に向けて実施してきた調査等を継続して実施 <主な拡充内容> ・遺伝子レベルの解析（ゲノム有価評価）を実施 ・脂質評価精度向上用データ（牛肉のオレイン酸含有量）を収集し、血統情報とともにデータベース化を実施	銘柄推進 係
飛驒牛生産基盤強化対策事業費 補助金		21,465	右記	H25 ～	県単	1/2 以内	肉用牛振興を図るため、「飛驒牛」の増産を目指す総合的な取組みに対する 助成 ①優良繁殖雌牛保留支援事業 【事業主体】：(一社)岐阜県畜産協会 【事業内容】：優良な繁殖雌牛の県内保留に要する経費の一部を支援 【補助率】：定額(139千円/頭以内) ②飛驒牛生産技術向上推進事業 【事業主体】：(一社)岐阜県畜産協会 【事業内容】：研修会や共進会の開催に要する経費を支援 【補助率】：1/2以内	銘柄推進 係
飛驒牛繁殖マイスター育成事業 費		2,300	県	R1 ～	県単	—	新規就農者の飼養管理技術向上や就農を目指す研修生が実践力を身に付けられるよう、繁殖センターにおける研修事業及び研修生募集や就農支援の取組みに要する経費	銘柄推進 係
家畜流通指導費		100	県	S37 ～	その他	—	公正・円滑な家畜取引に要する県事務費	銘柄推進 係
飛驒牛銘柄推進事業費補助金		900	右記	H22 ～	県単	1/2 以内	銘柄化の推進をするための県産畜産物のイメージアップ、消費宣伝に要する経費 【事業主体】：飛驒牛銘柄推進協議会	銘柄推進 係
畜産GAP拡大推進加速化事業 費 [国事業名] 持続的生産強化対策事業（畜産 GAP拡大推進加速化）		308	県	H30 ～	国補	定額	畜産GAPの普及、農家の取組への指導・支援を行うGAP指導員の養成に要する経費	銘柄推進 係

(7) 家畜防疫対策課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 単の 別	補助率	事業の 概要	係名
豚熱・アフリカ豚熱対策調査・ 研究事業費		9,721	県	H31 ～	県単	—	豚熱・アフリカ豚熱の総合的かつ効果的な対策を推進するための調査・研究を実施。 ① 野生いのししの豚熱対策に関する調査・研究の実施 ② 野生いのしし捕獲情報共有アプリの維持管理	防疫企画 係
岐阜県CSF有識者会議開催費		2,500	県	H31 ～	県単		豚熱・アフリカ豚熱の防疫対策、野生いのしし対策について有識者から助言を受けるための会議を開催。	防疫企画 係
家畜保健衛生所運営費等		129,449	県	S26 ～	県単	—	家畜保健衛生所の管理運営、維持管理、会計年度任用職員の設置等に要する経費。	防疫推進 係 防疫指導 係
飛騨家畜保健衛生所整備事業費		113,332	県	R1 ～	県単	—	検査指導の迅速化及び病性鑑定機能の強化を図るため、新築・移転する飛騨家畜保健衛生所の附属施設（倉庫・車庫棟など）の整備にかかる経費。	防疫推進 係
豚熱対策事業費		45,435	県	R1 ～	国補 県単	—	豚熱対策に要する経費（野生いのしし検査施設運営、死亡のしし運搬・消毒委託、経営再生検査・審査、フォークリフトオペレーター養成等）	防疫推進 係 防疫指導 係
〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金		87,393	県	R1 ～	国補 県単	—	国の防疫指針に基づき豚熱ウイルス予防のワクチン接種及びモニタリング検査の実施に要する経費。	防疫推進 係
〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金	拡	4,410	県	R3 ～	県単	—	家畜伝染病に関する高度な知識・技術を習得するため、県獣医師である家畜防疫員を国内外の研究機関等へ一定期間派遣。	防疫推進 係
種畜検査費		344	県	H13 ～	その他	—	家畜改良増殖法に基づき検査に要する経費。	防疫指導 係
家畜人工授精師養成講習会開催 費	新	450	県	R5 (隔年)	県単	—	家畜改良増殖法に基づき家畜人工授精師の養成講習会の開催に係る経費。	防疫指導 係
高度病性鑑定費		16,779	県	H27 ～	県単	—	高産経営の安定化、安全・安心な畜産物の供給のため、病性鑑定機能の向上を図り、迅速的確な病性鑑定を実施するために要する経費。	防疫指導 係

死亡牛BSE検査推進事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	1,612	県	H15 ～	国補	—	BSE対策特別措置法、家畜伝染病予防法等により、義務化されている96ヶ月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査に要する経費。	防疫指導 係
死亡牛検査処理円滑化推進事業 費補助金	360	右記	H26 ～	県単	定額	BSE検査の円滑な実施のための生産者への支援により、県内の清浄性確認及び迅速かつ的確な防疫措置によるまん延防止及び安心・安全な畜産物の供給に係る補助。 【事業主体】 〔一社〕岐阜県畜産協会	防疫指導 係
監視・危機管理体制整備促進対 策事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	1,211	県	H10 ～	国補	—	家畜衛生上必要な情報収集・発信、家畜衛生対策、安全な畜産物確保のための調査指導に要する経費。	防疫指導 係
地域衛生管理技術対策事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	11,637	県	H19 ～	国補	—	家畜の伝染性疾病の発生予防のための飼養衛生管理技術指導等に要する経費。	防疫指導 係
家畜衛生指導調査費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	926	県	H27 ～	県単	—	自治事務である飼育動物診療施設及び動物用医薬品販売業者等への立入調査等、家畜遺伝資源の適正な流通を確保するための家畜人工授精師等への指導、教育現場における飼育動物の衛生管理指導に要する経費	防疫指導 係
家畜疾病診断精度管理向上事業 費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	2,651	県	H29 ～	国補	—	家畜保健衛生所における家畜疾病診断の検査技術や検査結果の信頼性向上に要する経費。	防疫指導 係
畜産物安全対策事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金	1,088	県	H19 ～	国補	—	家畜衛生上使用される動物用医薬品の調査指導、農場HACCPの普及促進に要する経費。	防疫指導 係
動物用医薬品製造業者等監視指 導費 〔国事業名〕 乗車監視事務委託金	99	県	H15 ～	国補	—	法定受託事務である動物用医薬品製造業者等の許可更新、立入調査等に要する経費。	防疫指導 係
獣医師確保修学資金給付事業費 補助金	13,772	右記	H30 ～	県単	定額	将来、地域における適正な獣医療の提供や自衛防疫を推進するため、産業動物獣医師及び県職員獣医師の確保のための事業に対する補助。 【事業主体】 〔公社〕岐阜県獣医師会 【事業内容】 修学資金給付事業、人材バンク運営事業	防疫指導 係
大学家畜衛生連携事業費	2,116	県	H29 ～	県単	—	岐阜大学と家畜保健衛生所が同一敷地内にある利点を生かし、家畜衛生防疫に関する調査研究等を実施。	防疫指導 係

家畜伝染病予防事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金 家畜伝染病防疫対応強化事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金 家畜伝染病検査体制整備事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金 豚熱等埋却地管理事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金 自衛防疫強化促進事業費補助金	35,414	県	S26 ～	国補	—	家畜伝染病予防法に基づく発生予防、まん延防止に係る検査・指導に係る獣医師の雇上経費、旅費、消毒検査薬品や動物用生物学的製剤の購入経費等。	防疫指導 係
家畜伝染病防疫対応強化事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金 家畜伝染病検査体制整備事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金 豚熱等埋却地管理事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金 自衛防疫強化促進事業費補助金	3,813	県	H20 ～	国補 県単	—	家畜伝染病（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）に関する防疫演習の開催。養豚場及び養鶏場の一斉消毒の実施に要する経費。	防疫指導 係
家畜伝染病検査体制整備事業費 〔国事業名〕 消費・安全対策交付金 豚熱等埋却地管理事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金 自衛防疫強化促進事業費補助金	3,952	県	H25 ～	国補	—	家畜の伝染性疾病の正確かつ迅速な診断・検査に必要な機器の整備に要する経費。	防疫指導 係
豚熱等埋却地管理事業費 〔国事業名〕 家畜伝染病予防費負担金 自衛防疫強化促進事業費補助金	981	県	H29 ～	国補	—	豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ埋却地の適正管理に要する経費。	防疫指導 係
自衛防疫強化促進事業費補助金	580	右記	H30 ～	県単	1/2 以内	地域ぐるみでの自衛防疫活動を促進するために実施する消毒剤等の配付に要する経費の一部を助成。	防疫指導 係
野生いのしし捕獲等対策強化事業費 〔国事業名〕 指定管理鳥獣捕獲等対策事業交付金 消費・安全対策交付金	342,912	県	H31 ～	一部 国庫	—	【事業主体】（一社）岐阜県畜産協会 野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散防止を図るため、野生いのししの捕獲による対策を実施。 調査捕獲 ① 狩猟からの検査検体確保 ② 消毒資材購入 ③ 生息頭数推計調査 ④ いのしし拡散防止柵の維持管理	捕獲調査 係
野生いのしし捕獲等対策強化事業費補助金 〔国事業費〕 鳥獣被害防止対策交付金 消費・安全対策交付金	81,600	市町 村、地 域協 議会	H31 ～	一部 国庫	国定 額、県 定額	野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散防止を図るため、市町村等が実施する有害鳥獣（いのしし）捕獲活動等に対し助成。 ① いのしし捕獲活動経費助成 ② 検査検体採材経費助成	捕獲調査 係
野生いのしし捕獲等対策強化事業費（補助職員）	2,389	県	R2～	県単	—	会計年度任用職員にかかる経費。	捕獲調査 係

野生いのしし食肉処理工程増設 事業補助金	5,952	市町 村、地 域協 議会	R4～	国庫	1/2	野生いのししのジビエ利用再開に伴う豚熱防疫および処理頭数の増加に対 応するため、施設整備を支援。	捕獲調査 係
野生動物アフリカ豚熱防疫体制 構築事業費 〔国事業名〕 野生動物アフリカ豚熱防疫体制 構築事業	993	県	R5	国補		野生動物の生息域におけるアフリカ豚熱の防疫体制整備を目的とした連携 体制の構築及び防疫演習を実施。	捕獲調査 係

(8) 農村振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費 岐阜県農業農村整備委員報酬 [[国事業名] 中山間ふるさと・水と土保全対策事業			県	H5～	国補	国1/3 県2/3 (基金 積立)	土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、住民活動の活性化、施設の活用及び保全整備等の促進に対する支援を行う「岐阜県ふるさと農村活性化対策基金」を造成 【基金の積立】 ・基金造成額：670,000千円 ・基金造成期間：平成5年度～9年度 ・基金の内訳：国補支出金1/3、一般財源2/3	農村企画 係
・ふるさと農村活性化対策調査研究等事業費 (ふるさと農村活性化対策基金事業)		10,590			基金 及び 運用 益活 用	—	1. 調査研究事業 次世代に受け継がれるべき農業・農村の資源をPRするためのガイドブックを作成 2. 研修事業 農地や土地改良施設の保全に向けた地域住民活動の推進指導及び助言等を行う「ふるさと水と土指導員」を育成 ① 全国研修会への派遣 ② スキルアップのための研修会への参加を支援 3. 推進事業 ①岐阜県農業農村整備委員会の運営 ふるさと農村活性化対策事業を効果的に推進するための学識経験者等で構成される県委員会を設置し、運営を実施 ②普及啓発活動 農業農村の持つ多面的機能について普及啓発を実施 ・「ぎふ田んぼの学校」活動事業 ・ぎふ水と土の展示会 ③ふるさと水と土指導員活動支援 実践指導技術向上を図るため、指導員に対し、農地等の利活用を通じた交流・保全活動を支援(1地区400千円以内) ④ぎふの田舎応援事業 ・農村地域の活性化を図るため、都市住民等と連携した活動を支援 ・応援隊員の登録、管理のほか、活動内容の企画及び運営を実施	

岐阜県農業農村整備委員報酬	210	H25 ～	県	国1/3 国2/3 (基金 積立)	国補	ふるさと農村活性化対策基金事業を効果的に推進するための学識経験者等 からなる県委員会の委員報酬	農村企画 係
棚田地域水と土保全基金事業費 中山間ふるさと・水と土保全推 進事業		H10 ～	県	国1/3 国2/3 (基金 積立)	国補	<p>棚田保全活動への参加促進、保全活動を行う活動組織の育成、持続的な保全 ・利活用活動への支援等の対策を実施するため、県に基金を造成。</p> <p>【基金の積立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金造成額：600,000千円 ・基金造成期間：平成10年度～12年度 ・基金の内訳：国補支出金1/3、一般財源2/3 	
・棚田地域水と土保全基金事業 費 (ふるさと農村活性化対策基金 事業)	13,900		県	一	基金 及び 運用 益活 用	<p>1. 保全ネットワーク推進事業 都市住民等の棚田保全活動への参加促進を図るため、棚田の魅力や保全の必 要性等の普及啓発を実施</p> <p>①「ぎふの棚田21選」のPR ②ぎふ・棚田塾ツアーの企画 ③ぎふの棚田応援フェア事業の実施 ④棚田地域の収益向上に係る取組みへの支援 ⑤棚田啓発用PR資料の作成 ⑥ぎふの田舎応援隊・ぎふの棚田応援隊事業の実施</p> <p>2. 保全活動推進事業 保全活動を実施する保全組織の立ち上げ支援及び活動が軌道に乗っている 保全組織との情報交換を行う機会を創出</p> <p>①棚田保全組織の立ち上げ支援 ②「全国棚田サミット」、「棚田シンポジウム」への参加・派遣 ③棚田保全組織座談会の開催</p>	

<p>・ 棚田地域水と土保全活動推進補助金 (ふるさと農村活性化対策基金事業)</p>	2,400	棚田保全組織等	右記	<p>3. 保全活動支援事業 ① 県に登録された棚田保全組織が行う保全活動に対し支援 ・ 事業主体：棚田保全組織等 ・ 補助率：10/10 (1組織500千円を上限) 補助対象活動における無償労務費が補助対象経費に満たない場合には、無償労務費の額が上限 ② 若い力で元氣創出ふるさと支援事業 県内の大学生等から棚田地域の保全活動の提案を募集し、その実活動に対し支援 ・ 事業主体：大学、短期大学、専門学校に在籍する学生及び教員で構成する団体 ・ 補助率：10/10 (1団体300千円を上限) ・ 募集：3団体程度 ③ 指定棚田地域事業 指定棚田地域において実施する都市農村交流活動に要する需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、保険料)、使用料、賃借料(会場使用料、機材等リース料、レンタカー借上料等)に対し支援 ・ 事業主体：棚田保全組織等 ・ 補助率：10/10 (上限100千円/回かつ年2回まで)</p>	農村企画係
<p>都市農村交流推進事業費</p>	2,000	県	H12 県単 ～	<p>農村地域の自然環境と農林漁業等豊かな地域資源を活用した都市と農村の交流を促進 ① 専用Webサイト「ぎふの田舎へいこう！」による情報発信 ② 農林漁業体験施設を中心とした農泊やグリーンツーリズム施設の調査</p>	農村企画係
<p>都市農村交流推進事業費補助金 [国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)</p>	6,500	右記	H29 国補 ～	<p>都市農村交流を推進するため、グリーンツーリズム実践団体等で構成される「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会の活動を支援 ○ グリーンツーリズム実践団体の資質向上研修 ○ Webサイトによる情報発信 ○ 農泊相談窓口の設置及び農泊施設への支援等 【事業主体】 「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会</p>	農村企画係

農泊推進事業費 〔国事業名〕 農山漁村振興交付金	2,500	県	R1 ～	国補	一	「農泊」を推進するため、体験メニュー開発やWeb活用等専門的な助言ができる人材を派遣するほか、地域の取組みの核となる人材を育成 ① 農泊アドバイザーの設置・派遣 農泊に取り組む団体等に対し、体験メニュー開発など専門的な助言が行えるアドバイザーを派遣 ② 農泊プロデューサーの育成 インストラクター等の実践者を育成するための研修会等を開催 農村地域でのワーケーションを促進 ① 農村地域でのワーケーション実施等に対する企業の意向等の調査 ② 農的関係人口の拡大による農村地域の活性化を目的とした地域課題解決型ワーケーションの推進に向けた調査 ＜主な拡充内容＞ ①②の内容を新たに実施	農村企画 係
農泊推進事業費 〔国事業名〕 農山漁村振興交付金	12,000	県	R3～	国補 基金 及び 運用 益活 用	一	農村地域でのワーケーションを促進 ① 農村地域でのワーケーション実施等に対する企業の意向等の調査 ② 農的関係人口の拡大による農村地域の活性化を目的とした地域課題解決型ワーケーションの推進に向けた調査 ＜主な拡充内容＞ ①②の内容を新たに実施	農村企画 係
農村地域定住促進調査研究事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） （一部ふるさと農村活性化対策基金事業）	2,200	県	R5 ～	国補	-	農村地域を支える人材を確保するため、「半農半X」等の多様なライフスタイルの実現に向けた事例調査等を実施	農村企画 係
農泊推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） 遊休農地等利活用促進事業費補助金	1,400	農業者 法人 等	R1 ～	県単	右記	農業者等が遊休農地等を引き受けて営農を再開するために行う解消や再生作業、土壌改良等の取組みを支援 【補助率】 1/4以内（ただし市町村が県と同額以上の補助を行うことが必要） ＜主な拡充内容＞ 補助対象経費に対し新たに追加	農村支援 係
農業会議交付金（単補）	500	（一社）岐阜 県農業 会議	H22 ～	県単	県 10/10	（一社）岐阜県農業会議が、事業実施地区の計画目標達成に向け指導助言を行うのに要する経費の一部を支援	農村支援 係
農業会議交付金（人件費）	4,480	（一社）岐阜 県農業 会議	H12 ～			事業実施地区の計画目標達成に向けた指導助言を行うため、専門知識を有するエコノミクスの人件費を支援	

中山間地域等直接支払交付金 〔国事業名〕 中山間地域等直接支払交付金	1,120,901	市町村	R2 ～6	国 県 1/2 ・ 1/3 ・ 県1/4 ・ 特認 1/3	中山間地域において、農業生産活動等を通じた遊休農地の発生防止、中山間地域の持つ多面的機能確保のため、農業者等に対し農業生産条件の不利を補正する直接支払いを実施 ・対象地域：ア 法指定地域：山村振興法、過疎法、特定農山村法、棚田地域振興法により指定された地域 イ 県が指定する特認地域： a 3法地域に地理的に接する地域 b 農林統計上の中山間地域 ・対象農地：一定の条件を満たす農業生産条件の不利な1ha以上のまとまりのある農地 ・対象行為：集落協定等に基づき5年以上継続される農業生産活動等 ・対象者：当該農業生産活動を行う農業者等 中山間地域等直接支払交付金制度の適正な運用を支援	農村支援 係
中山間地域等直接支払推進交付金	3,000	県 市町村		国 県 1/3	中山間地域等直接支払交付金制度の適正な運用を支援 (1) 都道府県推進事業 ・審査事務費：中立的審査機関の設置・運営、審査事務等に必要経費 ・都道府県推進費：市町村担当者への助言や都市住民への制度啓発を行うための経費 (2) 市町村推進交付金 ・確認事務費：確認事務や補助金支払事務等に必要経費 ・市町村推進費：集落や農家に対する説明会を開催するための経費等	農村支援 係
〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金 指導費(中山間地域等直接支払推進交付金)	827	県		国 県 1/3	中山間地域等直接支払交付金制度の適正な運用を支援 (1) 都道府県推進事業 ・審査事務費：中立的審査機関の設置・運営、審査事務等に必要経費 ・都道府県推進費：市町村担当者への助言や都市住民への制度啓発を行うための経費 (2) 市町村推進交付金 ・確認事務費：確認事務や補助金支払事務等に必要経費 ・市町村推進費：集落や農家に対する説明会を開催するための経費等	農村支援 係
〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金	63	県		国 県 1/3	中山間地域等直接支払交付金制度の適正な運用を支援 (1) 都道府県推進事業 ・審査事務費：中立的審査機関の設置・運営、審査事務等に必要経費 ・都道府県推進費：市町村担当者への助言や都市住民への制度啓発を行うための経費 (2) 市町村推進交付金 ・確認事務費：確認事務や補助金支払事務等に必要経費 ・市町村推進費：集落や農家に対する説明会を開催するための経費等	農村支援 係
岐阜県農業農村整備委員報酬(中山間)						
〔国事業名〕 日本型直接支払推進交付金						
多面的機能支払交付金(国費)	900,000	対象 組織	R1 ～ R5	国1/2	農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同活動を支援 (1) 農地維持支払活動支援 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動等を行う活動組織に対し、市町村を通して支援	農村支援 係
〔国事業名〕 多面的機能支払交付金						

多面的機能支払交付金（県費）	450,000	県		県単	県1/4	(2) 資源向上支払活動支援 地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う活動組織に対し支援市町村を通して支援	農村支援 係
多面的機能支払推進費（国費）	2,844	国		国補	10/10	多面的機能支払交付金制度の適正な運用を支援	
[国事業名] 日本型直接支払推進交付金				県単	—	(1) 多面的機能支払推進費 事業実行状況の点検や評価を行うための第三者委員会の設置や、市町村担当者への助言、制度啓発を行うための経費	
多面的機能支払推進費（県費）	470			国補	10/10	(2) 多面的機能支払推進交付金 事業を円滑かつ適正に進めるための協議会や市町村による説明会の開催や指導助言、検査に要する経費	
多面的機能支払推進交付金	32,257	市町村、 推進 協議 会		国補	—		
[国事業名] 日本型直接支払推進交付金				国補	—		
岐阜県農業農村整備委員報酬 （多面的）	105			国補	—		
[国事業名] 日本型直接支払推進交付金				国補	—		
農山漁村振興推進交付金	5,000	右記	R3 ～	国補	国	中山間地域等で農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するための継続的な営農活動を実施する地域に対して、特色を活かした多様な取組みを支援 (1) 中山間地農業推進対策 中山間地域での収益力向上に向けた取組みや、農村RMO（農村型地域運営組織）の形成を支援 【事業主体】市町村、地域協議会 (2) 最適土地利用総合対策 地域における土地利用構想の作成から実現までの取組みを総合的に支援 【事業主体】市町村、地域協議会 (3) 情報通信環境整備対策 インターネット農業等に必要な情報通信環境の整備を支援 【事業主体】市町村	農村支援 係
[国事業名] 農山漁村振興交付金 ・中山間地農業推進対策 ・最適土地利用総合対策 ・情報通信環境整備対策							

生態系保全支援事業費補助金 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	18,800	右記	H24 ～	県単	右記	(1) 生態系保全団体支援事業 里地における生態系を復活させるためのモデル的な取り組みを実施する団体 等に対し支援 【事業主体】 NPO、地域団体 【補助率】 10/10 (1団体200万円) (2) 生態系保全市町村支援事業 用排水路におけるスクミリンゴガイの駆除など、農地・農業用施設を対象と する生態系保全に取り組む市町村を支援 【事業主体】 市町村 【補助率】 1/2	農村支援 係
生態系保全支援事業推進費 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	200	県	H24 ～	県単	一	生態系保全団体支援事業に係る提案の審査会等の経費	農村支援 係
水田魚道設置推進事業費 (清流の国ぎふ森林・環境基金 事業)	4,000	県	H24 ～	県単	一	水田の持つ魚の産卵、繁殖、育成の場としての機能を取り戻すため、以下の 取り組みを実施し、水路間や水路と水田の落差をつなぐ水田魚道の設置を促進 ・水田魚道設置研修会の開催 ・アドバイザーの派遣 ・水田魚道の効果検証	農村支援 係
人権問題啓発推進事業費 [[国事業名] 人権問題啓発推進事業費	200	県	H14 ～	国委 託	一	農林漁業を振興する上で阻害要因となっている様々な人権問題の解消を凶 るための啓発を実施	農村支援 係

市町村農業委員会交付金 〔国事業名〕 農業委員会交付金・農地利用最適化交付金	255,045	市町村農業委員会	S45 ～	国補	定額	○農業委員会事務局職員の設置費を補助 ・農業委員会事務局職員の設置費を補助 ○農地利用最適化交付金 ・農業委員会が行う農地等の利用の最適化の推進に関する事業に要する活動経費を補助（委員報酬・事務経費）	農地調整 係
市町村農業委員会補助金（国補） 〔国事業名〕 機構集積支援事業	24,358	市町村農業委員会	S45 ～	国補	定額	農業委員会が行う法令業務を適正に実施するために必要な経費を補助 (1) 農地法に基づく事務の適正実施のための経費 ・農地の利用状況調査・意向調査 など (2) 農地の有効利用を図るための経費 ・農業委員の資質向上のための研修の実施 など	農地調整 係
指導費 （農業委員会運営費）	200	県	S45 ～	県単	—		
農業会議国庫補助金 〔国事業名〕 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 機構集積支援事業	35,410	(一社) 岐阜県農業会議	S29 ～	国補	国10/10 以内 定額	岐阜県農業委員会ネットワーク機構として、農業委員等に対する研修、意見の公表、法人化の支援、答申、啓蒙宣伝、調査研究等を実施する（一社）岐阜県農業会議の事務に要する経費について助成	農地調整 係
農業会議県単補助金	5,658			県単	県10/10 以内		
農業会議県単補助金（人件費）	5,771						
農業会議県単補助金（事務局 長人件費）	5,406						

農地集積・集約化推進事業費補助金(国補) [国事業名] 機構集積支援事業	1,319	(一社) 岐阜県 農業会 議	R1 ～	国補	国 10/10	農業委員会業務相談活動、農業委員、農地利用最適化推進委員等の資質向上のための研修及び農業委員会活動事例調査を実施する(一社)岐阜県農業会議の事務に要する経費について助成	農地調整 係
	810	県	S45 ～	国補	—	農地に関する紛争処理等、農地利用関係の適正化事務費及び指導費	農地調整 係
[国事業名] 農地調整費交付金	360			県単	—		
農地関係指導費	4,770	県	S31 ～	国補	—	国有農地等の適正管理に要する指導費	農地調整 係
指導費(国有農地等管理費)							
[国事業名] 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金	3,361	市町		国補	定額	国有農地等の管理に要する経費に対する交付金	
自作農財産管理事務取扱交付金							
[国事業名] 国有農地等管理処分事業事務取扱交付金							

<鳥獣害対策室>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
鳥獣害対策推進事業費		1,500	県	H18 ～	県単	—	鳥獣害対策の啓発を実施 ・鳥獣被害対策専門指導員による集落ぐるみの対策実施に向けた支援 ・相談窓口の設置と農業者等への対応	鳥獣害対 策係
鳥獣被害防止対策県活動事業費 〔国事業名〕 鳥獣被害防止総合対策交付金	拡	50,000	県	R2 ～	国補	—	県が行う鳥獣被害防止の取組 ○カワウ対策 ・R4に改訂した被害対策指針に基づき、河川や大規模コロニーでの生息動 向調査を実施するとともに、コロニーにおける個体数調整を実施 ・GPSによる生息動向調査やドローンを活用した繁殖抑制技術の検証など、 ICTを活用した取組を実施〔拡充〕 ○ニホンザル対策 ・被害軽減対策のため重点地区を設定、専門家を派遣し地域における捕獲 体制の整備等を支援 ・ICTを活用した捕獲監視システムの実証〔拡充〕 ○ホンジカ対策 ・市町村からの要請により、個体数調整のための広域捕獲を実施	鳥獣害対 策係
鳥獣被害防止総合対策推進事業 費補助金 〔国事業名〕 鳥獣被害防止総合対策交付金		100,000	右記	H23 ～	国補	右記	鳥獣被害防止特措法の市町村被害防止計画に基づき総合的な被害防止への 取組みを支援 【事業内容(抜粋)】 ○被害防止活動の推進 ・鳥獣の生息調査、捕獲、追い払いの実施 ・捕獲機材の導入 ・捕獲、追い払い、侵入防止、生息環境管理などのサル複合対策 ・ICT等新技術の活用支援、定着サポート ・捕獲、追い払いなどの鳥類複合対策 ○鳥獣被害対策実施隊の活動支援 ・大規模緩衝帯の整備 ・誘導捕獲柵の導入 ○ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組支援 ○鳥獣被害対策実施隊の人材育成、新規猟銃取得支援 ○捕獲サポート体制の構築	鳥獣害対 策係

									○有害捕獲活動経費の直接支払（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援） 【事業主体】市町村、地域協議会 【補助率】1/2以内・定額		
鳥獣被害防止総合対策整備事業 費補助金 [国事業名] 鳥獣被害防止総合対策交付金	450,000	右記	H23 ～	国補	国1/2 5.5/10 定額			鳥獣被害防止特措法の市町村被害防止計画に基づき総合的な被害防止のため の防護柵設置等の取組みを支援 【事業の内容】 ・侵入防止柵等の被害防止施設※ ・既設柵の地際補強資材導入 ・捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設 ・焼却施設 【事業主体】市町村、地域協議会 【補助率】1/2以内（条件不利地域は5.5/10以内） ※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能	鳥獣被害 対策		
有害鳥獣等対策費	28,400	市町村	S47 ～	県単	定額			市町村を通じて、有害鳥獣の捕獲を行った者に対して捕獲に必要な経費の一部を助成	鳥獣被害 対策		
野生鳥獣個体数管理事業費補助 金 (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	107,900	右記	H24 ～	県単	定額			野生鳥獣による農林水産業や生活環境への被害の軽減や生態系の保全等を 図るため、市町村等による以下の取組みについて支援 ○ニホンジカの捕獲推進事業 ・わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援 ・ニホンジカの個体数調整に係る補助 ○被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成 【事業主体】市町村、地域協議会、農業協同組合、全国農業協同組合連合会、 森林組合、農業共済組合、漁業協同組合、及び岐阜県漁業協同組合 連合会等	鳥獣被害 対策		
野生鳥獣個体数管理事業費 (わな技術向上推進事業) (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	2,211	県	H26 ～	県単	—			わなによる捕獲技術の向上に係る研修会の開催	鳥獣被害 対策		

野生鳥獣個体数管理事業費 (指定管理鳥獣捕獲等事業費) (清流の国ぎふ森林環境基金事業) [国事業名] 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	19,888	県	H27 ～	国補	国1/2 定額	急速に生息域や生息数を拡大するニホンジカの個体数を抑制するため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施	鳥獣害対策係
野生鳥獣個体数管理事業費補助金 (カワウ等分) (清流の国ぎふ森林環境基金事業)	24,700	右記	H29 ～	県単	定額	カワウ、カワアイサ及びびサギ類の飛来地等における捕獲及び追払い等の被害対策に必要な経費を支援 【事業主体】 市町村、漁業協同組合等	鳥獣害対策係
獣肉処理施設整備事業費補助金	3,000	右記	H25 9補 ～	県単	右記	県内で捕獲されたイノシシ又はシカを食用として流通させる目的で解体処理等を行う施設(ぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠した施設)の整備に必要な経費を支援 ・解体処理用建物(改築等に限定) ・給排水設備 ・汚水処理設備 ・加工用設備、など 【事業主体】 法人、任意組合 【補助率】 1/2以内(上限1,000千円)	鳥獣害対策係
ぎふジビエブランド戦略事業費 [国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)	14,312	県	H28 ～	国補 県単	—	ぎふジビエ衛生ガイドラインに基づいた解体処理技術の普及とぎふジビエの消費拡大を図るとともに、ジビエ利用の取り組みによる豚熱の再拡大を防止するため、事業者個々が行う防疫対応を支援 【事業の内容】 ○ぎふジビエの安全確保のための取組み ○ぎふジビエ登録事業者拡大のための取組み ○「森のござらそう」ぎふジビエのPR ○ジビエ事業者による豚熱防疫対応に対する支援	鳥獣害対策係
カワウ駆除対策事業費	325	県	H27 ～	県単	—	カワウ駆除対策に係る関係機関の調整及び現地確認等の実施	鳥獣害対策係

(9) 里川振興課

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国・ 単 の 別	補助率	事業の 概要	係名
世界農業遺産推進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ)		27,136	県	H28 ～	県単 国庫	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承に係る取組みを実施 ・鮎のブランド振興・消費拡大を図るための販売フェア、ECサイトでの販 売キャンペーンを開催 ・鮎の関係人口を増やすためのイベント開催、小学校向け副読本の作成 ほか	里川振興 係 漁業振興 係
世界農業遺産推進協議会負担金 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ)		8,546	県	H27 ～	県単 国庫	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会への負担金 ・長良川の清掃、自然活動等を行う団体等を「清流長良川の鮎」プレーヤー ズとして登録し、活動を支援 ・鮎料理の新メニュー開発、メニューフェアの開催 ほか	里川振興 係
世界農業遺産国際支援推進費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ)		10,758	県	H27 ～	県単 国庫	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の海外への発信 ・東アジア農業遺産学会への参加 ほか	里川振興 係
県有施設維持管理費		336	県	H26 ～	県単	—	建築基準法第12条の規定に基づき、清流長良川あゆパーク施設の設備点検等 を実施	里川振興 係
清流長良川あゆパーク管理運営 費		20,524	県	H30 ～	県単	—	清流長良川あゆパークを管理運営するための指定管理料	里川振興 係
清流長良川あゆパーク指定管理 評価員会議運営費		200	県	H30 ～	県単	—	清流長良川あゆパーク指定管理者評価員会議を開催	里川振興 係
清流長良川あゆパーク活用促進 事業費		879	県	H30 ～	県単 国庫	—	清流長良川あゆパークの来場者達成記念イベントを開催	里川振興 係
〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ)								
内水面漁業普及啓発促進事業費 〔国事業名〕 デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生推進タイプ)		4,153	県	H31 ～	県単 国庫	—	県民向けに魚や河川への理解を深めるためのイベントを開催 ・ゴールデンウィーク、夏、秋における普及イベント ・網漁等の伝統漁法の体験イベント ほか	里川振興 係

＜水産振興室＞

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
内水面漁場管理委員会費 〔国事業名〕 漁業調整委員会等交付金 漁業取締費		1,331	県	S47 ～	県単 国庫	—	水産動物の保護増殖、漁業調整に必要な指導等を行い、県内漁場の円滑な利用を図るため、内水面漁場管理委員会を開催 漁業調整規則に基づく禁止区域及び禁止漁具漁法の取締り及び漁船法に基づく漁船登録等を実施	水産係
漁場計画策定費		950	県	R4～ 5	県単	—	漁業法第75条に基づいて行う漁業権免許の一斉切替（令和6年1月1日～）事務を実施 ・漁場図の策定経費	水産係
水産業指導調整費		1,531	県	S47 ～	県単	—	漁協、魚苗センターの指導及び水産業の生産動向の調査等を実施	水産係 漁業振興 係
遊漁者増大対策事業費補助金		3,131	漁協 等	H17 ～	県単	県1/2 以内	新たな遊漁者を呼び込むことを目的に、釣りに、釣り教室や漁業体験教室、入川口の整備、伝統漁法の講習及び釣具等のレンタル事業への支援 ・補助対象経費：各取組みに要する経費 ・補助率：1/2以内	水産係
池中養殖漁業協同組合事業活動 費補助金		200	漁協	S44 ～	県単	県定 額	健全な淡水魚の生産に資する魚苗対策、組合員に対する養殖技術等の情報提供、イベントでの塩焼きの販売、養殖魚のレジビ開発・普及等による養殖魚の消費拡大促進事業への支援 ・補助対象経費：養殖情報対策事業、需要拡大対策事業に要する経費 ・補助率：予算の範囲内で定額	漁業振興 係
県産アユ販路拡大支援事業費補 助金 〔国事業費〕 デジタル田園都市国家構想交付 金（地方創生推進タイプ） 水産多面的機能発揮対策事業費		1,250	漁協 等	H29 ～	県単 国庫	県1/2 以内	漁獲アユの流通拡大に向けた漁協集荷施設への機器設備及び養殖アユの販路拡大に向けた養魚場の衛生管理機器設備の導入への支援 ・補助対象経費：天然アユの集荷・出荷場整備、養殖アユ加工施設におけるHACCP等認証取得に必要な機器類導入経費 ・補助率：1/2以内	漁業振興 係
河川湖上アユ親魚養成技術実証 事業費		5,736	県	H30 ～	県単	県定 額	漁協を中心とした活動組織による河川の清掃活動や水産多面的機能の教育 ・学習への取組み等の活動に対し、地域協議会を通じて助成 魚苗センターに整備した親魚養成施設の円滑な稼働に向け、天然湖上アユの捕獲・育成技術並びに産卵時期の調整技術等を実用化するための実証試験を実施	水産係 漁業振興 係

鮎の輸出国拡大促進対策事業費		5,634	県	R2～	国庫	—	豪州への鮎輸出解禁に向け、豪州政府の輸入規制リストに入っている魚苗について、天然アユと養殖アユのサーベイランスおよび査察対応を実施 ・サーベイランス：天然鮎および養殖鮎の疾病検査 ・査察対応：豪州政府の輸出解禁前の現地査察対応	漁業振興係
[国事業名] 輸出環境整備推進事業 内水面振興施設整備事業費		25,011	県	H30～	県単	—	内水面振興施設（魚苗センター、清流長川あゆパーク）の維持修繕工事等を実施 ・修繕内容：魚苗センター関事業所外壁補修 清流長川あゆパーク大型テント設置 ほかに	漁業振興係 里川振興係
内水面振興施設整備事業費	新	332,011	県	R4～5	県単 国補	—	魚苗センター美濃事業所の再整備を実施 ・工事箇所：魚苗センター美濃事業所C棟 ・工事内容：既存建屋及び周辺埋設配管等の撤去及びひ改築	漁業振興係
[国事業名] 水産業競争力強化緊急施設整備事業【3月補正】 スマート水産導入支援事業費補助金		4,000	養殖業者	R4～	国庫	県2/3以内	太陽光発電等を活用したデジタリセンサー（水位測定等）などの作業効率化 ・省力機器類等の導入を支援 ・補助対象経費：物価高騰に対応するための業務の省力化・省エネ化に資する機器の導入に要する経費 ・補助率：2／3以内	漁業振興係
[国事業名] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金【3月補正】 国際水準水産エコーラベル認証取得支援事業費補助金		525	漁協等	R4～	県単	県1/2以内	水産物の海外輸出に向けて、国際水準の水産エコーラベル認証及び認証維持経費を支援 ・補助対象経費：マリン・エコーラベル・ジャパン認証の取得及び維持に係る審査経費 ・補助率：1／2以内	漁業振興係
漁業経営持続化事業費補助金	新	33,970	漁協	R5～7	県単 国庫	県1/2以内	アユの高密度放流区や鮎ルア一区の設定、渓流魚のキヤッチ&リリース漁場などにより、漁協が積極的に経営転換を図る取組みを支援 ・補助対象経費：新たな漁場づくりに必要な放流種苗費等 ・補助率：1／2以内	水産係
[国事業名] デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ） 養殖衛生管理体制整備事業費		1,980	県	H18～	県単 国庫	—	養殖場の疾病対策の指導・普及及び水産用医薬品の適正指導の指導・検査を実施	漁業振興係
[国事業名] 消費・安全対策交付金 県産アユ早期放流促進対策事業費補助金		7,480	漁協	H29～	県単	県定額 県1/2以内	漁獲量の回復を目指して、効果の高い早期小型放流を推進するため、早期放流に対する種苗費及び早期小型放流の効果高めめるための試験放流への支援 ① 早期放流経費 補助率：200円／1kg ② 早期放流最適化検証試験 補助率：1／2以内	漁業振興係

アユ漁業振興対策事業費	788	県	H13 ～	県単	—	アユ漁業の振興を図るため、放流稚アユの病原体保有状況等を継続的に調査するとともに、調査結果に基づきアユ防疫対策等を実施	漁業振興 係
魚類繁殖被害対策費 (あゆ種苗放流委託料)	1,240	県	S47 ～	県単	—	電力開発に伴う漁業被害に関するアユ等の種苗放流を実施	水産係
電力補償事務費	200	県	S47 ～	県単	—	岐阜県漁業組合電力補償協会からの放流種苗算定事務を受託	水産係
河川遡上アユ再生産促進事業費	1,277	県	S47 ～	県単	—	水産資源保護法に基づく保護水面区域等において、アユの産卵場造成及び人工ふ化放流事業を実施 ・産卵場造成場所：長良川保護水面（岐阜市鏡島地先） ・揖斐川中下流部等で確認されたコクチバスの早期駆除を行うため、遊漁者等からの買取りを支援 ・補助対象経費：コクチバス買い取り事業に要する経費 ・補助率：1/2以内	水産係
外来魚生息拡大防止対策事業費 補助金	1,100	漁協	R5～	県単	県1/2 以内	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定要素の根幹である鮎の資源量を確保するため、漁業協同組合におけるアユ種苗の義務放流量の減少分を放流 ・実施場所：長良川流域	水産係
世界農業遺産持続的漁場継承事業費	16,030	県	R5～ 7	国庫	—		水産係
[国事業名] 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金 内水面漁業研修センター設置運 営事業費	9,079	県	H28 ～	県単	—	世界農業遺産「清流長良川の鮎」を活用した国際貢献を実施 ・内水面漁業研修センターにおける海外からの研修生受入れ、専門研究員の派遣による技術支援（ほか、	漁業振興 係

(10) 農地整備課

<調査計画係>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概 要	係名
県営土地改良事業計画等調査費		7,227	県	H22 ～	県単	—	○土地改良事業調査 (1) 県営土地改良事業の着手が見込まれる地区の調査計画等を実施 (2) 農林水産省から委託を受け、土地改良長期計画の基礎資料となる事項について調査を実施 ・対象地区 県内全域	調査計画 係
農水省受託農業基盤情報基礎調査費		255	県	H22 ～	国補	—		
[国事業名] 農業基盤情報基礎調査委託事業								
農業水利保全事業費		2,400	県	H20 ～	県単	—	県が所有する水利権の更新(変更)のために必要な調査等を実施 ○基準 県の所有する許可水利権の更新(変更)を実施する地区であること ただし、水利施設の更新整備に係る国庫補助事業実施中の地区は除く ○施行地区 4地区	調査計画 係
国営・機構営等建設事業負担金 (直入分)		47,205	国	H29 ～R9	国	別表	<国営総合農地防災事業新濃尾地区(農林水産省)> 濃尾用水関係5土地改良区の維持管理費の軽減のため、犬山頭首工左岸導水路余水吐の落差を利用した小水力発電施設を国営により整備 ○負担区分(別表) 国 2/3、県 30.0%、地元 3.4%	調査計画 係
水利施設管理強化事業費補助金		4,950	市町村	R5～	国補	別表	○関係市町村 岐阜市、羽島市、各務原市、岐南町、笠松町 国営造成施設、国営附帯県営造成施設において、地域住民が享受している多面的機能の発掘や施設管理の高度化に対する要請に応えるための地域の取組を促進する観点から、県と市町村が連携し土地改良区の管理体制の強化を図る。 ○対象地区 西濃用水地区(事業主体:大垣市)	調査計画 係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 単の 別	補助率	事業の 概要	係名						
							○負担区分(別表)							
							<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>10%</td> <td>40%</td> </tr> </table>	国	県	市町村	50%	10%	40%	
国	県	市町村												
50%	10%	40%												

<事業管理係>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 単の 別	補助率	事業の 概要	係名																		
土地改良区体制強化事業費補助 金		14,092	県土連	H28 ～	国補	別表	土地改良区における施設管理や農用地の利用集積などの諸課題に的確かつ 機敏に対応するため、岐阜県土地改良事業団体連合会が実施する次の業務を支 援 ○実施内容 (1) 施設・財務管理強化対策 10,674千円 管理運営体制強化委員会の設置・運営、土地改良施設の診断・管理指導、 土地改良施設に関する苦情・紛争等の対策、財務管理強化相談 業務等 (2) 受益農地管理強化対策 1,340千円 受益農地管理強化委員会の設置・運営、換地選定に関する指導 (3) 研修・人材育成 2,078千円 換地技術向上研修 ○補助率(別表)	事業管理 係																		
[国事業名] 土地改良区体制強化事業							<table border="1"> <tr> <th colspan="3">区分</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>県土連</th> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>—</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他</td> </tr> </table>	区分			国	県	県土連	定額	—	—	1/2	—	1/2	1/2	1/2	—	その他			
区分																										
国	県	県土連																								
定額	—	—																								
1/2	—	1/2																								
1/2	1/2	—																								
その他																										

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
飛驒エアパーク管理運営費		1,029	(一社) 飛驒エ アパー ク協会	H7 ～	県単	—	航空輸送による農業振興や防災活動等の基地を指して整備された飛驒エ アパーク（農道離着陸場・ヘリポート）の施設管理を行う。 ○農道離着陸場、ヘリポート：県有財産 ○管理委託先：（一社）飛驒エアパーク協会 ○事業内容 （1）飛驒エアパークの維持管理 （2）飛驒エアパークの維持修繕 （3）飛驒エアパークの多面的活用推進	事業管理 係
飛驒エアパーク管理運営費 (維持管理費)		7,876	飛驒エ アパー ク協会 、県					

<水利・小水力係>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名																																			
県営かんがい排水事業費 [[国事業名] 農業競争力強化基盤整備事業 水利施設等保全高度化事業 1. 水利施設整備事業 2. 畑地帯総合整備事業 3. 実施計画策定事業 農地耕作条件改善事業 (非公共) 2. 定率助成 (1) 農業用排水施設 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 (非公共) 1. 長寿命化対策		579,419	県	H24 ～	国補	別表	<一般型> 農業用排水施設の新設又は改良等により、土地利用の高度化及び水利用 の安定と合理化を図る事業を県営により施行 ○負担区分 (別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地</td> <td>元</td> </tr> <tr> <td>取水施設機能障害</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般型</td> <td>50%</td> <td>29%</td> <td>21%</td> <td></td> </tr> </table> <保全合理化型> 農業生産効率及び競争力向上のため農業用排水施設の水管理省力化、長 寿命化、安全性向上を図る事業を県営で施行 ○負担区分 (別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地</td> <td>元</td> </tr> <tr> <td>用排水施設整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設整備型</td> <td>(55)</td> <td>(30) ※1</td> <td>(15) ※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>50%</td> <td>31%</td> <td>19%</td> <td></td> </tr> </table>	区分	国	県	地	元	取水施設機能障害	50%	35%	15%		一般型	50%	29%	21%		区分	国	県	地	元	用排水施設整備					施設整備型	(55)	(30) ※1	(15) ※1			50%	31%	19%		水利・小 水力係
区分	国	県	地	元																																							
取水施設機能障害	50%	35%	15%																																								
一般型	50%	29%	21%																																								
区分	国	県	地	元																																							
用排水施設整備																																											
施設整備型	(55)	(30) ※1	(15) ※1																																								
	50%	31%	19%																																								

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業 の 概要	係名		
農村地域防災減災事業 農業水利施設危機管理対策事業							農地集積促進型	(55)	27.5%	(17.5)
							高収益作物導入促進型	50%	22.5%	
							管理省力化施設整備	(55)	(30) ※1	(15) ※1
								50%	31%	19%
							安全施設整備※2	(55)	32%	(13)
								50%		18%
							水利用調整	(55)	(45)	—
								50%	50%	—
							施設計画策定	定額※2	—	—
							機能保全計画策定	定額	—	—
<p>※1 令和2年度までの採択地区は、県負担率27.5、地元22.5(17.5)を適用</p> <p>※2 農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合(上限10,000千円)</p> <p>※3 ()は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域、又は急傾斜地帯(ただし、※2は除く)の区域内</p> <p>○基準</p> <p><一般型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設の新設・廃止又は変更であって、受益面積が概ね200ha以上であって、かつ末端支配面積がおおむね100ha以上のもの ・現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設の新設であって、受益面積が概ね100ha以上、かつ末端支配面積が概ね20ha以上のもの <p><保全合理化型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用排水施設整備施設整備型 農地集積促進型：受益面積20ha以上、農地集積計画を策定 積率等が基準を超えている場合、農業経営高度化支援事業の活用が可能 										

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
							<p>高収益作物導入促進型：受益面積20(10)ha以上、高収益作物の作付面積5%以上向上かつ2(1)ha以上増加等高収益作物の作付面積の向上が基準を超えている場合、農業経営高度化支援事業の活用が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理省力化施設整備：用排水付帯施設の整備で事業費20,000千円以上 ・安全施設整備：事業費20,000千円以上及び、県営かんがい排水事業と併せ行う場合で2,000千円以上 ・水利用調整：農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。県が水利権を有する用水であること等 ・施設計画策定：事業費2,000千円以上で本事業の用排水施設整備を実施する予定であること ・機能保全計画策定：末端支配面積10ha以上 <p>※()は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域、又は急傾斜地帯の区域内</p> <p>○施行地区 28地区(継続16、新規12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 <保全合理化型> 【施設整備型】 揖斐川以東第三期(安八町、大垣市)、青野(大垣市)、柿之木戸用水二期(大垣市)、各務用水四期(岐阜市、各務原市、関市)、池田頭首工(大垣市)、小郷(中津川市)、剣(郡上市)、桑原揚水機場1期(羽島市)、福東用水(輪之内町)、中根(高山市)、下立用水東支線(大垣市)、大久古(飛騨市) ・新規地区名 【農地集積促進型】 多芸直江(養老町)、大巻東部1期(養老町)、大巻南部(養老町) ・【管理省力化施設整備】 萩原町川西北部(下呂市) ・新規格地区名 <保全合理化型> 【施設整備型】 木田中屋敷(岐阜市)、曾代用水六期(関市、美濃市)、肥田瀬用水(関市)、長倉(高山市) ・【施設計画策定】 中江東・稲山(海津市)、柿之木戸用水三期(大垣市)、深瀬・中部(恵那市)、高原(高山市、飛騨市)、上野平(高山市) 	

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名									
土地改良施設突発事故復旧事業 費補助金 [国事業名] 土地改良施設突発事故復旧事業		3,000	市町村 、土地 改良区 等	H30 ～	国補	別表	<p>【機能保全計画策定】 政田用水（本巢市、瑞穂市）、島用水（郡上市）、羽根用水（下呂市）</p> <p>自然災害に起因しないパイプラインの破裂等の突発事故について早急な復旧対策を支援</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(55)</td> <td>25%</td> <td>(20)</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯の区域内</p> <p>○事業内容 自然災害によらない事由により、責任の所在の明確化が困難な突発的な事故により損傷した土地改良施設の復旧を対象とする</p> <p>○基準 ・機能保全計画等を作成、活用して、適切な保全管理を実施している施設であること ・末端受益面積20ha（中山間地域は、10ha）以上（営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端受益面積によらず適用可能） ・事業費2,000千円以上</p>	国	県	地 元	(55)	25%	(20)	50%		25%	水利・小 水力係
国	県	地 元															
(55)	25%	(20)															
50%		25%															
基幹的農業用水路強靱化事業費	拡	24,370	県、 県土連	H26 ～	県単	別表	<p>基幹的農業用水路の適正な保全管理に向けた管理体制の強化を図るため、県が監視用測点等の設置を行うほか、ストックマネジメントセンターが実施する技術研修会や施設の簡易診断、監視・補修履歴等のデータ蓄積に係る経費を支援</p> <p>○事業内容 <県が実施> ①監視用測点の設置 保全計画を策定した基幹的農業用水路に監視用測点を設置 ②施設監視計画の統一等 保全計画策定済みの路線について、各路線の施設監視計画の統一様式を作成や施設監視・点検マニュアルを作成</p> <p><県土連（ストックマネジメントセンター）が実施> ③技術研修会・現地指導の開催</p>	水利・小 水力係									

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名														
土地改良施設保全計画策定事業費		33,000	県	H28 ～	県単	—	<p>ストックマネジメントに関する技術研修会の開催や施設監視の個別指導等を実施</p> <p>④劣化状況の簡易診断及び対策指導 施設監視結果を基にデジタル技術等を活用した劣化状況の簡易診断を行い、施設管理者に対して保全対策を指導</p> <p>⑤施設情報の蓄積・共有 基幹的農業用水路の施設監視結果や対策工事履歴等を水土里情報システムに一元的に蓄積管理し、共有を図る</p> <p>○負担区分(別表)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施主体</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視用測点の設置</td> <td rowspan="2">県</td> <td rowspan="2">100%</td> </tr> <tr> <td>施設監視計画の統一等</td> </tr> <tr> <td>技術研修会・現地指導</td> <td rowspan="2">県土連</td> <td rowspan="2">定額</td> </tr> <tr> <td>劣化状況の簡易診断及び対策指導</td> </tr> <tr> <td>施設情報の蓄積・共有</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行地区(新規2地区) ・新規地区名 島(郡上市)、羽根用水(下呂市)</p> <p><主な拡充内容> ストックマネジメントセンターにタブレット端末やドローンカメラなどのデジタル技術を導入し、施設管理者が実施する施設点検等を支援する。</p> <p>老朽化が進む県営造成土地改良施設の機能維持を安定的に発揮させるため、施設の機能診断及び機能保全計画等を策定</p> <p>○基準 ・突発事故等が発生した等の緊急的に機能診断を実施する必要がある施設 ・機能保全に関する実施方針に該当しない施設延長の総延長に占める割合が大きい施設 ・未端受益面積が100ha未満かつ施設又は受益地が広域にわたる施設</p>	区分	実施主体	県	監視用測点の設置	県	100%	施設監視計画の統一等	技術研修会・現地指導	県土連	定額	劣化状況の簡易診断及び対策指導	施設情報の蓄積・共有			水利・小 水力係
区分	実施主体	県																				
監視用測点の設置	県	100%																				
施設監視計画の統一等																						
技術研修会・現地指導	県土連	定額																				
劣化状況の簡易診断及び対策指導																						
施設情報の蓄積・共有																						

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
田んぼダム実証事業費		10,450	県	R4～ R6	県単	—	○施行地区(新規4地区) ・新規地区名 政田用水(本巣市、瑞穂市)、脛永用水(揖斐川町)島用水(郡上市)、羽根用水(下呂市) 近年多発する豪雨災害対策として、水田の持つ雨水貯留能力の活用を検討するため、豪雨中の一斉貯留や流出制限等(田んぼダム)を試行し、その営農上の課題、防災上の効果等を実証	水利・小 水力係
小水力発電施設整備事業費		16,500	県	H26 ～	県単	別表	農業水利施設を活用した小水力発電施設を整備し、売電収益を地域振興に資する施設の電気代や6次産業化等の農村振興活動費に活用することにより、農業用施設や地域振興施設の維持管理費の削減、農村の新たな多面的機能の創出、地域の活性化、温室効果ガスの削減、エネルギーの地産地消を推進 ○事業内容 ①概略計画、基本設計 ・小水力発電事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討や河川協議等の資料作成 ②施設整備 ・小水力発電施設の整備(実施設計を含む、農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するための施設整備も可能) ・県営農村環境整備事業(小水力発電施設整備型)の事業促進	水利・小 水力係
○負担区分(別表)								
			区 分	県	地 元			
			概略計画、基本設計	100%	—			
			施設整備(実施設計含む)	50%※1、※2	50%※1、※2			
※1 施設整備のうち、平成25年度までに概略計画を策定済みの地区については県負担率75%(地元25%)を適用(ただし、売電収益の充当先が下記基準【施設整備】④に該当するものは、県負担率2/3(地元1/3))								
※2 平成26年度及び27年度に概略計画を策定済みの地区については平成2/3(地元1/3)								

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国・ 県の 単 別	補助率	事業の 概要	係名
小水力発電施設環境教育推進事業費補助金		1,000	地域団体等	R4 ～R8	森林 環境 基金	別表	<p>○基準</p> <p>【概略計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね、20kW以上の発電規模が見込まれること <p>【基本設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること <p>【施設整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 売電収益の充当対象が、①土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設の維持管理費、②農業農村振興に資する公的施設の電気代、③地域振興に資する公的施設の電気代、④農村振興に資する活動費に該当すること。(③と④の合計額が①と②の合計額を上回らないこと。また、④に該当する場合は具体的な計画を示すこと) 発電原価が売電単価等からみて相応な水準であること 等 <p>○施行地区 1地区(継続1)</p> <p>【施設整備】</p> <p>名倉用水(揖斐川町)</p> <p>地域団体等が既存の小水力発電施設を活用して実施する環境教育に要する経費を補助</p> <p>○事業主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 地縁団体 土地改良区、農業協同組合、農業法人、土地改良事業団体連合会 NPO法人 社会貢献活動を行う営利を目的としない任意団体 地域住民が中心となって、環境保全活動等を行う団体 <p>○補助率</p> <p>10/10(ただし、1事業あたり50万円を上限とする。)</p>	水利・小水力係
小水力発電活用支援事業費補助金		2,000	①② 市町村 土地改 良区、 農業協 同組合 ③	H26 ～	県単	別表	<p>農業水利施設を活用した小水力発電の導入促進を図るため、市町村、土地改良区、農業協同組合が運営する小水力発電施設の整備を支援する</p> <p>○事業内容</p> <p><①地域振興支援型></p> <ul style="list-style-type: none"> 発電する電力や売電収益を活用し、土地改良施設の機能確保や農村集落の活性化に資することを目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備 	水利・小水力係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名								
			県土連				<p><②防災機能支援型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所となり得る施設に非常用電源として電力を供給することを目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設および蓄電施設の整備 <p><③協議会支援型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県協議会が行う小水力発電施設の導入促進に必要な取組み及び、諸問題を検討するための取組への活動支援 <p>○補助率 (別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地域振興支援型</td> <td>(55)</td> </tr> <tr> <td>②防災機能支援型</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>③協議会支援型</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は、振興山村・過疎地域・特定農山村地域のいずれかの指定区域内の場合 ○施行地区 【協議会支援型】</p>	区分	県	①地域振興支援型	(55)	②防災機能支援型	50%	③協議会支援型	定額	
区分	県															
①地域振興支援型	(55)															
②防災機能支援型	50%															
③協議会支援型	定額															
地域水ネットワーク再生事業補助金 [国事業名] 農業競争力強化基盤整備事業 水利施設等保全高度化事業 3. 実施計画策定事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (非公共) 1. 長寿命化対策		9,240	市町村	H28 ～	国補	別表	<p>地域住民と農業者が一体となった農業水利施設の維持・保全管理を実現するため、新たな環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水用水等の取得・再生、農業用水等の質的向上を支援する。</p> <p>○事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水用水等の取得・再生に係る調査・調整等 <p>○基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること ・環境用水、冬期湛水用水又は消流雪用水を取得する場合には、河川管理者や関係機関(県、市町村、土地改良区、農業水利組合、関係水利者、地域の代表者等)により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること等 <p>○負担区分 (別表)</p>									

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名						
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(55) 50% 定額※1</td> <td>10%</td> <td>(35) 40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合 (上限 10,000 千円) ※2 () は、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域 又は急傾斜畑地帯の区域内 ○施工地区 (新規3地区) ・新規地区名 柿之木戸 (大垣市)、宇留生・入方 (大垣市)、三ヶ村 (大垣市)</p>	国	県	地元	(55) 50% 定額※1	10%	(35) 40%	
国	県	地元												
(55) 50% 定額※1	10%	(35) 40%												

<農地・農道係>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名						
県営経営体育成基盤整備事業費 [国事業名] 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業		662,037	県	H26 ～ R10	国補	別表	地域農業において、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理をはじめ、農業用排水施設、農道等の生産基盤の整備と必要に応じて生活環境基盤の整備を実施 ○負担区分 (別表) <一般型>、<面的集積型>、<農地所有適格法人育成型> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(55.0) 50%</td> <td>27.5%</td> <td>(17.5) 22.5%</td> </tr> </tbody> </table> ※ () は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内 ○事業内容及び基準 ・下表の農業生産基盤整備事業の欄の(1)～(5)までのうち2以上 ((4)又は(5)は単独でも可)を総合的に行うもの又は当該生産基盤と密接な関係のあ	国	県	地元	(55.0) 50%	27.5%	(17.5) 22.5%	農地・農道係
国	県	地元												
(55.0) 50%	27.5%	(17.5) 22.5%												

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国・ 単 の 別	補助率	事業の概要	係名													
							<p>るその他の事業を併せて一体的に整備を行うもので、農業生産基盤整備事業の欄の(1)～(5)の受益面積の合計が20ha以上(中山間地域の場合は10ha以上)であること</p> <table border="1"> <tr> <td>農業生産基盤整備事業</td> <td>(1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土</td> </tr> <tr> <td>農業生産基盤整備附帯事業</td> <td>(4)暗渠排水 (5)区画整理</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営農環境整備事業</td> <td>(1)土壌改良</td> </tr> <tr> <td>(2)高付加価値農業施設移転 など</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4)集落環境管理施設 (5)用地整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6)環境整備 (7)生態系保全空間整備 など</td> </tr> </table> <p><一般型></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了時において、担い手の農地利用集積率が以下のとおり増加すること ① 40%未満 → 50%以上へ ② 40%以上～50%未満 → 10ポイント以上引上げ ③ 50%以上～55%未満 → 60%以上へ ④ 55%以上～90%未満 → 5ポイント以上引上げ ⑤ 90%以上～95%未満 → 95%以上へ ⑥ 95%以上 → 引き上げ <p><面的集積型></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了時において、担い手の農地利用集約化率が以下のとおり増加すること ① 23%未満 → 30%以上へ ② 23%以上～35%未満 → 7ポイント以上増加 ③ 35%以上～38.5%未満 → 42%以上へ ④ 38.5%以上～63%未満 → 3.5ポイント以上増加 ⑤ 63%以上～66.5%未満 → 66.5%以上へ ⑥ 66.5%以上 → 引き上げ <p><農地所有適格法人育成型></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業完了時において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されること ① 農地所有適格法人が存在しない地区 経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されること ② 農地所有適格法人が存在する地区 	農業生産基盤整備事業	(1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土	農業生産基盤整備附帯事業	(4)暗渠排水 (5)区画整理	営農環境整備事業	(1)土壌改良	(2)高付加価値農業施設移転 など		(1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設		(4)集落環境管理施設 (5)用地整備		(6)環境整備 (7)生態系保全空間整備 など	
農業生産基盤整備事業	(1)農業用排水施設 (2)農道 (3)客土																				
農業生産基盤整備附帯事業	(4)暗渠排水 (5)区画整理																				
営農環境整備事業	(1)土壌改良																				
	(2)高付加価値農業施設移転 など																				
	(1)集落道 (2)集落排水 (3)集落防災安全施設																				
	(4)集落環境管理施設 (5)用地整備																				
	(6)環境整備 (7)生態系保全空間整備 など																				

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国・ 県の 別	補助率	事業の 概要	係名						
							<p>当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規定に定められていることが確実に見込まれることと、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了時において、当該受益面積に占める上記条件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が50%（中山間地域30%）以上になることが確実に見込まれること <p>○施行地区 20地区（継続17、新規3） <一般型> ・継続地区名 更地方（大野町）、長滝（郡上市）、馬瀬（下呂市）、玄の子（飛騨市） <面的集積型> ・継続地区名 下城田寺1期（岐阜市）、楡保北部（輪之内町）、 牧1期（安八町）、佐見久室（白川町）、夏焼（中津川市）、 久保原（恵那市）、羽根（下呂市）、菅田西部（下呂市）、 大巻東部1期（養老町）、四郷南部1期（輪之内町）、 佐見大寺（白川町）、跡津・西上田（下呂市）、杉崎1期（飛騨市） ・新規地区名 下城田寺2期（岐阜市）、牧2期（安八町）、大巻南部（養老町）</p>							
[国事業名] 農地中間管理機構関連農地整備 事業							<p>機構による担い手への農地の集積・集約化を加速し、豊かで競争力のある農業の実現のため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>62.5%</td> <td>27.5%</td> <td>10.0%</td> </tr> </table> <p>※国の負担区分62.5%は補助率50%（55%）に推進費12.5%（7.5%）を加えた率（ ）書きは中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内</p> <p>○事業内容 区画整理、農用地造成、農業用排水施設、農業用道路等</p>	国	県	市町村	62.5%	27.5%	10.0%	
国	県	市町村												
62.5%	27.5%	10.0%												

事業名	新規拡充	予算額 (千円)	実施主体	事業期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名																		
農業経営高度化支援事業費補助金 〔国事業名〕 農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業 水利施設等保全高度化事業		91,850	市町村 土地改良区	H27 ～ R15	国補	別表	<p>○基準</p> <p>①事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること</p> <p>②受益面積：10ha(5ha)以上</p> <p>事業対象農地を構成する団地は1ha(0.5ha)以上の連坦化した農地</p> <p>③中間管理権の設定期間が事業計画の告示日から15年以上あること</p> <p>④事業対象農地の8割以上を完了後5年以内に担い手に集団化</p> <p>⑤事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること</p> <p>※()書きは中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内</p> <p>○施行地区 5地区(継続4、新規1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 木知原(本巣市)、下野(中津川市)、中野方(恵那市)、室原小栗栖(養老町) ・新規地区名 平尾1期(垂井町) <p>県営経営体育成基盤整備事業などの実施を契機として、担い手への農地利用集積・農地集積により、経営規模の拡大を促進し、農業経営の安定を実現することを目的として、中心経営体への農地集積・集約化の割合に応じ国等が補助</p> <p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">中心経営体農地集積 促進事業</td> <td>県営</td> <td>(55)</td> <td></td> <td>(45)</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>50%</td> <td></td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>県営かつ 機構重点推進地域</td> <td>(55)</td> <td>(45)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※()は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内</p> <p>※機構重点推進地域は、農地中間管理事業重点推進地域及び指定されること が確実と見込まれる地域</p> <p>○実施地区 9地区 多芸直江(養老町)、栗原(垂井町)、楡保北部(輪之内町)、久保原(恵那市)、羽根(下呂市) 馬瀬(下呂市)、長滝(郡上市)、牧1期(安八町)、菅田西部(下呂市)</p>	事業名	区分	国	県	市町村等	中心経営体農地集積 促進事業	県営	(55)		(45)	団体営	50%		50%	県営かつ 機構重点推進地域	(55)	(45)		農地・農道係
事業名	区分	国	県	市町村等																						
中心経営体農地集積 促進事業	県営	(55)		(45)																						
	団体営	50%		50%																						
	県営かつ 機構重点推進地域	(55)	(45)																							

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名																										
県営農業基盤整備促進事業費 〔国事業名〕 農地耕作条件改善事業	拡	231,000	県	R4～ R7	国補	別表	<p>農業の競争力強化を図るため、農業者が経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む上で支障となる農地の区画狭小や排水不良等の農業生産基盤の課題について、迅速かつきめ細かく対応するための整備を実施高収益作物への転換を図る場合には、営農定着に必要な取組みをハードとソフトを組み合せ実施</p> <p>○事業内容</p> <p><地域内農地集積型>、<水田貯留機能向上型></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 農業用排水施設</td> <td>2) 暗渠排水</td> <td rowspan="10">1) 及び5)～10) はハード支援 2)～4) と併せて行う</td> </tr> <tr> <td>3) 土層改良</td> <td>4) 区画整理</td> </tr> <tr> <td>5) 農作業道等</td> <td>6) 農用地の保全</td> </tr> <tr> <td>7) 管理省力化支援</td> <td>8) 営農環境整備支援</td> </tr> <tr> <td>9) 品質向上支援</td> <td>10) 条件改善促進支援</td> </tr> </tbody> </table> <p><高収益作物転換型></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)～6) は「地域内農地集積型」と同じ</td> <td>8) 営農環境整備支援</td> <td rowspan="4">1) 及び5)～11) はハード支援 2)～4) と併せて行う</td> </tr> <tr> <td>7) 管理省力化支援</td> <td>10) 条件改善促進支援</td> </tr> <tr> <td>9) 品質向上支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11) 高収益作物導入支援</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業の重点推進地域または指定が確実と見込まれる地域 ・1地区当たりの総事業費が200万円以上、かつ受益者数が2者以上であること <p>【地域内農地集積型】 受益面積20ha以上（ただし、中山間地域においては10ha以上）</p> <p>【高収益作物転換型】 ・受益面積5ha以上 ・作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換</p> <p>【水田貯留機能向上型】 ・受益面積10ha以上（ただし、中山間地域においては5ha以上）</p>	事業種類		備考	1) 農業用排水施設	2) 暗渠排水	1) 及び5)～10) はハード支援 2)～4) と併せて行う	3) 土層改良	4) 区画整理	5) 農作業道等	6) 農用地の保全	7) 管理省力化支援	8) 営農環境整備支援	9) 品質向上支援	10) 条件改善促進支援	事業種類		備考	1)～6) は「地域内農地集積型」と同じ	8) 営農環境整備支援	1) 及び5)～11) はハード支援 2)～4) と併せて行う	7) 管理省力化支援	10) 条件改善促進支援	9) 品質向上支援		11) 高収益作物導入支援		農地・農道係
事業種類		備考																																
1) 農業用排水施設	2) 暗渠排水	1) 及び5)～10) はハード支援 2)～4) と併せて行う																																
3) 土層改良	4) 区画整理																																	
5) 農作業道等	6) 農用地の保全																																	
7) 管理省力化支援	8) 営農環境整備支援																																	
9) 品質向上支援	10) 条件改善促進支援																																	
事業種類			備考																															
1)～6) は「地域内農地集積型」と同じ	8) 営農環境整備支援		1) 及び5)～11) はハード支援 2)～4) と併せて行う																															
7) 管理省力化支援	10) 条件改善促進支援																																	
9) 品質向上支援																																		
11) 高収益作物導入支援																																		

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名																		
県営広域農道整備事業費 [国事業名] デジタル田園都市国家構想交付 金(地方創生整備推進型) 広域農道 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業		400,000	県	H3～ R14	国補	別表	・地区の5割以上で田んぼダムを実施 ・流域治水プロジェクト、治水協定及び地域防災計画のいづれかに田んぼダムの取り組みが位置付けられていること又は位置付けられることが確実と見込まれること ○負担区分(別表) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営農業基盤整備促進事業</td> <td>定率助成</td> <td>(55) 50%</td> <td>(45) 50%</td> <td>()は中山間地域の場合</td> </tr> </tbody> </table> ※()は中山間地域で、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域又は急傾斜地帯の区域内 ○施行地区 6地区(継続2、新規4) <地域内農地集積型> ・継続地区名 内記(海津市)、高田(養老町) ・新規地区名 たかみね(中津川市)、エナ(恵那市)、馬瀬南部(下呂市) <水田貯留機能向上型> ・新規地区名 山之口(下呂市) <主な拡充内容> ・流域治水を推進するため田んぼダムに取り組み水田の貯留機能向上に資する基盤整備を行う「水田貯留機能向上型」の新設 <一般型> 広域営農団地育成対策の一環として、広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良を県営により施工 ○負担区分(別表) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>42.5%</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> ○基準	事業名	区分	国	県	備考	県営農業基盤整備促進事業	定率助成	(55) 50%	(45) 50%	()は中山間地域の場合	区分	国	県	地元	一般地域	50%	42.5%	7.5%	農地・農道係
事業名	区分	国	県	備考																						
県営農業基盤整備促進事業	定率助成	(55) 50%	(45) 50%	()は中山間地域の場合																						
区分	国	県	地元																							
一般地域	50%	42.5%	7.5%																							

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名								
農村整備 農道整備事業							<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定のに基づき指定された農業振興地域を主たる対象とすること 受益面積がおおむね1,000ha以上であること 総事業費が20億円以上であること 車道幅員がおおむね5m以上であること 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること <p><地方創生整備推進型> 地域の再生に意欲のある地方公共団体が、地域の再生目標及び目標を達成するために必要な事業等を記載した地域再生計画を作成し、地域の重要なインフラである道路・農道・林道を一体的に整備することで地域の再生を図るうちの農道の新設若しくは改良を県営により施工</p> <p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>42.5%</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行地区 8地区 (継続7、新規1) <地方創生整備推進型> <ul style="list-style-type: none"> 継続地区名 郡上南部4-2期、4-4期、4-7期 (郡上市) 郡上南部5-1~5-4期 (郡上市) 新規地区名 郡上南部5-5期 (郡上市) </p>	区分	国	県	地元	一般地域	50%	42.5%	7.5%	
区分	国	県	地元													
一般地域	50%	42.5%	7.5%													
県営基幹農道整備事業費 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 農地整備事業 (通作条件整備型) デジタル田園都市国家構想交付 金 (地方創生整備推進型)		415,950	県	H21 ~R7	国補	別表	<p>農業生産の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の新設又は改良を県営により施工</p> <p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>1/2</td> <td>1/3</td> <td>1/6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準 <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定のに基づき指定された農業振興地域を主たる対象とすること </p>	区分	国	県	地元	一般地域	1/2	1/3	1/6	農地・農 道係
区分	国	県	地元													
一般地域	1/2	1/3	1/6													

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名								
広域農道 県営農道施設強化対策事業費 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 農地整備事業 (通作条件整備型)		389,888	県	R1 ～R8	国補	別表	<p>・受益面積が、おおむね50ha以上のもの</p> <p>・総事業費が1億円以上であること</p> <p>・車道幅員は、おおむね4m以上のもの</p> <p>・自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること</p> <p>施行地区 4地区(継続3、新規1)</p> <p>・継続地区名 <地方創生整備推進型> 高鷲北部(郡上市)</p> <p><一般型> 東白川(東白川村)、下呂中央3期(下呂市)</p> <p>・新規地区名 <一般型> 大巻1期(養老町)</p> <p>社会情勢等の変化により緊急に対策が認められ、農業の振興及び農村居住者の生活安定確保が必要な路線について、安全で安心して暮らせる「魅力ある農村づくり」に資する耐震補強、交通安全対策、路面改良等を県営により施工</p> <p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <p>・農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地域単独事業であるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法に基づき農道として造成された路線を対象とする</p> <p>・受益面積の合計が50(30)ha以上であること</p> <p>()は条件不利地域で、振興山村または過疎地域</p> <p>・総事業費の合計が30百万円以上であること</p> <p>○施行地区 6地区(継続5、新規1)</p> <p>・継続地区名 関ヶ原中部第二期(関ヶ原町)、揖斐中部4期(揖斐川町・池田町)、八百津(八百津町)、若宮大橋(中津川市)、柏原(中津川市)</p>	区分	国	県	地元	一般地域	50%	25%	25%	農地・農道係
区分	国	県	地元													
一般地域	50%	25%	25%													

事業名		新規拡充	予算額 (千円)	73,900	実施主体	県	事業期間 (年度)	R1 ～R9	国補・ 県単の 別	県単	補助率	別表	事業の概要	係名																		
経営体育成基盤整備事業費													<p>・新規地区名 小屋名橋 (高山市)</p> <p>将来に渡り安全・安心な食料を確保するためには、優良な農地を維持・活用していくことが重要であり、生産効率の向上を図るとともに、担い手への農地の利用集積を促進するため農地の大区画化等の基盤整備を実施</p> <p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4"><合併型></td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>地元</td> <td></td> </tr> <tr> <td>90%</td> <td>10%</td> <td>0%</td> <td></td> </tr> </table> <p><促進型></p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市町村及び地元負担割合は事業採択済の 県営経営体育成基盤整備事業と同率</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <p><合併型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構関連農地整備事業と一体性があること ・団地の連担化する農地面積が0.3ha(中山間地域等は0.2ha)以上あること ・施行申請日において4年間以上の農地中間管理権が設定されていること <p><促進型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営経営体育成基盤整備事業と施行区間を分けて整備するものであること <p>○施行地区 4地区 (継続1、新規3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継籍地区名 中野方町 (恵那市) ・新規地区名 小栗栖 (養老町)、更地方 (大野町)、馬瀬 (下呂市) 	<合併型>				県	市町村	地元		90%	10%	0%		県	市町村	地元	市町村及び地元負担割合は事業採択済の 県営経営体育成基盤整備事業と同率			農地・農道係
<合併型>																																
県	市町村	地元																														
90%	10%	0%																														
県	市町村	地元																														
市町村及び地元負担割合は事業採択済の 県営経営体育成基盤整備事業と同率																																

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
土地改良事業調査設計事業補助金		63,450	市町村 土地改 良区	R5	県単	県 1/2 以内	県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査、測量及び試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成するために必要な経費に補助 ○調査設計 20地区(新規20)	農地・農 道係
農地集積促進意向調査事業費		25,300	県	R5	県単	10/10	<意向調査事業> 農地中間管理事業によりマッチングできなかった地区において、関係農家に対してアンケートや聞き取り等を行い、地域の営農状況や農地集積等の課題を把握し、農業農村整備の要望を整理し、各路線の概略設計、事業の概略計画を作成する <促進調査事業> 基盤整備を推進し担い手による農地集積を向上させるため、県下全域の生産基盤・営農状況及び課題を調査し、農地集積が進まない地域、基盤整備が未実施の地域についてGISによる可視化を図る 調査地区 3地区(新規3) <意向調査事業> ・新規地区名 一之宮(高山市)、袈裟丸(飛騨市) <促進調査事業> ・新規地区名 岐阜(県内全域)	農地・農 道係
団体営農道保全計画策定事業費補助金 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農地整備 農地整備事業 (通作条件整備型)		8,000	市町村	R4～ R5	国補	国1/2	農道施設の管理者である市町村が行う、保全計画(個別施設計画)の策定等に必要な点検・診断に係る経費に対し補助 ○保全計画策定地区 4地区(新規4) ・新規地区名 揖斐川2期(揖斐川町)、郡上2期(郡上市)、恵那1期(恵那市)、 下呂2期(下呂市)	農地・農 道係

<総合整備係>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 単 別	補助率	事業の 概要	係名
県営中山間地域総合整備事業費 [国事業名] <交付金> 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備型) <補助金> 中山間地域農業農村総合整備事 業 (中山間地域総合整備事業)		1,100,000	県	H26 ～ R9	国補	別表	自然的、経済的、社会的等条件が不利な中山間地域において、地域の立地条 件を生かした農業と活力ある農村づくりを推進するため、農業生産基盤と農村 生活環境等の整備を一体的に実施 ○事業内容 (1)及び(2)の工種を組み合わせたメニュー方式で、地域の実情に応じた整 備を総合的に実施 (1) <交付金・補助金共通> 農業生産基盤整備事業 農業生産性の向上及び持続可能な農業の確立を図る (工種) ①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、 ⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全、⑨土地 基盤の再編・整序化 (⑨は補助金のみ) (2) <交付金> 農村生活環境整備事業 集落内の農村生活環境を整備し、地域の活性化を図る (工種) ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落排水施設整 備、④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥活性化施設整備、 ⑦地域農業活動施設整備、⑧集落環境管理施設整備、⑨交流施設基 盤整備、⑩情報基盤施設整備、⑪市民農園等整備、⑫生態系保全施設 等整備、⑬地域資源利活用施設整備、⑭施設補強整備、⑮施設環境整 備、⑯歴史的土改良施設保全整備、⑰施設集約整備、⑱交換分合、 ⑲集落土地基盤整備 <補助金> 農村振興環境整備事業 集落内の農村振興環境を整備し、地域の活性化を図る (工種) ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落防災安全施 設整備、④用地整備、⑤生産・販売・交流・農泊等施設整備、⑥情報 基盤施設整備、⑦農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備、⑧農 村資源利活用推進施設整備、⑨交換分合 (3) <交付金> 特認事業 地方農政局長等が特に必要と認める事業	総合整備 係

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国・ 県の 別	補助率	事業の 概要	係名						
							<p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> </tr> </table> <p>○事業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、過疎地域、山村振興、特定農山村地域又は指定棚田地域の指定を受けている市町村で地形等の条件が不利な地域であること ・農村振興基本計画又はこれに準じた計画が策定されていること(生産基盤型を除く) ・農業振興地域であること ・次に定める要件を満たす地域であること(補助金のみ) <ul style="list-style-type: none"> (1)地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域 (2)地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利施設等の生産基盤の保全や再編利用に取り組み地域 <p><一般型、広域連携型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤整備事業2工種以上かつ農村生活環境整備事業(補助金は農村振興環境整備事業)を1工種以上実施すること ・受益面積(農業生産基盤整備事業の受益面積(重複除く)の合計) ・農業生産基盤整備事業を実施する区域の林野率が50%以上、かつ、主傾斜が概ね1/100以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域・・・概ね60ha以上 ※ただし、農業生産基盤整備事業を実施する区域の林野率が75%以上、かつ、主傾斜が概ね1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の50%以上を占める地域・・・概ね20ha以上 <p><生産基盤型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産基盤整備事業のみを実施するもの(補助金にあつては2工種以上) ・受益面積が概ね20ha以上 (ただし、ほ場整備事業の受益面積が概ね10ha以上) <p><生活環境型>(交付金のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村生活環境整備等のみを実施するもの ・農業生産基盤が概ね了している地域であること ・農村生活環境整備事業及び特認事業のうち2工種以上を実施すること 	国	県	地元	55%	30%	15%	
国	県	地元												
55%	30%	15%												

事業名	新規拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
県営農村振興総合整備事業費 [国事業名] 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 (集落基盤再編型)		122,043	県	R2 ～R7	国補	別表	○施行地区 25地区(継続20、新規5) ・継続地区名 高鷲(郡上市)、東白川(東白川村)、大垣上石津(大垣市)、茶の里白川(白川町)、関ヶ原(関ヶ原町)、白鳥北部(郡上市)、揖斐川中央(揖斐川町)、岩村・山岡(恵那市)、益田北西部(下呂市)、郡上八幡(郡上市)、みなみ(郡上市)、北吉城(飛騨市)、合掌(白川村)、やさか(中津川市)、高山南(高山市)、清見荘川(高山市)、揖斐川東部(揖斐川町)、関北東部(関市)、白鳥南東部(郡上市)、益田南部(下呂市) ・新規地区名 郡上東(郡上市)、白鳥南部(郡上市)、緑と清流の里七宗(七宗町)、三郷・東野(恵那市)、古川(飛騨市)	総合整備係
							混住化が進む都市近郊の農村地域の総合的な振興を図るため、地域の農業の健全な発展を図るとともに、住みよい農村となるよう、地域のニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に実施 ○事業内容 (1)及び(2)の工種を組み合わせたメニュー方式で、農村振興基本計画に基づき地域のニーズに応じた整備を総合的に実施 (1)農業生産基盤整備事業 農業生産性の向上及び持続可能な農業の確立を図る(工種) ①農業用排水施設整備、②農道整備、③ほ場整備、④農用地開発、⑤農地防災、⑥客土、⑦暗渠排水、⑧農用地の改良又は保全 (2)農村生活環境整備事業 集落内の農村生活環境を整備し、地域の活性化を図る(工種) ①農業集落道整備、②営農飲雑用水施設整備、③農業集落排水施設整備、④農業集落防災安全施設整備、⑤用地整備、⑥活性化施設整備、⑦地域農業活動拠点施設整備、⑧集落環境管理施設整備、⑨交流施設整備、⑩情報基盤施設整備、⑪市民農園等整備、⑫生態系保全施設整備、⑬地域資源利活用施設整備、⑭施設補強整備、⑮施設環境整備、⑯歴史的土壌改良施設保全整備、⑰施設集約整備、⑱交換分合、⑲集落土地基盤整備	

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名															
農村振興総合整備実施計画調査 費 〔国事業名〕 ＜交付金＞ 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 (実施計画策定型) ＜補助金＞ 中山間地域農業農村総合整備事 業(実施計画策定型)		56,000	県	R5	国補	別表	<p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> <td>県</td> <td>25%</td> <td>地元</td> <td>25%</td> </tr> </table> <p>○事業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村振興基本計画又はこれに準じた計画が策定されていること ・農業振興地域であること ・総事業費が2億円以上であること ・農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業からそれぞれ1工種以上を実施すること ・受益面積(農業生産基盤整備事業) <ul style="list-style-type: none"> ほ場整備 20ha以上 農業用排水施設整備 60ha以上 農道整備 50ha以上 農用地開発 40ha以上 等(3工種目以降は10ha以上) <p>○施行地区 2地区(継続2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 池田2期(池田町)、大野3期(大野町) <p>農村地域の今後の発展方向を探り、農業を中心とした地域の活性化に資する事業の実施計画を策定</p> <p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>国事業</td> <td>国</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>交付金</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>55%</td> <td>45%</td> </tr> </table> <p>○施行地区 7地区(新規7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規地区名 おおがき(大垣市)、西濃上石津(大垣市)、美濃関(関市・美濃市)、大和(郡上市)、たかす(郡上市)、つちのこの里(東白川村)、南飛騨北部(下呂市) 	国	50%	県	25%	地元	25%	国事業	国	県	交付金	50%	50%	補助金	55%	45%	総合整備 係
国	50%	県	25%	地元	25%																		
国事業	国	県																					
交付金	50%	50%																					
補助金	55%	45%																					

事業名	新規拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県別の 別	補助率	事業の 概要	係名									
農業集落排水維持適正化事業費 〔国事業名〕 ＜交付金＞ 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農業集落排水事業 ＜補助金＞ 農村整備事業 農業集落排水施設整備事業	拡	11,500	県 市町村 等	R5	国補	別表	処理機能の低下している農業集落排水施設について、各種調査を行い、原因の究明及び適切な対処方法の検討及び計画の策定を実施するほか、農業集落排水汚泥の農地還元に必要な調査・調整、技術的検討等を実施し、国内資源である汚泥の利用拡大の推進、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の低減を図る ○負担区分（別表） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>調査及び事業計画の策定</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水汚泥農地還元推進事業</td> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table> ○施行地区 4地区（新規4） 【調査、計画策定】 ・新規地区名 早野（本巢市）、千田川・東野（恵那市）、北平（高山市） 【調査・調整、技術的検討】 ・新規地区名 岐阜県（県内全域） ＜主な拡充内容＞ ・農業集落排水汚泥農地還元推進事業 農業集落排水汚泥の農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討等の実施 ○基準 ・整備対象地域は、農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とす る地域を含む）内の農業集落で、当該市町村の農業集落排水整備計画に即 していること ・受益戸数はおおむね20戸以上（ただし末端受益は2戸以上） ・処理対象人口は、おおむね1,000人程度に相当する規模以下。 ・対象とする汚水には重金属等の有害物質を含む恐れがある工場排水等は	区分	国	地元	調査及び事業計画の策定	50%	50%	農業集落排水汚泥農地還元推進事業	定額	—	総合整備 係
区分	国	地元															
調査及び事業計画の策定	50%	50%															
農業集落排水汚泥農地還元推進事業	定額	—															
団体営農業集落排水事業費補助 金 〔国事業名〕 農山漁村地域整備交付金 農業農村基盤整備事業 農村整備 農業集落排水事業		76,950	市町村	R4 ～R9	国補	国1/2	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を促進 ○基準 ・整備対象地域は、農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とす る地域を含む）内の農業集落で、当該市町村の農業集落排水整備計画に即 していること ・受益戸数はおおむね20戸以上（ただし末端受益は2戸以上） ・処理対象人口は、おおむね1,000人程度に相当する規模以下。 ・対象とする汚水には重金属等の有害物質を含む恐れがある工場排水等は	総合整備 係									

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国・ 県の 別	補助率	事業の 概要	係名
中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金		68,870	市町村 等	R5	県単	10/10	<p>含まれない</p> <ul style="list-style-type: none"> 「資源循環促進計画」が作成されていること 改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする <ol style="list-style-type: none"> 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の悪化が認められること <ul style="list-style-type: none"> ○施行地区 5地区（継続2、新規3） ・継続地区名 大垣市南部（大垣市）、島（郡上市） ・新規地区名 東外山（本巣市）、河辺（郡上市）、高山（高山市） <p>中山間地域総合整備事業の農業生産基盤整備を実施した箇所において、担い手への農地の集積が一定の要件を満たした場合に、その農家負担相当額（事業費の3.5～5%）を集積率に応じて交付</p>	総合整備 係
生態系保全施設整備推進事業費		1,430	県 市町村 等	R5	県単	別表	<p>生態系に配慮した農業農村整備を推進するため、県営事業で整備した生態系配慮施設の効果検証を実施し、保全整備手法を今後の施設整備にフィードバックする。また検証に基づく整備手法の確立とあわせて、生態系保全施設整備を推進し、自然と共生する農村づくりを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保全検証事業 生態系保全施設の整備手法の効果を点検・評価するため、地域として守るべき生態系のモニタリング調査を、事業実施中、事業実施後等必要な時期に実施 ○保全整備事業 (1) 生態系配慮整備事業 モニタリング調査の結果、生態系保全施設の設置効果を確保するために必要となる簡易な整備及び機能修繕等の補完的工事や、生態系保全に係る工事に必要な範囲の用地買収・補償を実施 	総合整備 係

事業名	新規拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名																				
用排水路・河川落差解消支援事業費補助金		3,000	市町村等	R5	森林 環境 基金	10/10	<p>(2) ビオトープ等整備事業 ホタル等の地域の在来種を指標とした整備手法により、身近な生活空間における動植物の生態系保全を住民協働により整備を実施</p> <p>○保全推進事業 農業農村整備事業を実施するにあたり、地域として保全が必要とされる生態系に配慮した工法を採用する場合、従来工法との差額にかかる工事費の地元負担分（市町村負担分を除く）について県が負担</p> <p>○負担区分等（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業主体</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保全検証事業</td> <td>県</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保全整備事業</td> <td>県</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>生態系配慮整備事業</td> <td>市町村等</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>ビオトープ等整備事業</td> <td>市町村等</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施行地区 1 地区（新規 1） ・新規地区名 中西（郡上市）※保全推進事業</p> <p>河川と水田をつなぐ農業用排水路の多くは、多様な生物が生息し、自然豊かな環境となっているが、水路等に生じている落差により、魚類等の面的生息環境を分断している箇所もある。水路等に生じている落差を解消することは、魚類の絶滅リスクの軽減や生息個体数の増加といった効果が期待できることから、清流を支える森・川・海をつなぐのを保全し、生物の多様性を守るため、河川と水田等を往来する魚類等の生息環境を改善する取り組みについて支援を実施</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備する施設を含む路線全体の全面改修でないこと 事前に実施する魚類生息調査等により、周辺に魚類等の生息が確認でき、事業を実施することで生息域の拡大が期待できる路線であること 事業の実施にあたり、土地や施設の所有者及び管理者に関係する団体等の同意が確実に見込まれること 事業完了後の施設の維持管理の継続が確実に実施されること 	区分	事業主体	県	地 元	保全検証事業	県	100%	—	保全整備事業	県	100%	—	生態系配慮整備事業	市町村等	50%	50%	ビオトープ等整備事業	市町村等	100%	—	総合整備係
区分	事業主体	県	地 元																									
保全検証事業	県	100%	—																									
保全整備事業	県	100%	—																									
生態系配慮整備事業	市町村等	50%	50%																									
ビオトープ等整備事業	市町村等	100%	—																									

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
							<ul style="list-style-type: none"> ・1施設当たり5,000千円を上限とする ○施行地区 1地区(新規1)	

<農地防災対策室>

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名																				
県営湛水防除事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 II 整備事業 1 用排水施設等整備 (3) 用排水施設等整備事業 1) 湛水防除事業 3) 用排水施設整備事業 (5) 地域防災機能増進事業 1) 土地改良施設豪雨対策 事業 2) 土地改良施設耐震対策 事業 農山漁村地域整備交付金 ① 基幹事業 了農業農村基盤整備事業 (7) 農地防災 I. 農地防災事業 III. 湛水防除事業 IX. 土地改良施設耐震対 策事業 XII. 土地改良施設豪雨対 策事業		375,090	県	H24 ～ R13	国補	別表	低平地等において農作物の湛水被害が予想される地域を対象に、被害を未然に防止するために農業用排水機、排水路の改修などを実施 ○負担区分(別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>大規模(特大規模)</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>調査計画事業</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> ※中山間地域とは、「国事業名：農村地域防災減災事業」で実施する場合 過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地帯、棚田指定地域のい らかに該当する市町村又はいずれかの地域を含む市町村。 「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」等で実施する場合、国 交付要綱による。 ※調査計画事業は令和7年度まで定額 ○基準(農業用排水機場改修) (農村地域防災減災事業の場合) ・受益面積が、おおむね大規模400ha、小規模30ha以上であること ・事業費が 大規模500,000千円、小規模50,000千円以上であること ・農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果 の50%未満のこと ・受益面積の50%以上が農用地であること 等 (農業水路等長寿命化・防災減災事業の場合)	区分	国	県	地元	大規模(特大規模)	55%	35%	10%	小規模	50%	35%	15%	中山間地域	55%	35%	10%	調査計画事業	定額	—	—	農地防災 係
区分	国	県	地元																									
大規模(特大規模)	55%	35%	10%																									
小規模	50%	35%	15%																									
中山間地域	55%	35%	10%																									
調査計画事業	定額	—	—																									

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名																																																																															
農業水路等長寿命化・防災減災 事業 2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 イ 湛水防除 エ 農業用排水施設整備 コ 機能保全計画策定等 (1) 調査計画等							<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化・防災減災計画を策定していること ・地区当たりの事業費が50,000千円以上であること ・地区当たりの受益農業従事者数が2者以上であること ・地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること ・受益面積が、30ha以上であること。 <p>○施行地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続地区名 逆川3期 (羽島市、笠松町、岐阜市)、鵜森三郷 (大垣市)、 鵜森 (大垣市)、古宮 (大垣市)、安八南部 (安八町) ・新規地区名 五三大野 (養老町)、大垣東北部 (第1) (大垣市) ・新規地区名 (調査計画事業) 福江油島 (海津市) 																																																																																
県営ため池等整備事業費		1,429,485	県	H26 ～R9	国補	別表	<p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大規模</td> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>25%</td> <td>20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中山間地域等</td> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐震・豪雨対策</td> <td>小規模</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中山間地域等*1</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">〃 (堤高15m以上)</td> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>40%</td> <td>5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">長寿命化対策</td> <td>大規模</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中山間地域等*1</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止事業</td> <td></td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査計画事業</td> <td></td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監視・管理体制の強化 (受益面積2ha以上)</td> <td></td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	国	県	地	元	大規模	大規模	55%	25%	20%		小規模	50%	25%	25%		中山間地域等	大規模	55%	30%	15%		小規模	55%	35%	10%		耐震・豪雨対策	小規模	50%	35%	15%		中山間地域等*1	55%	35%	10%		〃 (堤高15m以上)	大規模	55%	40%	5%		小規模	50%	40%	10%		長寿命化対策	大規模	55%	30%	20%		中山間地域等*1	55%	30%	15%		廃止事業		定額	—	—		調査計画事業		定額	—	—		監視・管理体制の強化 (受益面積2ha以上)		定額	—	—		ため池防 災係
区	分	国	県	地	元																																																																																		
大規模	大規模	55%	25%	20%																																																																																			
	小規模	50%	25%	25%																																																																																			
中山間地域等	大規模	55%	30%	15%																																																																																			
	小規模	55%	35%	10%																																																																																			
耐震・豪雨対策	小規模	50%	35%	15%																																																																																			
	中山間地域等*1	55%	35%	10%																																																																																			
〃 (堤高15m以上)	大規模	55%	40%	5%																																																																																			
	小規模	50%	40%	10%																																																																																			
長寿命化対策	大規模	55%	30%	20%																																																																																			
	中山間地域等*1	55%	30%	15%																																																																																			
廃止事業		定額	—	—																																																																																			
調査計画事業		定額	—	—																																																																																			
監視・管理体制の強化 (受益面積2ha以上)		定額	—	—																																																																																			
<p>[国事業名]</p> <p>農村地域防災減災事業</p> <p>I 調査計画事業</p> <p>II 整備事業</p> <p>1 用排水施設等整備</p> <p>(2) ため池整備事業</p> <p>(3) 用排水施設等整備事業</p> <p>3) 用排水施設整備事業</p> <p>(6) 農業用河川工作物等応急 対策事業</p> <p>1) 農業用河川工作物応急対 策事業</p> <p>(11) 防災重点農業用ため池 緊急整備事業</p> <p>2 災害管理施設等</p> <p>(1) 農業用施設等災害管理対 策事業</p> <p>III 体制整備事業</p> <p>1 ため池緊急防災体制整備促 進事業</p>																																																																																							

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名
農山漁村地域整備交付金 ①基幹事業 ア農業農村基盤整備事業 (7)農地防災 1.農地防災事業 Ⅱ.ため池等整備事業 Ⅶ.地域ため池総合整備 事業 Ⅷ.農業用河川工作物応急 対策等事業 Ⅸ.土地改良施設耐震対策 事業 農業水路等長寿命化・防災減災 事業							<p>※中山間地域とは、「国事業名：農村地域防災減災事業」で実施する場合 過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地帯、棚田指定地域のい れかに該当する市町村又はいずれかの地域を含む市町村。 「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」等で実施する場合、国 交付要綱による。</p> <p>国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業で実施する場合は、上 記のいずれかの地域、又は急傾斜地帯に該当する地域において行うも の。</p> <p>※調査計画事業は令和7年度まで定額（ただし、防災重点農業用ため池緊急 整備事業に係るものは、特措法の有効期間内）</p> <p>※廃止事業は定額で、上限額は堤高5m未満 30,000千円、堤高5m以上10m 未満 40,000千円、堤高10m以上60,000千円</p> <p>※監視・管理体制の強化は、雨量計や水位計等の観測機器の設置等を実施</p> <p>○耐震対策 耐震対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満 たす場合について適用 ①下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池 ②事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公 共団体）の費用をもって充当すること。 ③耐震対策は、地質調査等の結果により現況堤体又は地盤に耐震性が不足 していることが明らかなたため池において、危機管理施設及び付帯施設の 改修、浚渫、廃止を除くため池本体の改修を行う地区とする</p> <p>○豪雨対策 豪雨対策とは、ため池改修を実施する地区にあって、次の要件をすべて満 たす場合について適用 ①下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生するおそれがあるため池 ②事業費のうち国・県の負担分を除いた残額については、市町村（地方公 共団体）の費用をもって充当すること ③豪雨対策は、豪雨調査等の結果により堤体の余裕高不足や洪水吐の断面 不足等が明らかなたため池において、危機管理施設及び浚渫、廃止を除く 改修を行う地区とする</p> <p>○長寿命化対策 長寿命化対策とは、施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中 長期的な計画（以下「施設長寿命化計画等」という。）に基づいて適切な管</p>	

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国・ 県の 単 別	補助率	事業の概要	係名
							<p>理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な改修を行う地区にあって、次の要件を全て満たす場合に適用する。</p> <p>1) 施設長寿命化計画等を作成していること。 2) 受益面積が100ha以上や洪水調整容量を持つ農業用ため池</p> <p>○ 大規模 大規模とは、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」（以下「運用」という）第2の1及び2及び3のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより大規模となるものについて適用する。</p> <p>○ 小規模 小規模とは、運用第2の1及び2及び3のいずれにも該当しないため池等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより小規模となるもの、及び、規模の定めのないものについて適用する。</p> <p>○ 施行地区 ・ 継続地区名（下線はR4補正新規地区） 【整備、廃止事業】 岐阜圏域：松尾、山口、苧ヶ瀬池、大安寺新池、泳池、西山池、奥池 西濃圏域：東蛇池、北整理、乳母ヶ谷ため池、湯谷池 中濃圏域：平曾、毛鹿洞、西坂、上野池、小淵池、 松野防災ため池、前沢ダム、宮底、深山第2、東山大白、 前沢、可児川、真名田、栃洞、西ノ股池、大替戸池 東濃圏域：岩倉大、瑞浪3期（西洞）、峠の池、桜堂、土岐防2期、 金山ため池、大富池、中津川1期（新溜）、浮沼、打杭、 姥ヶ洞、松本、加子母防災、小沢、小池第1、新溜池 飛驒圏域：山田防災、深谷、小屋名第2</p> <p>【調査事業】 西濃圏域：平尾2号ため池 中濃圏域：三ツ池下池、秋ヶ洞 東濃圏域：中津川 飛驒圏域：菅沢ため池 県下一円：岐阜た19期、岐阜防2期、岐阜避2期</p>	

事業名	新規拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概要	係名																
県営特定農業用管水路等特別対策事業費 [国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 II 整備事業 1 用排水施設等整備 (7) 特定農業用管水路等特別対策事業 農山漁村地域整備交付金 ① 基幹事業 ア 農業農村基盤整備事業 (ウ) 農地防災 1. 農地防災事業 V. 農村地域環境保全整備事業 (2) 特定農業用管水路等特別対策事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 2 防災減災対策 (1) 自然災害等対策 イ 特定農業用管水路等特別対策 ロ 機能保全計画策定等		162,000	県	H30 ～ R9	国補	別表	・新規地区 【整備、廃止事業】 中濃圏域：畑ヶ谷、八百津 東濃圏域：瑞浪5期 飛騨圏域：久々野防災2期 農業者や周辺住民に対する石綿障害予防のため、石綿吹付けされた農業用排水機場建屋や、石綿製の農業用管水路について、緊急的に改修 ○負担区分（別表）調査事業を除く <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般地域</td> <td>50%</td> <td>35%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>55%</td> <td>35%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>調査計画事業</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※中山間地域とは、「国事業名：農村地域防災減災事業」で実施する場合は農山漁村地域整備交付金、特定農山村、特別豪雪地帯、棚田指定地域のいずれかに該当する市町村又はいずれかの地域を含む市町村。 「国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業」等で実施する場合、国交付要綱による。 ※調査計画事業は令和7年度まで定額 ○基準 ・石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適当な場合において当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用管水路の変更 ・上記水路と一体となって機能を発揮する農業用管水路の変更 ・石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 ※農業用管水路を対象とするものにあつては、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のものが20ha以上 ○施行地区 ・継続地区名 木曽川右岸用水美濃加茂（美濃加茂市）、坂祝東部（坂祝町）、時北部（大垣市）、木曽川右岸用水東部（美濃加茂市）	区分	国	県	地元	一般地域	50%	35%	15%	中山間地域	55%	35%	10%	調査計画事業	定額	—	—	農地防災係
区分	国	県	地元																					
一般地域	50%	35%	15%																					
中山間地域	55%	35%	10%																					
調査計画事業	定額	—	—																					

事業名	新規拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名																																				
団体営ため池等防災力強化事業 費補助金 [国事業名] 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業 2 ため池緊急防災対策情報 整備 II 整備事業 1 1 防災重点農業用ため池緊急 整備事業 3 実施計画策定 (4) ため池緊急防災対策情報 整備 (7) ハード整備の着手促進 5 緊急的な防災対策 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 2 防災減災対策 (3) ため池防災環境整備 緊急的な防災対策 イ 地域防災上のリスク 除去 水利施設管理強化事業 第2 2 特別型	拡	34,600	市町村	R5 ～R7	国補	別表	・新規地区名 蛇池南部（海津市） 岐阜県農業用ため池台帳に記載があり、利用されていないため池で施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与える恐れがあるもの（防災重点農業用ため池のうち受益面積2ha未満）における貯留機能をなくすために堤の撤去や理立及び、浸水想定区域図等作成や用地調査などの高度な技術を要しないものについて、その経費の一部について補助 ○負担区分（別表） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">区分</th> </tr> <tr> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 調査事業</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(イ) 用地等調査【一般地域】</td> <td>50%</td> <td>21%</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>【中山間地域】</td> <td>55%</td> <td>21%</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>2 整備事業</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(ア) ため池廃止</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(イ) 緊急的な防災対策</td> <td>定額</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 流域治水対策</td> <td>50%</td> <td>—</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> ※廃止事業は定額で、上限額は堤高5m未満30,000千円、堤高5m以上10m未満40,000千円、堤高10m以上60,000千円 ※浸水想定区域図等作成や緊急的な防災対策は令和12年度まで定額	区分					国	県	地元	1 調査事業	定額	—	—	(イ) 用地等調査【一般地域】	50%	21%	29%	【中山間地域】	55%	21%	24%	2 整備事業	定額	—	—	(ア) ため池廃止	定額	—	—	(イ) 緊急的な防災対策	定額	—	—	(ウ) 流域治水対策	50%	—	50%	ため池防災係
区分																																												
	国	県	地元																																									
1 調査事業	定額	—	—																																									
(イ) 用地等調査【一般地域】	50%	21%	29%																																									
【中山間地域】	55%	21%	24%																																									
2 整備事業	定額	—	—																																									
(ア) ため池廃止	定額	—	—																																									
(イ) 緊急的な防災対策	定額	—	—																																									
(ウ) 流域治水対策	50%	—	50%																																									
							○施行地区 ・新規地区名 西濃圏域：垂井第3、関ヶ原第3、西濃 中濃圏域：御高第4 恵那圏域：恵那第2、中津川第3 <事業内容> ・ため池の廃止、浸水想定区域図等の作成 ・用地調査 防災工事等に着手するために必要な、防災重点農業用ため池敷地の所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、相続関係の調査、用地境界測量等の実施。 ・緊急的な防災対策 ため池の防災機能を確保するために必要な、緊急時に対応するための排水ポンプの設置																																					

事業名	新規拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国・ 県の 別	補助率	事業の 概要	係名																											
県営ため池防災対策事業費		321,860	県	R3 ～R7	県単	別表	<p><主な拡充内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 流域治水対策 洪水調節機能強化に取り組み農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池に対する取組への支援 <p>施設の老朽化や地震・集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、耐震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る</p> <p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>県</th> <th>地 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>調査事業</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td rowspan="3">整備事業</td> <td>一般地域</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>防災ダム</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">うち耐震対策</td> <td>堤高15m以上</td> <td>90%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>85%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>促進事業</td> <td colspan="2">採択済のため池等整備事業と同率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※耐震対策は、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業を除く）の運用について」による</p> <p>※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域をいづれかに該当する市町村又はこれら地域を含む市町村</p> <p>○基準</p> <p>調査事業： ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定、検証、避難対策等</p> <p>整備事業： ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型） 土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型） 農業用排水機場の遊水地等の浚渫（通常三型） ため池下流水路の改良（合併型）</p> <p>促進事業： 実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進（促進型）</p> <p>※促進事業を除き、原則として県営ため池等整備事業の実施要件に満たないものを対象とする</p>	区分		県	地 元	1	調査事業	100%	—	2	整備事業	一般地域	25%	中山間地域	15%	防災ダム	5%	うち耐震対策	堤高15m以上	90%	10%	その他	85%	15%	3	促進事業	採択済のため池等整備事業と同率		ため池防災係
区分		県	地 元																																
1	調査事業	100%	—																																
2	整備事業	一般地域	25%																																
		中山間地域	15%																																
		防災ダム	5%																																
うち耐震対策	堤高15m以上	90%	10%																																
	その他	85%	15%																																
3	促進事業	採択済のため池等整備事業と同率																																	

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名				
ため池防災支援事業費		4,953	市町村	R5	県単	別表	<p>○施行地区 25地区</p> <p>地域防災体制の強化を図るため、東海地震・東南海地震等によりため池施設に被害が発生した場合に、下流住民の生命、財産に大きな被害が及ぶことが懸念される老朽ため池について下流の地形を把握するとともに、万一決壊した場合の被害想定地域、避難経路等を調査し、ため池防災マップを作成 現況施設の点検調査を支援し基礎資料として活用を図ることで、市町村が行う防災対策を促進</p> <p>雨量計や水位計等の観測機器を設置し、ため池防災支援システムへの接続を支援することで監視・管理体制を強化</p> <p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池防災マップ：作成にあつては次に掲げる要件のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ① 岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること ② ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命、財産に被害を及ぼす恐れがあるため池 ③ 地震後に臨時点検する農業用ため池一覧表に記載されているため池 ④ 農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池 なお、総事業費が200千円以上であること。ただし、一市町村で複数地区を実施する場合は、1地区当りの事業費が100千円以上、監視・管理体制の強化については、1地区当たりの事業費が2,000千円以下 ・ため池の耐震診断：調査にあつては、ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家、公共施設等があり、決壊時には生命財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量1万m³以上あること ・ため池の一斉点検、監視・管理体制の強化、ハード整備の着手促進：岐阜県ため池台帳に記載のため池を対象とする <p>○施行地区 6地区</p>	県	市町村等	50%	50%	ため池防 災係
県	市町村等											
50%	50%											

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名						
地すべり防止施設管理事業費		3,500	県	R5	県単	県 10/10	農政部が所管する3箇所の地すべり防止区域内の適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図るため、地すべり防止施設の調査・補修・追加工事等を実施 ○施行地区 干田野(郡上市)、御坊主(郡上市)、阿木(中津川市)	農地防災 係						
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	拡	120,000	市町村 等	R5	県単	別表	土地改良区等が管理する土地改良施設の機能低下防止、機能回復等のため、国と県及び土地改良区等が拠出した資金により、定期的に行う必要があるポンプのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の補修、その他の整備補修の拡充強化を実施 ○負担区分(別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>30%</td> <td>30%</td> <td>30%(+10%)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・資金造成額は事業費の90%とし、残り10%は事業実施時に地元(土地改良区等)が負担する ・適正化事業に加入し、整備補修を行うために必要な経費を5年間均等に拠出し、拠出期間5年の間の定められた年度に事業実施する ○基準 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県土地改良事業団体連合会が行う管理指導事業の診断指導の結果、必要と認められた農業水利施設の整備補修であって、土地改良区等拠出金の対象となっていないもの ・整備補修の対象とする施設は、団体営規模以上の事業により造成されたものであること ・1地区当たりの事業費が2,000千円以上であること ・整備補修はおおむね5年単位で行われるものとし、毎年経常的に行うものは除く ○施行地区 30地区	国	県	市町村等	30%	30%	30%(+10%)	農地防災 係
国	県	市町村等												
30%	30%	30%(+10%)												
							<主な拡充内容> 防災減災機能等強化事業(新設) <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域の防災・減災対策や施設管理の省エネ化・再エネ利用及び省力化のための施設整備(排水機場や防災重点農業用ため池等の整備、高効率モーターへの更新、遠隔制御機器の導入等)を実施 							

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名						
							<p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村等</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として加入した年度に工事実施し、5年間均等に拠出する。 <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県土地改良事業団体連合会が行う管理指導事業の診断指導の結果、必要と認められた農業水利施設の施設整備であって、土地改良区等拠出金の対象となっているもの ・1地区当たりの事業費が1,000千円以上であること <p>○施行地区 4地区</p>	国	県	市町村等	50%	20%	30%	
国	県	市町村等												
50%	20%	30%												
団体営農地災害復旧費 (事務費を除く)		623,911	市町村 等	R5	国補	別表	<p>被災した農地、農業用施設の復旧事業を実施</p> <p>○基本補助率 (別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>65%</td> </tr> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設で暴風、洪水、大雨 (最大24時間雨量80mm以上) 地震その他異常な天然現象により生じた災害の復旧工事費が1ヶ所400千円以上の地区 	区分	国	農地	50%	農業用施設	65%	農地防災 係
区分	国													
農地	50%													
農業用施設	65%													
団体営ため池サポートセンター 事業費補助金 〔国事業名〕 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 3ため池の保全・避難対策 (1)ため池の保全・避難対策 イ監視・管理体制の強化 農村地域防災減災事業 I 調査計画事業		20,000	土連	R5	国補	別表	<p>特定農業用ため池 (特定農業用ため池に指定する予定のため池を含む) において実施する、保全管理状況の把握やため池の保全管理体制の強化を推進するための活動を支援 防災重点農業用ため池において実施する劣化状況評価</p> <p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table>	国	県	定額	—	ため池防 災係		
国	県													
定額	—													

事業名	農業農村整備事業費補助金	新規 拡充	予算額 (千円)	436,312	実施 主体	市町村 等	事業 期間 (年度)	R5	国補・ 県単の 別	県単	補助率	別表	事業の 概要	農業用施設等において、かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業、 快適なふるさとづくり事業、農地防災対策事業の5項目を対象に実施。また、 本事業、又は団体営規模以上の事業により造成された施設を対象として、突発 的に発生した施設破損等に対する緊急補修、及びこれに関連する予防保全対策 も実施。 1 地区の事業費は、1,000千円（設計事業費）以上とする。ただし、かんがい 排水事業の干魃(ばつ)応急対策のうち機械購入費及び圃場整備事業の水田 法面管理支援、農地防災対策事業の機材等購入や設置等にあつては、500千 円以上、機械購入費を除く干魃応急対策にあつては、1事業地区当たりの事業 費が10万円以上、かつ、1市町村当たりの負担金額（市町村が事業実施主体へ 補助する場合は、補助金額）が100千円以上とする 1 かんがい排水事業 農業経営基盤の確立と合理化を図るため、国庫補助事業の採択基準に該当 しない小規模の受益地を対象として、土地改良事業を推進。また、異常気象 による農作物の被害を防止し、農業用水の確保を図るため、干ばつ応急対策 を実施	係名	農地防災 係																											
○負担区分（別表）																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械揚水（干ばつ応急対策を除く） 用水確保緊急対策（機械揚水、機械器 具貸借）</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水</td> <td>(45%) 40%</td> <td>(55%) 60%</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>(45%)</td> <td>(55%)</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水</td> <td>40%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>客土</td> <td>30%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>安全施設</td> <td>30%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>農地保全対策</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">干ばつ応急対策</td> <td>機械揚水</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>機械器具</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>													工 種	県	市町村等	機械揚水（干ばつ応急対策を除く） 用水確保緊急対策（機械揚水、機械器 具貸借）	50%	50%	かんがい排水	(45%) 40%	(55%) 60%	ため池	(45%)	(55%)	暗渠排水	40%	60%	客土	30%	70%	安全施設	30%	70%	農地保全対策	50%	50%	干ばつ応急対策	機械揚水	50%	機械器具	50%	仮設工事	60%
工 種	県	市町村等																																									
機械揚水（干ばつ応急対策を除く） 用水確保緊急対策（機械揚水、機械器 具貸借）	50%	50%																																									
かんがい排水	(45%) 40%	(55%) 60%																																									
ため池	(45%)	(55%)																																									
暗渠排水	40%	60%																																									
客土	30%	70%																																									
安全施設	30%	70%																																									
農地保全対策	50%	50%																																									
干ばつ応急対策	機械揚水	50%																																									
	機械器具	50%																																									
	仮設工事	60%																																									

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名									
							<p>()内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯で行うもの</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則（土壌流出対策、干ばつ応急対策は1ha以上とする）又は基幹水利施設ストックマネジメント事業の機能診断を受けた基幹水利施設で、機能保全計画に基づく対策工事を実施するまでの間に発生した、軽微な緊急補修工事等であり、かつ農林事務所長が必要と認める地区及び内容とする 農地保全対策は、農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設又は改修、廃止を対象とする 干ばつ応急対策は、連続干天地域または用水源の流域が連続干天地域のいずれかに該当する場合 干ばつ応急対策のうち機械器具賃借及び仮設工事にあつては、土地改良区、土地改良組合、水利組合、土地改良区連合が行う事業について、市町村が事業費の一部を補助する場合に限る <p>2 ほ場整備事業 中山間地を中心として、国庫補助事業の採択基準に該当しない小団地の圃場整備を実施し、農作業の機械化等により経営の合理化を図る また、中山間地域の担い手育成支援として水田法面管理作業の軽減を支援する</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>(35) 30%</td> <td>(65) 70%</td> </tr> <tr> <td>水田法面管理支援</td> <td colspan="2">定額(215円/㎡)以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯で行うもの ※水田法面管理支援は令和7年度まで</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益面積1ha以上20ha未満。ただし、振興山村、野菜指定産地、果樹濃 	工種	県	市町村等	ほ場整備	(35) 30%	(65) 70%	水田法面管理支援	定額(215円/㎡)以内		
工種	県	市町村等															
ほ場整備	(35) 30%	(65) 70%															
水田法面管理支援	定額(215円/㎡)以内																

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の概 要	係名									
							<p>密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田法面管理支援は、水田法面管理作業を軽減するために、カバープラント導入に要する経費を助成し、事業費は500千円以上/事業主体とする対象地域は、特殊地域内又は農林統計上の中間地域内（農林統計に用いる農業地域類型区分のうち、中間農業地域又は山間農業地域をいう）のいずれかの農地とする <p>3 農道整備事業 農作業用機械の運行と農産物の荷傷み防止並びに維持管理費の軽減により農業経営の改善と合理化を図るため、国庫補助事業に該当しない農道の新設改良、既設農道の舗装及び農道橋の架設を実施</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(45%)</td> <td>(55%)</td> </tr> <tr> <td>農道整備</td> <td>40%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪地帯で行うもの</p> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益面積1ha以上20ha未満。ただし、野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則。なお、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、特別豪雪地帯においては受益戸数2戸以上、受益面積10ha未満を原則とする 道路は全幅員2.0m以上、延長200m以上を原則。ただし、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯、特別豪雪地帯においては、全幅員2.0m以上、延長100m以上を原則とする。農道橋は永久構造で有効幅員2.0m以上。また、農道舗装は既存の舗装道路に接続していること <p>4 快適なふるさとづくり事業 農村の健全な発展を図るため、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備された土地改良施設について、景観・親水・地域的利用等に配慮した整備を行い、美しい県土づくりに寄与するとともに、集落内の用排水路の整備を行って、快適でうるおいのある農村環境の創造を促進</p>	工種	県	市町村等		(45%)	(55%)	農道整備	40%	60%	
工種	県	市町村等															
	(45%)	(55%)															
農道整備	40%	60%															

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名																		
							<p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修景施設等整備</td> <td>1 / 3</td> <td>2 / 3</td> </tr> <tr> <td>集落用排水路整備</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として農業振興地域内 修景施設等整備は、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備される土地改良施設に附帯するものであること 集落用排水路は、集落内の生活用水路及び雨水・生活雑排水の排水路、並びにこれと関連する附帯施設の整備 <p>5 農地防災対策事業</p> <p>農土の強靱化を図るためには、土地改良施設を善良な管理者の注意をもつて適正な管理を行っていく必要がある。本事業では適切な危機管理を行うために必要な機材等の購入や設置、小規模なため池の貯水機能を無くすための埋立等を行い、関連施設の保全や地域の減災を図る</p> <p>○負担区分(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>県</th> <th>市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業用排水機、ため池、農村生活環境施設、頭首工</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>応急工事</td> <td>定率</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 機材等の設置等は、農業用排水機は県内の73建屋、農村生活環境施設は農林水産省又は県の補助事業により整備され、現在、避難所として指定がされている施設を対象とする 機材等の設置等は、安全を確保するために必要なもののみを対象とし、事業費は500千円以上とする 埋戻し等を行うため池は、農業用ため池台帳に記載がない官有地内にある農業に利用されていたため池(かつて受益戸数2以上)において、豪雨等により決壊した場合に、下流の公共施設や民家、事業所に影響がある池を対象とし、頭首工は廃止する場合のみを対象とし、応急工事は災害査定において欠格となった一定のものを対象とし、事業費はおおむね 	工種	県	市町村等	修景施設等整備	1 / 3	2 / 3	集落用排水路整備			工種	県	市町村等	農業用排水機、ため池、農村生活環境施設、頭首工	50%	50%	応急工事	定率	—	
工種	県	市町村等																								
修景施設等整備	1 / 3	2 / 3																								
集落用排水路整備																										
工種	県	市町村等																								
農業用排水機、ため池、農村生活環境施設、頭首工	50%	50%																								
応急工事	定率	—																								

事業名	新規拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国・ 県の 別	補助率	事業の 概要	係名				
土地改良施設PCB廃棄物処理 促進対策事業費補助金 〔国事業名〕 土地改良施設PCB廃棄物処理 促進対策事業		4,317	市町村 等	R5	国補	別表	<p>1,000千円以上とする。 ・事業費は8,000千円未満とする</p> <p><主な拡充内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭首工などの漏水などによる取水対策として、工種に、用水確保緊急対策（機械揚水、機械器具貸借）を追加 ・中山間地域の農業基盤に対する補助を5%嵩上げ ・水田法面管理作業を軽減するための水田法面管理支援を令和7年度まで延伸。 <p>土地改良施設で使用される高圧トランス等に含まれているポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、これまで絶縁性、不燃性等の特性により電気機器等に幅広く使用されてきたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止</p> <p>PCB廃棄物は、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、令和9年3月までの処理が義務付け（H24.12.12付けで従前のH28.7から期間が延長された）られているが、排水機場等の土地改良施設にもPCBを含む高圧トランスやコンデンサ等が保管されているため、本事業を活用し処理施設への運搬及びPCB含有塗膜調査を支援</p> <p>○負担区分（別表）</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>○実施団体 2団体</p>	国	50%	市町村等	50%	農地防災 係
国	50%											
市町村等	50%											
農業水利施設管理強化事業費補助金		12,500	県土連	R5	県単	別表	<p><管理保全型></p> <p>土地改良区等が管理する農業用排水機場・頭首工の予防保全のための定期的な点検管理、施設の操作、また、管理保全点検にあたっての専門的指導に係る経費の一部を補助</p> <p><予防保全型></p> <p>機能保全計画を既に策定済みの施設について、日常点検データの蓄積や経年劣化の程度判定による保全計画の時点修正・見直しを行うための経費の一部を補助</p>	農地防災 係				

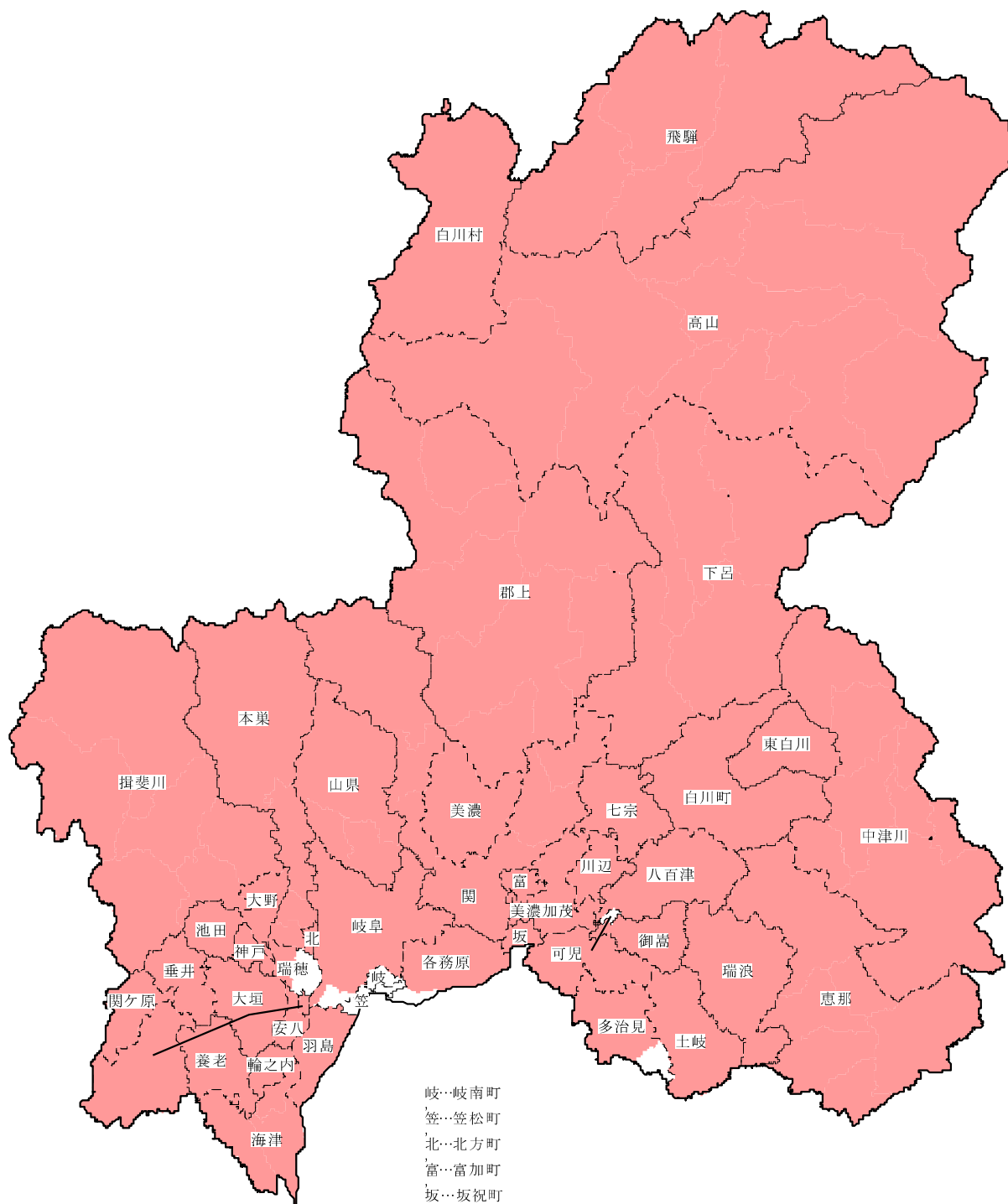
事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名						
排水機維持管理費補助金		61,000	市町村 等	R5	県単	別表	<p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>農業用排水機は一般公共的性格が大きくなり、その重要性も増大しつつあるこの管理費を受益者のみに負担させることは適当でないため、受益者負担を軽減する目的で経費（電気料金、燃料費等）の一部を補助</p>	県	50%	市町村等	50%	農地防災 係		
県	50%													
市町村等	50%													
農業用施設緊急改修事業		12,100	県	R5	県単	別表	<p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市町村等</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>○基準 農業用排水機（市町村、土地改良区、農業協同組合、水利組合等の公共団体の管理する固定したものに限り）で口径200mm以上、原動機10馬力以上</p> <p>土地改良施設が地震や豪雨によって損壊することにより、農用地、農業用施設はもとより、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。このため、被災した施設の緊急的な整備、被災の恐れがある地域等の調査を実施</p> <p>○負担区分 (別表)</p> <table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>100%</td> </tr> </table> <p>○基準 ・整備事業については早急に修復を行う必要があり、かつ事業内容が効果的な防災・減災対策に資すること。また総事業費が20,000千円以上であること ・その他知事が防災上特に緊急を要すると認めるもの</p> <p>○施行地区 3地区</p>	県	—	市町村等	—	県	100%	農地防災 係
県	—													
市町村等	—													
県	100%													
農業農村整備調査事業		26,400	県	R5	県単	別表	<p>県が施行、又は造成した農業用施設の改修等の事業完了後、効果発現状況について調査を行い、成果をとりまとめるとする。</p>	ため池防 災係						

事業名	新規 拡充	予算額 (千円)	実施 主体	事業 期間 (年度)	国補・ 県単の 別	補助率	事業の 概要	係名				
							○負担区分 (別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>県</td></tr> <tr><td>100%</td></tr> </table>	県	100%			
県												
100%												
農地防災ダム点検管理強化事業 費補助金		8,228	市町 村等	R5	県単	別表	○施行地区 5 地区 農地防災ダムの日常的又は定期的な点検、策定済の機能保全計画の更新又は 見直しに係る経費の一部を補助 ○負担区分 (別表) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>県</td><td>市町村等</td></tr> <tr><td>50%</td><td>50%</td></tr> </table>	県	市町村等	50%	50%	ため池防 災係
県	市町村等											
50%	50%											
							○施行地区 8 地区					

3 各種計画・地域指定等

(1) 農業振興地域

凡例	
農業振興地域	指定地域
岐阜県界	
市町村界	
引き込み線	



(C) 岐阜県

1 : 750000 20 km

法律名	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）							
計画名	農業振興地域整備計画							
	圏域	市町村名	地域名	範囲	地域指定年月日	計画策定年月日	農業振興地域面積 (ha)	農用地区域面積 (ha)
指定地域	岐 阜	岐阜市	岐阜	一部	S49. 2. 9	S49. 7. 29	3,603	1,661
		羽島市	羽島	〃	S46. 8. 11	S49. 3. 20	3,660	1,054
		各務原市	各務原	〃	S48. 3. 31	S49. 3. 30	2,963	800
		山県市	山県	〃	H17. 7. 12	H28. 6. 16	3,358	754
		瑞穂市	瑞穂	〃	H17. 7. 12	H17. 10. 12	1,014	415
		本巣市	本巣（旧本巣）	〃	H17. 7. 12	S48. 3. 31	1,059	354
			本巣（旧真正）	〃		S49. 3. 31	1,032	463
			本巣（旧糸貫）	〃		S45. 10. 12	1,410	750
			本巣（旧根尾）	〃		S48. 12. 17	2,138	67
	北方町	北方	〃	S56. 4. 10	S56. 10. 7	71	40	
	西 濃	大垣市	大垣	〃	H18. 5. 2	H18. 12. 22	6,153	2,212
		海津市	海津	〃	H17. 7. 12	H31. 2. 7	8,117	3,423
		養老町	養老	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	5,157	2,289
		垂井町	垂井	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,507	842
		関ヶ原町	関ヶ原	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	767	181
		神戸町	神戸	〃	S49. 2. 9	S49. 9. 30	1,491	644
		輪之内町	輪之内	全部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,233	994
		安八町	安八	一部	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,481	527
		揖斐川町	揖斐川	〃	H17. 7. 12	H19. 3. 23	5,525	1,537
大野町		大野	〃	S45. 10. 13	S46. 3. 31	2,815	1,079	
池田町	池田	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	2,263	820		

	圏域	市町村名	地域名	範囲	地域指定年月日	計画策定年月日	農業振興地域面積 (ha)	農用地区域面積 (ha)
指定地域	中濃	関市	関	一部	H17. 7. 12	H19. 7. 3	7,823	1,992
		美濃市	美濃	〃	S48. 12. 14	S49. 3. 30	1,415	302
		郡上市	郡上 (旧八幡)	〃	H17. 7. 12	S48. 3. 31	1,694	473
			郡上 (旧大和)	〃	S46. 3. 31	2,184	791	
			郡上 (旧白鳥)	〃	S47. 3. 31	3,955	826	
			郡上 (旧高鷲)	〃	S47. 3. 31	2,818	766	
			郡上 (旧美並)	〃	S49. 3. 30	862	224	
			郡上 (旧明宝)	〃	S48. 3. 31	1,663	330	
			郡上 (旧和良)	〃	S48. 3. 31	475	233	
		美濃加茂市	美濃加茂	〃	S45. 10. 13	S49. 3. 30	3,493	1,454
		可児市	可児	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	2,386	601
		坂祝町	坂祝	〃	S46. 8. 11	S47. 6. 8	545	233
		富加町	富加	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	796	326
		川辺町	川辺	〃	S46. 8. 11	S49. 9. 19	1,052	231
		七宗町	七宗	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	1,147	141
		八百津町	八百津	〃	S46. 8. 11	S47. 5. 9	2,591	449
		白川町	白川	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	2,906	787
		東白川村	東白川	〃	S47. 11. 20	S48. 7. 2	1,387	279
	御嵩町	御嵩	〃	S46. 8. 11	S47. 3. 31	1,282	280	
	東濃	多治見市	多治見	〃	S48. 12. 14	S49. 7. 19	310	127
		瑞浪市	瑞浪	〃	S46. 8. 11	S48. 9. 27	3,146	692
		土岐市	土岐	〃	S47. 11. 20	S49. 3. 30	503	219
		中津川市	中津川	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	14,880	3,869
		恵那市	恵那	〃	H17. 7. 12	H19. 9. 28	10,458	3,146
	飛驒	下呂市	下呂	一部	H17. 7. 12	H18. 10. 5	5,879	1,380
		高山市	高山	〃	H17. 7. 12	H18. 2. 6	19,539	8,481
飛驒市		飛驒	〃	H17. 7. 12	H18. 3. 24	6,108	1,525	
白川村		白川	〃	S47. 11. 20	S48. 3. 31	956	177	
	計	—	—	—	—	160,068	51,239	

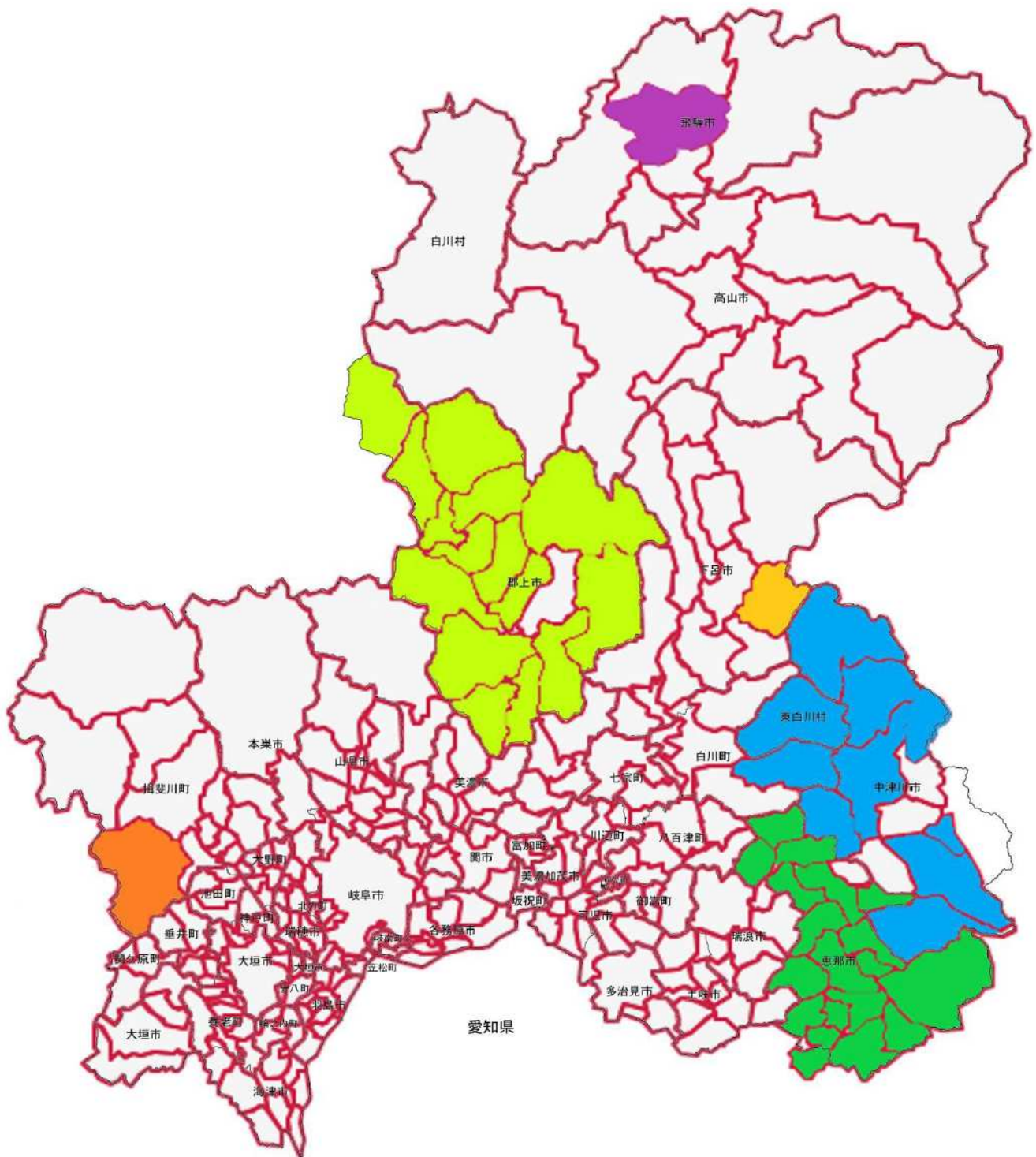
(令和3年12月31日現在)

○指定地域数 40地域 (40市町村)

○未指定市町村 笠松町、岐南町

法律名	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）			
計画名	農林業等活性化基盤整備計画			
指定区域	農林事務所名	市町村全域が特定農山村地域	旧町村の区域が特定農山村地域 市町村	
	岐阜地域		瑞穂市 本巣市 山県市	穂積町（鷺田村3-2） 本巣町、根尾村 伊自良村（上伊自良村） 、美山町
	西濃地域	関ヶ原町	大垣市 海津市 垂井町 揖斐川町	上石津町 南濃町（石津村） 垂井町（岩手村2-1） 揖斐川町（春日村2-2） 、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村
	中濃地域	七宗町、八百津町、白川町、東白川村、美濃市、郡上市	美濃加茂市 川辺町 関市	美濃加茂市（三和村2-1） 川辺町（上米田村、下麻生町2-1、三和村2-2） 洞戸村、板取村、武芸川町（東武芸村）、武儀町、上之保村
	東濃地域	瑞浪市	中津川市 恵那市	中津川市（中津町、阿木村、神坂村2-1）、 川上村、加子母村、付知町、福岡町、蛭川村、山口村 恵那市、岩村町、山岡町（鶴岡村）、明智町、串原村、上矢作町
	飛騨地域	飛騨市、白川村、下呂市	高山市	高山市（大八賀村）、丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村
計	24市町村（うち11市町村は市町村全域指定）			
要件	①勾配1/20以上の田面積が全田面積の50%以上、但し全田面積が全耕地面積の33%以上 ②勾配15度以上の畑面積が全畑面積の50%以上、但し全畑面積が全畑面積の33%以上 ③林野率75%以上 ④15歳以上人口に対する農林業従事者数の割合が10%以上、又は総土地面積に対する農林地割合81%以上 ⑤中部圏開発整備法に指定する都市整備区域でないこと（平成5年9月1日現在） ⑥人口10万人未満（平成5年9月1日現在） ①～③のいずれかに該当し、④、⑤、⑥に該当すること			
所管	国	国土交通省、農林水産省、経済産業省、総務省		県 農村振興課

(3) 指定棚田地域



法律名	棚田地域振興法（令和元年6月19日法律第42号）
計画名	法第6条に基づく県棚田地域振興計画 法第7条に基づく指定棚田地域 法第10条に基づく指定棚田地域振興活動計画

R5.3.1時点

指定棚田地域指定地域一覧		指定棚田地域振興活動計画認定一覧	
指定棚田地域	棚田の名称	協議会の名称	棚田の名称
神坂村	細野、寺田		
中津町	餅穴、今井、原勝、團原、奥村、川上		
落合村	与坂、大久手		
川上村	森平、田畑、奥屋、丸野、上平		
加子母村	牧戸、尾山	牧戸棚田地域振興協議会	牧戸棚田
付知町	矢平、学園		
福岡村	はちたか、夏焼、若山	はちたか地域棚田振興協議会	はちたか棚田
蛭川村	今洞、町切、奈良井、奥渡		
阿木村	前沢		
中野方村	井尻、勢井後、野瀬、橋立、橋戸、浜井場、大曲、坂折、霧山、西久保、川向、奥洞、口洞、竜部坂、道場、横枕、新賦、宇塚、力石、皆曾、松林	中野方地域棚田振興協議会	井尻の棚田、勢井後の棚田、野瀬の棚田、橋立の棚田、橋戸の棚田、浜井場の棚田、大曲の棚田、坂折の棚田、霧山の棚田、西久保の棚田、川向の棚田、奥洞の棚田、口洞の棚田、竜部坂の棚田、道場の棚田、横枕の棚田、新賦の棚田、宇塚の棚田、力石の棚田、皆曾の棚田、松林の棚田
笠置村	中田、棚杭、西森、田沢、切山、南、中切、小井戸、栃久保、道木、河合中央		
武並村	上の洞、山足、瀬々良瀬		
三郷村	西組、深瀬、三共、殿畑、伊保中切、中組上平、野井西部、野井中央、野井大沢、東赤坂		
長島町	永田、茂立、本郷、山中、碓苑、四ツ谷、千田		
東野村	小野川、大薙、辻		
本郷村	打杭、大円寺、本郷、開拓、根ノ上、小坪、上切、上平、中切、飯留		
岩村町	山上、新柱		
遠山村	峰山、兼平、飯高・水口、田沢、黒羽根、久保原		
鶴岡村	釜屋、西原・中田、田代		
吉田村	小泉、大栗、上田良子、下田良子		
明知町	大久手		
静波村	野志、杉平、門野、落倉、高波、峰山中切、馬木、小杉		
串原村	川ヶ渡、柿畑、木根、大平、松本、松林、峯、岩倉、中沢		
下原田村	漆原、小田子、下、本郷		
上村	飯田洞、木の実、島、横道、小笹原		
飯地村	入野、裏洞、沖田、沢尻、杉の沢、中洞、福原尾、南西山、見渡		
坂上村	種蔵棚田	種蔵棚田連絡協議会	種蔵棚田
春日村	貝原棚田	揖斐川町貝原棚田地域振興協議会	貝原棚田
竹原村	三ツ石棚田	三ツ石棚田連絡協議会	三ツ石棚田
川合村	初音2区、初音3区、河鹿1区、河鹿2区		
山田村	口神路、中神路、上神路、牧三田、下古道、上古道、下栗巢2、下栗巢3、上栗巢		
弥富村	中剣東、上剣、口大間見上4・5、大間見助平、大間見一楽、大間見重光、大間見養洞、小間見、中万場、下万場		
牛道村	野添、六ノ里、中西、阿多岐、那留	六ノ里棚田地域振興協議会	六ノ里
白鳥町	白鳥、越佐		
高鷲村	鮎走1、鮎走3、小洞1、大洞、神道1、神道2、切立1、切立2、切立3、切立4、切立5、正ヶ洞、中洞1、中洞2、長野、鷲見1、鷲見2、鷲見3、鷲見5、鷲見7、鷲見8、西洞1、西洞2、西洞3、西洞4、西洞5、西洞6		
北濃村	前谷、歩岐島、干田野、長滝	前谷棚田地域振興協議会	前谷棚田
西川村	福田、洞口、落部		
相生村	東乙原、寺本、西乙原、森・黒佐		
嵩田村	木尾、八坂、粥川、赤池、杉原		
下川村	梅原、莉安、畑佐・会津中、東母野		
奥明方村	大谷、寒水中央、寒水尾会津、寒水平沢、寒水奥、気良柏尾、西気良上、奥住小保木、小川森本、畑佐中央、畑佐下谷	奥住小保木棚田地域振興協議会	奥住小保木
西和良村	真間		
和良村	宮代、上土京、下土京、方須		
石徹白村	旧石徹白村地域の棚田		
三濃村	才坂		

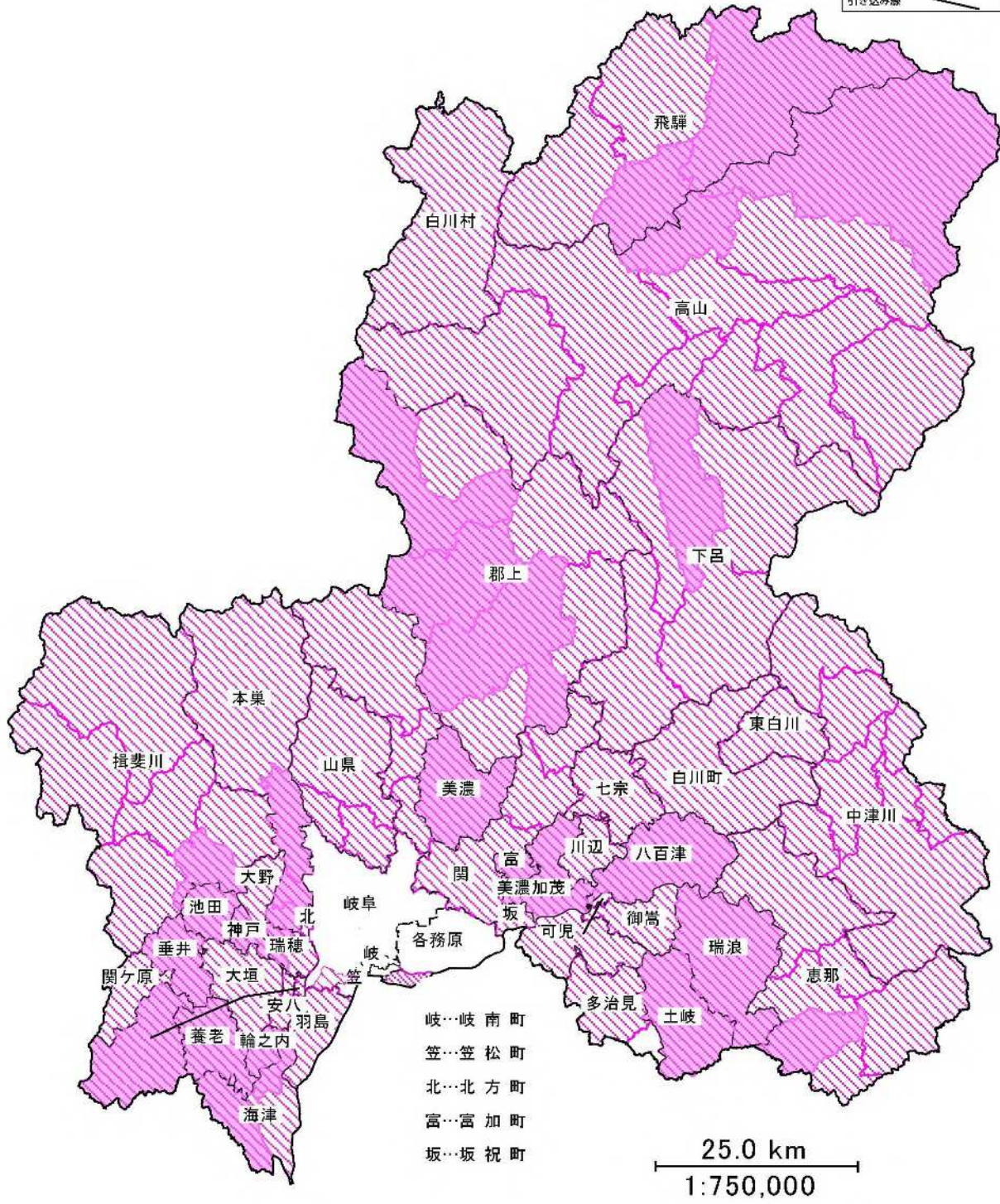
計	6市町（45地区）
---	-----------

要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 棚田地域 法律上「自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するもの」 【政令で定める要件】 ①昭和25年2月1日における市町村(旧旧市町村)の区域であって、 ②区域内の勾配が1/20の土地にある一団の棚田の面積が1 ha以上であること ○ 指定棚田地域として指定される地域 上記要件を満たす棚田地域のうち、法第7条第1項の規定により、 ①棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること ②当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域であること 			
所管	国	内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	県	農村振興課、農政課

(4) 農村産業法対象地域



凡例	
農村地域 指定区域	
実施計画地域 市町村計画	
岐阜県界	
市町村界	
引込込込線	



(C) 岐阜県

法律名	農村地域への産業の導入の促進に関する法律（昭和46年法律第112号）										
計画名	法第4条に基づく県基本計画 法第5条に基づく市町村実施計画										
指定地域	法第2条に規定されている「農村地域」で計画が可能である。 「農村地域」以外の市町村 （ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>・岐阜市（旧岐阜市の区域）</td> <td>・各務原市（旧各務原市の区域）</td> </tr> <tr> <td>・岐阜南町</td> <td>・笠松町</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計4市町</td> </tr> </table> ）					・岐阜市（旧岐阜市の区域）	・各務原市（旧各務原市の区域）	・岐阜南町	・笠松町	計4市町	
	・岐阜市（旧岐阜市の区域）	・各務原市（旧各務原市の区域）									
	・岐阜南町	・笠松町									
	計4市町										
	年度	市町村等名	計画策定 年月日	変更告示 年月日(最終)	産業導入 地区面積(m ²)	団地数					
	S46	瑞穂市(旧巢南町)	S47.03.03	H17.11.22	86,566	3					
		高山市(旧国府町)	S47.02.29	H16.11.26	34,678	3					
		下呂市(旧萩原町)	S47.03.03	—	53,605	2					
	S47	大垣市(旧上石津町)	S47.12.27	H9.06.12	273,167	5					
		郡上市(旧白鳥町) (*1)	S48.02.28	R2.11.12	189,197	1					
		郡上市(旧八幡町) (*1)	S48.03.07	R2.11.12	48,992	2					
		飛驒市(旧古川町)	S48.02.19	H8.06.08	134,703	3					
	S48	揖斐川町(旧揖斐川町)	S49.03.15	H31.03.22	181,502	2					
		郡上市(旧大和町) (*1)	S49.02.12	R2.11.12	0	0					
		養老町	S49.03.29	—	115,939	2					
		飛驒市(旧神岡町)	S49.03.29	S60.02.06	125,902	3					
	S49	高山市(旧上宝村)	S50.01.07	S55.01.11	9,165	1					
		恵那市(旧明智町)	S50.03.29	S59.12.27	204,388	2					
		海津市(旧平田町)	S50.03.29	H13.09.17	191,334	7					
	S50	富加町	S51.10.16	—	67,618	1					
S51	輪之内町	S52.03.11	H19.12.27	113,012	3						
S56	美濃加茂市	S56.09.28	—	300,319	1						
	瑞浪市	S57.02.15	S58.09.24	439,247	2						
S58	八百津町	S58.10.31	H20.02.14	188,420	2						
	池田町	S59.01.04	H3.03.31	122,890	3						
	本巣市(旧真正町)	S59.03.31	H2.03.31	93,519	2						
S61	本巣市(旧糸貫町)	S62.01.20	H6.03.31	230,310	2						
S62	土岐市	S63.02.26	—	259,212	2						
S63	垂井町	S63.07.02	—	51,117	1						
	美濃市	S63.07.15	—	313,990	2						
	海津市(旧南濃町)	H元.03.31	H27.07.13	151,986	3						
H3	本巣市(旧本巣町)	H4.03.16	—	96,366	1						
H18	関ヶ原町	H18.07.31	—	12,089	1						
H19	神戸町	H19.10.29	—	61,712	1						
計				4,150,945	63						
所管	国 農林水産省 経済産業省 厚生労働省			県 農村振興課 企業誘致課							

※ 農村地域工業等導入促進法に基づき県が作成した実施計画は、農村地域への産業の導入の促進に関する法律の施行に伴い廃止。

(*1) 平成29年12月の変更で3本の実施計画を1本に取りまとめ

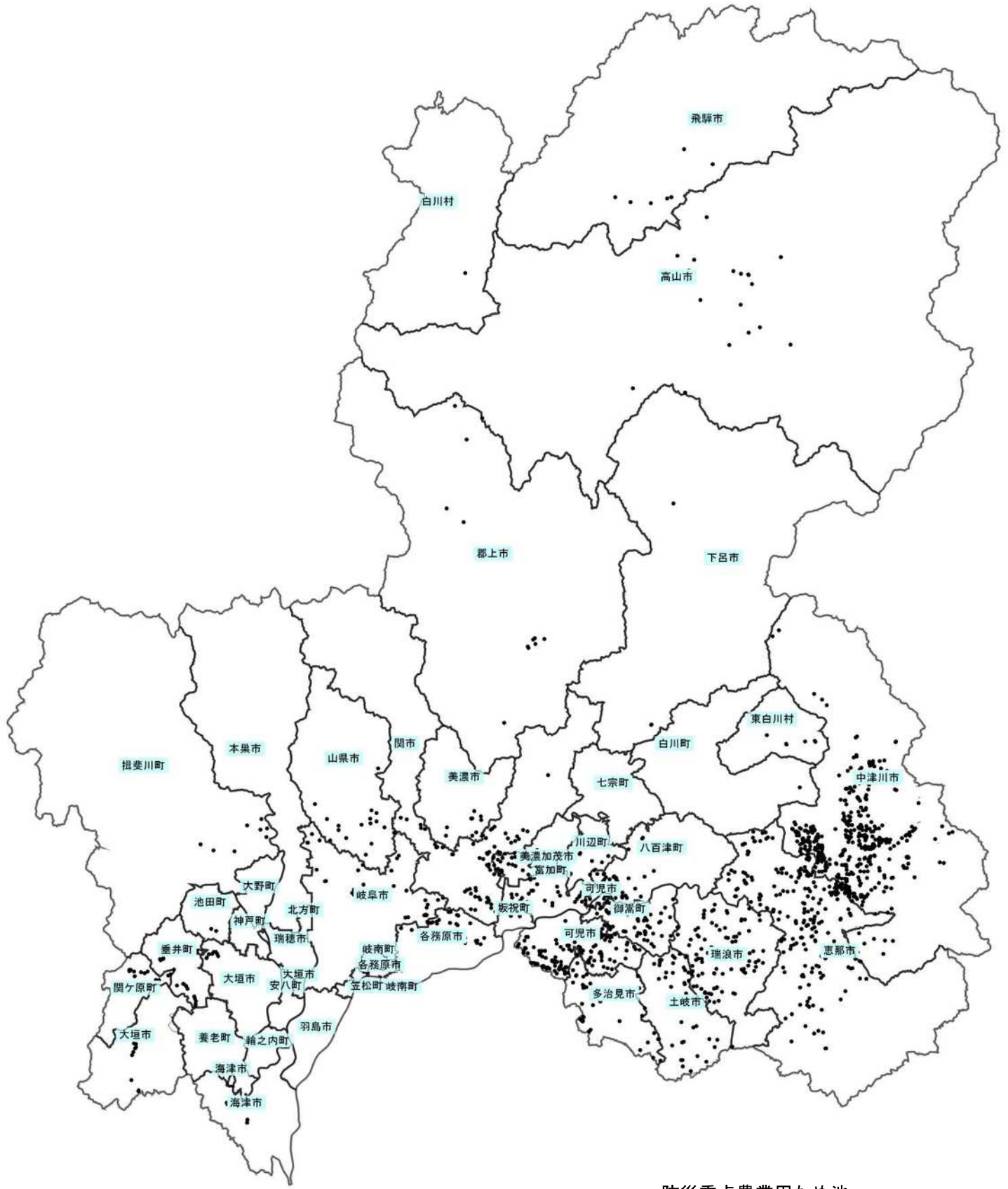
(5)野菜指定産地

令和5年4月1日現在

法律名	野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)				
計画名	野菜指定産地生産出荷近代化計画				
産地	指定野菜名	産地名	指定年月日	計画樹立年月日	指定産地の区域
	冬春トマト	南濃	S41. 8.18	S42. 2.13	海津市 養老町 輪之内町
	夏秋トマト	東濃	S41. 8.18	S42. 2.13	中津川市 恵那市
		飛騨	S48.12.20	S51. 1.29	高山市 飛騨市 下呂市
		郡上	S58. 1.26	S58. 8.26	郡上市
		可茂	H14. 3.22	H17. 8.15	七宗町 白川町 東白川村
	たまねぎ	西南濃	S41. 8.18	S43. 1.25	大垣市 海津市 養老町 揖斐川町 大野町 池田町
	夏だいこん	飛騨北濃	S42. 6.19	S44. 1.25	高山市 飛騨市 郡上市
	秋冬だいこん	岐阜	S42. 6.19	S44. 1.25	岐阜市
	秋冬ねぎ	岐阜羽島	S42. 6.19	S44. 1.25	岐阜市 岐南町 笠松町
	冬にんじん	各務原	S42. 6.19	S45. 1.16	各務原市
	春夏にんじん	各務原	S45.12.22	S47. 1.31	各務原市
	秋冬さといも	各務原	S47. 6.28	S50. 1.31	各務原市
		中濃	S58. 1.26	S59. 1.30	関市 美濃市
	夏秋なす	恵那	S48. 3.20	S50. 1.31	中津川市 恵那市
		可茂	S52.12.15	S54. 1.30	美濃加茂市 可児市 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村 御嵩町
		中濃	S53. 6.26	S55. 2.15	関市 美濃市
	ほうれんそう	飛騨	S48. 6.21	S48. 7.30	高山市 飛騨市
		おくみの	H 3. 8.26	H 4. 3.19	郡上市
	夏秋きゅうり	西南濃	S50. 6.19	S51. 8.31	海津市 養老町 輪之内町
冬春きゅうり	西南濃	S59. 6.25	S62. 1.28	海津市	
計	9指定野菜13種別・20産地				
所管	(国) 農林水産省			(県) 農産園芸課	

法 律 名	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)	
計 画 名	酪農及び肉用牛生産近代化計画	
樹立地域		
酪農及び肉用牛生産近代化計画	高山市 中津川市 恵那市 飛騨市 郡上市	
	5市	
酪農生産近代化計画		
	—	
肉用牛生産近代化計画	岐阜市 下呂市	
	2市町	
計 7市町		
所 管	(国) 農林水産省	(県) 畜産振興課

(7) 防災重点農業用ため池

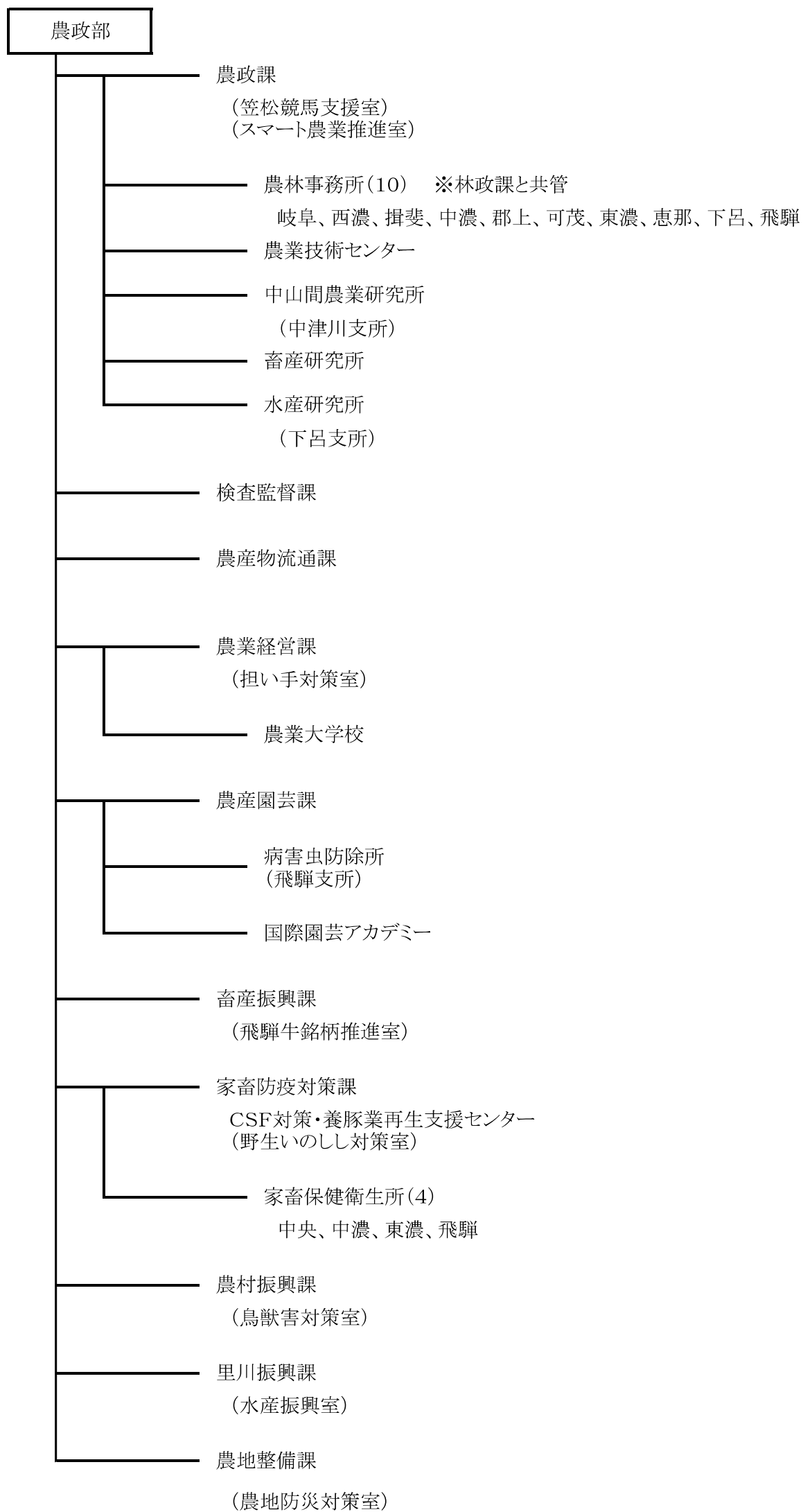


法 律 名	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 (令和2年法律第56号)		
計 画 名	防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画		
防 災 重 点 農 業 用 ため 池 の 指 定 要 件	1) ため池下流 100m 未満の浸水想定区域内に住宅等がある 2) 貯水量 1,000m ³ 以上で、下流 500m 未満の浸水想定区域内に住宅等がある 3) 貯水量 5,000m ³ 以上で、浸水想定区域内に住宅等がある 4) 自治体が必要と認めたもの		
防 災 重 点 農 業 用 ため 池	市 町 村	指 定 済 (か所)	【参 考】農業用ため池 (か所)
	岐 阜 市	3 5	3 5
	各 務 原 市	2 0	2 8
	山 県 市	1 7	2 3
	大 垣 市	2 0	2 2
	垂 井 町	2 9	2 9
	関 ケ 原 町	1 3	2 6
	海 津 市	6	6
	揖 斐 川 町	8	1 2
	池 田 町	2	2
	関 市	4 8	7 0
	美 濃 市	1 0	1 1
	郡 上 市	1 2	1 6
	美 濃 加 茂 市	4 2	5 3
	可 児 市	1 2 7	1 4 9
	坂 祝 町	4	4
	富 加 町	1 2	2 6
	川 辺 町	7	9
	八 百 津 町	2 9	3 7
	白 川 町	1	1 1
	東 白 川 村	7	3 0
	御 嵩 町	5 2	5 3
	多 治 見 市	3 4	3 5
	瑞 浪 市	1 0 2	1 4 5
	土 岐 市	4 0	4 2
	中 津 川 市	4 2 4	7 3 8
	恵 那 市	2 0 3	5 5 3
	下 呂 市	3	4
	高 山 市	1 8	2 4
	飛 驒 市	8	1 8
白 川 村	1	3	
計	3 0 市 町 村	1, 3 3 4	2, 2 1 4
所 管	国 農林水産省	県	農地整備課

※令和5年3月31日現在

4 行政組織等

(1)農政部組織図



(2)各課事務分掌表

① 農政課

現員43人（部長、次長2（事務1・技術1）、農業技監、競馬組合派遣参与、競馬組合派遣参事、課長、管理調整監、技術総括監、農業研究企画監、笠松競馬支援室長、競馬監督監、スマート農業推進室長、検査監、副検査監含む）

担当名	分掌事務	現員
政策企画係	部の予算・政策、農業・農村整備の基本方針、国提案・要望、ぎふ農業・農村基本計画、農政審議会、農政企画会議、地方創生、知事会議、各種統計等	3
政策調整係	県議会、国との連絡調整、要望処理、防災・農業災害、出資法人、広報、貿易協定等の農業対策等	3
管理調整係	部内事務の連絡調整(管理調整関連)、褒章、叙勲、農業表彰、部内の人事、給与、サービス、福利厚生、部内事務の連絡調整(予算経理関連)、予算編成・決算等	5
農業研究推進係	試験研究の設定・評価、研究機関の再編整備、知的財産（育成者権）の管理、研究交流・研究人材育成等	5
(笠松競馬支援室) 支援係	笠松競馬の支援	8 (5派遣)
(スマート農業推進室) スマート農業推進係	スマート農業推進計画、スマート農業推進拠点の整備、スマート農業技術の実証、スマート農業技術研修、スマート農業推進協議会農業DXプラットフォーム構築等	4

②検査監督課

現員 9 人（課長含む）

担当名	分掌事務	現員
監督係	農業協同組合及び農事組合法人の指導監督、水産業協同組合の指導監督・検査	3
検査係	農業協同組合の検査	5

※管理調整監、管理調整係は農政課と兼務

③農産物流通課

現員 17 人（課長、管理調整監、販売戦略企画監含む）

担当名	分掌事務	現員
流通企画係	農業者団体等の販売促進支援、卸売市場の監督・指導、農産物の広域流通情報（大阪農産物情報センターの運営）、フードバンク等	3 〔大阪駐在1〕
輸出戦略係	農産物の輸出促進等	5
地産地消係	地産地消の推進、岐阜県農業フェスティバルの開催、6次産業化の推進、6次産業化支援体制の整備、アンテナショップの設置等	4
販売対策係	大都市圏における県産農畜水産物PR及び販路拡大等	3

※管理調整監、管理調整係は農産園芸課と兼務

④農業経営課

現員35人（課長、管理調整監、技術指導監、担い手対策室長、主幹2含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	予算、決算、監査、表彰、収入・支出、広報、財産管理、文書管理 その他庶務に関すること	2
普及企画係	協同農業普及事業の推進、普及関係事業の推進、新たなブランド育成支援事業、認定農業者の育成、農業担い手リーダーや女性農業者等の活動支援、農業大学の運営、農業教育機関との連携等	2
地域支援係 (農業革新支援センター)	農業革新支援専門員としての普及技術指導（土地利用型作物、持続可能な農業、GAP、畜産、鳥獣害、担い手育成、農業経営）、畜産項目の広域普及指導、行政・試験研究等との連携、普及指導員の資質向上	2 〔岐阜駐在2〕
園芸技術支援係 (農業革新支援センター)	農業革新支援専門員としての普及技術指導（野菜、果樹、花き、スマート農業、6次産業化）、行政・試験研究機関との連携、普及指導員の資質向上、男女共同参画の推進	5 〔岐阜駐在4 飛騨駐在1〕
農業共済・金融係	農業保険事業、農業共済組合の指導・検査、農業制度資金（農業企業化資金、新規経営体育成資金等）、農業信用基金協会	3
(担い手対策室) 就農支援係	担い手育成プロジェクトの推進、ぎふアグリチャレンジ支援センターとの連携・調整、地域就農支援協議会・就農応援隊の活動支援、新規就農者育成総合対策事業の推進、ぎふ農業経営者育成発展支援事業の交付、認定新規就農者の育成、農福連携の推進、農福連携全国都道府県ネットワーク事務	5
(担い手対策室) 経営体強化育成係	農業経営基盤強化促進法関係事務、地域計画の策定推進、農地の集積・集約化の推進（農地中間管理事業）、農業経営者法人化等総合サポート事業、集落営農の組織化・法人化の推進、中山間地域等担い手育成支援事業、経営体育成支援事業、農業分野における外国人材活用の促進、企業の農業参入の推進、岐阜県農業用施設等災害対策事業	2
(担い手対策室) 就農研修係	・岐阜県就農支援センターにおける就農研修の運営等	4 〔海津駐在4〕

農林水産省派遣 1
（一社）岐阜県農畜産公社派遣 3

⑤農産園芸課

現員 29 人（課長、管理調整監、花き・農業環境対策監、花と緑の振興センター長含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等	3
ぎふ清流GAP推進係	ぎふ清流GAPの推進、環境保全型農業の推進、有機農業の推進、病虫害防除所の運営、植物防疫事業の推進、農薬の安全使用指導、農薬取締業務、地力増進対策、土壌汚染防止対策、肥料の品質確保及び検査業務等	5 (派遣1)
米麦大豆係	米・麦・大豆の生産振興、主要農作物の採種管理指導及び奨励品種決定調査の実施、農産物検査機関の登録管理・指導監督業務、米穀の流通監視業務、農作業安全の啓発	4
水田経営係	経営所得安定対策等の普及推進、農業再生協議会の運営・指導、需要に応じた生産と水田フル活用の推進、産地基幹施設等の整備支援	3
野菜果樹特産係	野菜・果樹・特産物の生産振興、産地基幹施設等の整備支援、野菜価格安定対策の支援、燃油対策、農業用使用済みプラスチック適正処理の推進、飛騨美濃特産名人の認定、放射性物質モニタリング検査の実施、県園芸特産振興会等関係団体の支援、飛騨・美濃伝統野菜の生産振興、蚕業振興	3
花き係	花きの生産振興、展示会等への出展支援、園芸福祉活動、国際園芸アカデミーの運営、花き総合指導センターの活用	3
花き振興係	清流の国ぎふ花と緑の推進センターの業務、ぎふ花と緑の振興コンソーシアムの運営、県産花きの販路拡大、花育の推進	3

(一社) 岐阜県農畜産公社 派遣

⑥畜産振興課

現員 20 人（課長、管理調整監、畜産指導監、飛騨牛銘柄推進室長含む）

担当名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査、防災・危機管理 等	4
養豚・養鶏係	畜産振興計画の策定、養豚・養鶏・養蜂の生産振興、国庫補助事業の総合支援、食肉流通関係の指導、畜産関係融資の審査、リース事業の審査、畜産統計、畜産技術研修、畜産広報、畜産災害、畜産経営指導、養豚、養鶏、養蜂団体の指導 等	3
酪農・飼料係	酪農の生産振興、乳用牛改良の推進、学校給食用牛乳供給支援、県営家畜育成牧場の管理運営、家畜排せつ物法、自給飼料増産対策の推進、耕畜連携の推進、飼料安全対策の推進、酪農団体の指導 等	3
畜産基盤係	畜産基盤再編総合整備事業の推進、草地整備の推進、県営牧場の整備、公共牧場の利用推進、強い畜産構造改革支援事業の推進、畜舎建築特例法 等	2
（飛騨牛銘柄推進室） 銘柄推進係	肉用牛の生産振興、肉用牛改良の推進、全国和牛能力共進会の支援、肉用牛団体の指導、家畜の流通、肉用牛の担い手育成、畜産GAPの推進 等	3

（一社）岐阜県農畜産公社 派遣 1

⑦家畜防疫対策課

現員20人（課長、野生いのしし対策室長、家畜防疫企画監、家畜防疫対策監含む）

担当名	分掌事務	現員
防疫推進係	家畜防疫対策の政策立案、CFS有識者会議、国への提案、他県との政策連携（知事会PT含む）、県議会、広報、家畜保健衛生所の整備、豚熱ワクチン接種、CSF対策・養豚業再生支援センターの運営、豚熱発生農場等の経営再開支援 等	4人
防疫指導係	家畜伝染病予防、家畜保健衛生所の運営、家畜保健衛生事業、獣医事・動物薬事、家畜人工授精及び受精卵移植の推進、家畜衛生関係団体の指導、家畜衛生に関する大学連携、家畜防疫体制の強化 等	5人
捕獲調査係 （野生いのしし対策室）	捕獲方針の策定、調査捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業・鳥獣被害防止総合対策交付金（いのしし関係）、捕獲データ・サーベイランス結果の分析 等	3人
経口ワクチン対策係 （野生いのしし対策室）	経口ワクチン野外散布実施計画策定、散布地域の調整、散布等作業班の編成及び全体調整、経口ワクチン及び必要資材等の調達管理、岐阜県経口ワクチン対策協議会の運営管理・会計 等	4人

※管理調整監、管理調整係は畜産振興課と兼務

⑧農村振興課

現員 21 人（課長、管理調整監、鳥獣害対策室長 含む）

担 当 名	分 掌 事 務	現 員
管理調整係	課内の予算編成、決算、監査等	3
農村企画係	都市農村交流促進（グリーンツーリズム、農泊等）、ふるさと農村活性化対策基金事業、棚田地域水と土保全基金事業、棚田地域の振興、市民農園、都市農業の振興 等	3
農村支援係	遊休農地対策、農山漁村振興推進交付金、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、経営構造対策事業、生態系保全支援事業、人権問題啓発推進事業、中山間地農業ルネッサンス事業 等	3
農地利用係	農地法関係事務（農地転用許可等）、農村地域への産業導入、農事調停 等	3
農地調整係	農振法関係事務（農業振興地域の指定・農業振興地域整備計画等）、旧農地保有合理化の促進、農業委員会・農業委員会ネットワーク機構指導、国有農地、公益法人等への指導 等	4
（鳥獣害対策室） 鳥獣害対策係	鳥獣害対策の推進（鳥獣被害対策本部、鳥獣被害防止特措法関係）、獣肉（シカ）の利活用推進、カワウによる漁業被害対策 等	3

⑨里川振興課

現員 17 人（課長、管理調整監、水産振興室長含む）

担 当 名	分 掌 事 務	現 員
里川振興係	世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承、清流長良川あゆパーク管理運営 等	5 〔うち、 兼務 1〕
（水産振興室） 水産係	内水面漁場管理委員会、漁業取締、漁業経営持続化対策、鮎の資源族食促進、遊漁者増大対策、外来魚生息拡大防止対策 等	3
（水産振興室） 漁業振興係	岐阜県水産業振興計画の進捗管理、親魚養成実証業務、内水面振興施設整備、スマート水産業導入支援（養殖業）、内水面漁業研修センターの運営 等	6 〔うち、 兼務 3〕

管理調整係は農村振興課と兼務

⑩農地整備課

現員30人（課長、管理調整監、技術指導監、課長級（県土連派遣）、農地防災対策室長含む）

担当名	分掌事務	現員
管理調整係	予算編成、決算、監査、用地事務、公有財産 等	3
調査計画係	農業農村整備事業の総合企画、事業調整、政策調整、計画調査、設計積算、技術調整、水利権、水資源、国営・機構営事業、広報、職員研修 等	5
事業管理係	換地計画の決定・認可、土地改良財産の管理、土地改良事業計画の決定・認可、確定測量成果の認証申請、土地改良区等の設立・解散認可・指導監督、土地改良事業に係る訴訟、異議紛争処理、飛騨エアパーク管理運営 等	3
水利・小水力係	県営かんがい排水事業、土地改良施設突発事故復旧事業、基幹的農業用水路強靱化事業、土地改良施設保全計画策定事業、県営農村環境整備事業、小水力発電施設整備事業、小水力発電による環境教育推進事業、田んぼダム実証事業 等	3
農地・農道係	県営経営体育成基盤整備事業、農業経営高度化支援事業、県営農業基盤整備促進事業、県営広域農道整備事業、県営基幹農道整備事業、県営農道施設強化対策事業、経営体育成基盤整備事業、土地改良事業調査設計事業、農地集積促進意向調査事業、農道施設保全対策事業、団体営農道保全計画策定事業 等	2
総合整備係	県営中山間地域総合整備事業、県営農村振興総合整備事業、農村振興総合整備実施計画調査、団体営農業集落排水事業、農業集落排水維持適正化事業、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業、中山間地域農業生産基盤整備促進事業、生態系保全施設整備推進事業、用排水路・河川落差解消支援事業 等	2
（農地防災対策室） 農地防災係	県営湛水防除事業、地すべり防止施設管理事業、県営特定農業用管水路等特別対策事業、土地改良施設維持管理適正化事業、県営特定農業用施設等災害復旧事業費、団体営農地災害復旧事業、土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業、農業水利施設管理強化事業、農業用排水機維持管理事業 等	2
（農地防災対策室） ため池防災係	県営ため池等整備事業、団体営ため池等防災力強化事業、県営ため池防災対策事業、団体営ため池サポートセンター事業、ため池防災支援事業、農地防災ダム点検管理強化事業、県単農業農村整備事業、農業用施設緊急改修事業、農業農村整備調査事業、土地改良事業に係る市町村支援、大規模災害時の中長期派遣 等	5 （美濃加茂駐在1） （恵那駐在1）

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

発行 令和5年4月

編集 岐阜県農政部

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL 058-272-1111(代表)